

日本評価研究

**Japanese Journal of
Evaluation Studies**

Vol. 25, No. 2, September 2025

巻頭言

評価の価値判断と評価的推論について

源 由理子

特集：実践が導く評価の可能性：事例と経験の共有

特集に寄せて「評価実践を蓄積することの価値」

新藤 健太

難民支援政策評価（外務省ODA評価）実践報告

神宮司 真奈 高杉 真奈 小松原 康子

宇治田原町ヤングレビュー

窪田 好男 池田 葉月 諸戸 颯 福田 皓大 高丸 勇樹

三重県内の社会福祉協議会における評価の実態

—地域福祉活動計画の分析と事例から—

小倉 谦也 久津摩 和弘

社会的インパクト評価の新たな取組からの学び

—休眠預金等活用事業（助成事業）の実践から—

根尾 智子 高木 陽子 後藤 三紀子 安藤 順一

子どもの居場所に対する中間支援事業（休眠預金等活用事業通常枠

実行団体）の評価

—2020から2022年度における那覇市社会福祉協議会の取り組みを通じて—

浦崎 直己

求められる評価の伴走支援とは

—休眠預金等活用制度の事例から—

新藤 健太

実践報告・調査報告の有効性：

—ケーススタディメソッドの考え方の比較と最新の事例

佐々木 亮

研究論文

評価の実践認識論のモデル化

—Weiss-Patton論争を手がかりとして—

西村 君平 原田 健太郎 吳 書雅 渡部 芳栄

『日本評価研究』編集委員会
Editorial Board

編集委員長
Editor-in-chief

村上 裕一（北海道大学）
Yuichi MURAKAMI

編集副委員長
Deputy Editor-in-chief

新藤 健太（日本社会事業大学）
Kenta SHINDO

編集委員
Editors

池田 琴恵（農田工業大学）
Kotoe IKEDA

佐々木 亮（国際開発センター）
Ryo SASAKI

杉谷 和哉（岩手県立大学）
Kazuya SUGITANI

西野 桂子（関西学院大学）
Keiko NISHINO

西村 君平（東北大大学）
Kunpei NISHIMURA

野呂 高樹（未来工学研究所）
Takaki NORO

橋本 圭多（神戸学院大学）
Keita HASHIMOTO

牟田 博光（東京工業大学）
Hiromitsu MUTA

特定非営利活動法人日本評価学会
編集委員会事務局
E-mail: journal@evaluationjp.org

日本評価研究

第25巻 第2号 2025年9月

目 次

巻頭言

源由理子

評価の価値判断と評価的推論について	1
-------------------	---

特集：実践が導く評価の可能性：事例と経験の共有

新藤 健太

特集に寄せて「評価実践を蓄積することの価値」	3
------------------------	---

神宮司 真奈 高杉 真奈 小松原 康子

難民支援政策評価（外務省ODA評価）実践報告	5
------------------------	---

窪田 好男 池田 葉月 諸戸 颯 福田 皓大 高丸 勇樹

宇治田原町ヤングレビュー	21
--------------	----

小倉 謙也 久津摩 和弘

三重県内の社会福祉協議会における評価の実態	
-----------------------	--

一地域福祉活動計画の分析と事例から一	35
--------------------	----

根尾 智子 高木 陽子 後藤 三紀子 安藤 順一

社会的インパクト評価の新たな取組からの学び	
-----------------------	--

一休眠預金等活用事業（助成事業）の実践から一	49
------------------------	----

浦崎 直己

子どもの居場所に対する中間支援事業（休眠預金等活用事業通常枠実行団体）の評価	
--	--

一2020から2022年度における那覇市社会福祉協議会の取り組みを通じて一	63
---------------------------------------	----

新藤 健太

求められる評価の伴走支援とは	
----------------	--

一休眠預金等活用制度の事例から一	77
------------------	----

佐々木 亮

実践報告・調査報告の有効性：	
----------------	--

ケーススタディメソッドの考え方の比較と最新の事例	91
--------------------------	----

研究論文

西村 君平 原田 健太郎 呉 書雅 渡部 芳栄 評価の実践認識論のモデル化 —Weiss-Patton論争を手がかりとして—	105
第26回全国大会のご案内	121

【巻頭言】

評価の価値判断と評価的推論について

源 由理子

日本評価学会会長／明治大学教授

毎年、「評価について話してほしい」という依頼を複数いただぐ。その際に必ず伝えるのが、「評価＝事実特定+価値判断」(佐々木 2010:3) という基本的な枠組みである。また、「evaluation (評価)」という言葉の語源が、「e- (外に出す)」という接頭辞と「value (価値)」から成り立っており、「価値を見出すこと」を意味するという説明も添える。すると、多くの人が一瞬驚いたような表情を見せる。それは、評価実務において「測定」の側面ばかりが強調され、価値判断が見過ごされがちであることのあらわれかもしれない。そして、話し終えると、「プログラムの価値を問い合わせ続けるという視点から見ると、評価っておもしろいですね」といった感想が返ってくることも少なくない。

公共政策や社会プログラムの評価において、評価は単なる測定や報告ではなく、価値判断のプロセスが中心的な営みであることが強調されてきた。Scriven (1991) は、評価とは測定や記述にとどまらず、論理的な価値判断に基づくべきであると説く。Davidson (2014:1) は、Evaluative Reasoning (評価的推論) と称して、「評価者はアウトカムの測定だけではなく、そのアウトカムの質と価値を理解すべきである」とし、ある活動や成果に価値があるかどうかを判断するための論理的思考プロセスの必要性を指摘している。このプロセスを、ひとつの事例で考えてみる。

たとえば、ある自治体が子どもの貧困対策として、学力向上を目的に放課後学習支援事業を実施したとしよう。「地域の学習支援員によって放課後の個別指導が行われ」(投入・活動)、「週に20人が参加した」(アウトプット)という事実があったとする。そのうえで、「参加した子どもの平均テストスコアが上昇した」(アウトカム) という成果が確認されたとしよう。ここで、「子どもが学力を身につけることは価値がある」という価値前提を置くことで、このプログラムは有効であり、価値ある支援であるという結論が導き出される。このような評価的推論が成立する。

しかしながら、価値前提が常に妥当であるとは限らない。たとえば、「学力向上」だけを目的とすることで本当に十分なのか。子どもの貧困が内包する課題には、学力だけでなく、社会的つながりの欠如や自己肯定感の低さといった問題も含まれる。また、「放課後支援→学力向上」という因果の線が強調されることで、家庭環境や心理的要因などの他の問題が見落とされる可能性もある。さらに、支援が一部の子どもにしか届かないとき、「支援を受けられなかった子ども」が排除された感じることはないか。こうした負のアウトカムへの配慮も必要である。文脈に合わない価値前提に基づく評価であれば、結論そのものも再考されなければならない。このように、評価における推論はロジックの整合性だけでは不十分で、「文脈依存的」であり、絶えず問い合わせるべきものなのである。

では、評価実践において、価値前提はどのように構築されるべきなのか。社会課題への介入は関わる主体が多く、価値が多元的であることを踏まえると、単一の価値前提ではなく、評価情報の利用者を含む多様な関係者の価値観の共存や調整を必要とする姿勢が必要であろう。そのうえで、評価の目的やプログラ

ムの内容・文脈に応じて、独立した評価者が専門的に価値前提を設定することもあれば、関係者間の“納得性”を重視する熟議的プロセスをとおして構築する場合もある。後者は、現象学的に言えば「共通の了解」をめざし、関係者が対話を通じて体験を共有し、価値前提そのものを共につくりあげるプロセスと捉えることもできる。

価値とは外部から一方的に与えられるものではなく、当事者の実践や体験のなかから立ち現れるものであろう。こうした価値を的確にとらえるうえで、質的評価の果たす役割は大きい。たとえば、「何を意味あるものと感じているのか」という内在的な感情、「何をなすべきか」という仮説の生成、関係者による因果関係の語り、意図した成果が得られなかった理由の理解など、質的データは文脈に根ざした深い推論を支えるうえで不可欠である。評価の実践において重要なのは、量的因果推論と質的評価をどう組み合わせて評価の信頼性と説得力を高めていくかという点であると思う。

評価は単にデータ収集や測定ではなく、「何がよいのか」「なぜそれがよいとされるのか」を問う社会的営みである。価値前提の妥当性の検討、関係者の対話的関与、そして文脈への配慮を通じて、評価は現象の意味を社会の中で見出し、公共的な価値を生み出すことにつながるのではないか。今回の特集「実践が導く評価の可能性：事例と経験の共有」では、現場での貴重な実践報告をとおして、評価的推論について多くの示唆が得られることを期待したい。

(参考文献)

佐々木亮（2010）『評価論理—評価学の基礎—』、多賀出版

Davidson, J. (2014). *Evaluative Reasoning, Methodological Briefs: Impact Evaluation 4*, UNICEF Office of Research, Florence.

Scriven, M. (1991). *Evaluation Thesaurus (4th edition)*. Sage Publication

【特集に寄せて】

評価実践を蓄積することの価値

新藤 健太

日本社会事業大学

まずは、本特集の趣旨を説明したい。評価学には研究と並ぶもうひとつの柱がある。それは、評価の実践現場で積み上げられる実践事例の記録と共有である。なぜなら第1に理論の現実適合性を検証・修正する手がかりとなるからである。実践現場で得られた多様なデータや試行錯誤の経験は理論に基づく枠組みを実地で検証し、更新を促す土台となる。第2に他の現場が応用しやすい形で経験知を可視化し、水平展開する媒介となる。第3に実践現場での方法論そのものの改良と能力形成を後押しする。実践報告には「どのような制約下で、どのような方法が有効か」という実践的知見が詳述されており、後続の研究・実践、あるいは教育を具体化する資源となる。

こうした観点から『日本評価研究』誌ではこれまで、実践事例を蓄積することの重要性を繰り返し指摘してきた。例えば、牟田（2007）は「わが国の教育行政に即した学校評価理論の構築と評価実践（ベストプラクティス）の蓄積が必要」とのことから「特集「教育評価」について」を取りまとめ、三好（2012）は「評価に関する研究と実践的活動の成果を、学会員及び多くの評価に関心を持つ人々に広く公表し、評価慣行の向上と普及に寄与すること」を目的とし「ミニ特集「日本評価学会が主催する『評価士養成講座』について」」を取りまとめている。また、橋本（2015）は「ミニ特集「学校評価～実効性ある取組みを求めて」」を通して3つの事例を紹介しつつ「明日は誰か」と投げかけ実践事例の報告は今後ますます続くだろうと結んでいる。

さらに、日本評価学会編集委員会は学会員による実践報告を後押しする目的で第24回・25回全国大会において「実務者と研究者の交流に基づく学術論文執筆ラウンドテーブル・ディスカッション」を開催した（第24回：『日本評価研究』誌の発展に向けて、第25回：「投稿」から「査読」へ）。本特集はこうした学会の継続的な取組みを受け継ぎ、実践事例のさらなる集積と活用を目指して編まれたものである。

次に、本特集を構成する7本の論文を概説する。まず、神宮司・高杉・小松原論文は「日本の難民支援政策」を対象とした第三者評価（外務省・ODA評価）に関して、複数の政策や支援分野が関わる当該政策を開発の視点（妥当性・有効性・プロセス）並びに外交の視点に基づき評価した実践を報告している。窪田・池田・諸戸・福田・高丸論文は京都府宇治田原町における「ヤングレビュー」を報告し、授業で政策評価を学んだ学生が教員と共に外部評価を行い、評価結果をデザインを重視した報告書にまとめ、若年層の参画が政策改善と人材育成を同時に促す可能性を示した。小倉・久津摩論文は三重県内の20社会福祉協議会の計画を横断分析し、アウトカム・効率性階層の弱さを指摘するとともに、伊賀市社会福祉協議会でのアウトカム志向型計画づくりが寄付拡大に結びつく過程を追跡した。根尾・高木・後藤・安藤論文は休眠預金等活用制度の三層構造における自己評価の実践を紹介し、自己評価の成果と課題を論じ、エンパワメント型支援の必要性を提示している。浦崎論文は那覇市社会福祉協議会が実施した子どもの居場所中間支援事業を三年間追跡し、コロナ禍でロジックモデルを改訂しながら社会的インパクトを測定した実践を報告

する。新藤論文は2つの休眠預金等活用事業での伴走支援経験をもとに、評価伴走支援者に必要な専門性を整理し、制度と組織が両輪で評価キャパシティ形成を推進する枠組みを示す。最後に佐々木論文はケーススタディ理論の系譜を整理したうえで、現代的なケーススタディの適用事例を解説し、本特集を締めくる。

本特集を構成するこれら7本の論文は、例えば2つのレンズで読み分けることができる。第1のレンズは「スケールの階層」であり、①政策・制度レベル（神宮司ら論文・根尾ら論文）、②地域・組織レベル（窪田ら論文、小倉ら論文、浦崎論文）、③評価実践を支える仕組み（新藤論文）、そして④実践知を学術知へ接続する枠組み（佐々木論文）に整理できる。第2のレンズは「評価利用の目的」で、①説明責任（神宮司ら論文、根尾ら論文）、②学習・改善（窪田ら論文、浦崎論文、新藤論文）、③資源動員（小倉ら論文）、④知識構築（佐々木論文）という観点から読むこともできる。もちろん、各論文は複数の階層・目的にまたがっており、ここで示した分類はあくまで一例に過ぎない。読者には、ご自身の立場や関心に応じてレンズを行き来し、あるいはご自身独自のレンズを持ち込んで、評価実践が理論と実践現場をどのように行き来しながら社会的価値を生み出しているのかを多面的に読み解いていただきたい。

最後に、本特集で紹介した多様な実践報告と考察が、読者一人ひとりにとって「自身の評価実践を次にどうつなげるか」を考えるヒントになれば幸いである。実践現場の制約やこれに対する工夫等をあえて言語化し共有することで、実務家にとっては研究につながる問い合わせ書きやすくなり、研究者にとっては理論を鍛えなおす素材を得る可能性を広げることができる。こうした経験の往還と蓄積を続け、評価学におけるもうひとつの柱である「実践事例の記録と共有」が着実に発展することで、評価学全体の発展を下支えし続けることを期待したい。

参考文献

- 橋本昭彦（2015）「ミニ特集：「学校評価～実効性ある取組を求めて」をお届けします」、『日本評価研究』、15（1）：1-2
 三好皓一（2012）「ミニ特集：日本評価学会が主催する「評価士養成講座」について」、『日本評価研究』、12（1）：1
 牟田博光（2007）「特集「教育評価」について」、『日本評価研究』、7（1）：1

【実践報告・調査報告】

難民支援政策評価（外務省ODA評価）実践報告

神宮司 真奈

株式会社国際開発センター

jingushi.m@idcj.or.jp

高杉 真奈

株式会社国際開発センター

takasugi.m@idcj.or.jp

小松原 康子

株式会社国際開発センター

komatsubara.y@idcj.or.jp

要 約

本稿は、外務省の2023年度ODA評価「難民及び難民受入れ国支援の評価」（第三者評価）の評価実践を報告するものである。難民支援政策は、その全体を網羅する単一の政策文書がなく、複数の関連文書や国際会議での声明の下に政策が実施されていた。同政策に基づく支援事業は、様々な分野を含むと共に、緊急人道支援から中長期的な開発協力まで、多様な支援形態（スキーム）が活用されている。このため、外務省内の多数の部署、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国際機関及び非政府組織（NGO）等、通常の開発協力に比べ関係者が特に多岐に亘る。本実践報告は、こうした特徴を持つ日本の難民支援政策について紹介しつつ、ア）評価対象政策・協力の特定、イ）事前の指標設定のない目標の「結果の有効性」の検証、ウ）対象課題の特徴を踏まえた評価判断の検討を含むプロセスを概説することで、類似の特徴を持つ政策・プログラムレベルの将来の評価の参考となることを目的とする。

キーワード

難民、政策評価、ODA、外務省、HDPネクサス

1. はじめに

本稿は、株式会社国際開発センター（IDCJ）が、2023年度に外務省の委託を受けて実施した政府開発援助（ODA）評価「難民及び難民受入れ国支援の評価」に関して、その評価の実践及び結果の概要を報告するものである。

ODA評価とは、ODAの実施状況と効果を検証し、政策策定や実施過程にフィードバックすることを通じて、「ODAの管理改善及び質の向上」を図ると共に、「国民への説明責任を確保する」という目的から、外務省が毎年実施しているものである。本評価はその政策レベルの評価である。評価者は、外務省の「ODA評価ガイドライン」及び

「ODA評価ハンドブック」に準拠の上、評価対象等の特性に応じて、適切な検証項目を設定し、評価することが求められる¹。

本評価で対象とした難民支援政策は、その全体を網羅する単一の政策文書があるものではなく、複数の関連文書や国際会議での声明の下で政策が実施されていた。同政策に基づく支援事業は、様々な分野（保護、シェルター、食料援助、保健、水・衛生、教育、生計向上等）を含むと共に、緊急人道支援から中長期的な開発協力に至るまで、幅広い支援スキームが活用されている。外務省国際協力局緊急・人道支援課が中心となりつつ、同省の異なる部署がそれぞれの主管スキームを実施すると共に、JICA、国際機関及びNGO等を通じた支援

が行われてきた。後述のとおり、関係国の政治外交政策とも関連が深いという特徴もある。

本稿では、このような特徴（複数の政策が関わる、幅広い支援分野を含む、多様なスキームが活用されていて関係者が多岐に亘る）を持つ難民支援政策の評価について、類似の特徴を持つ政策・プログラムレベルの将来の評価の参考となるよう、その実践プロセスを報告する。

まず難民支援分野の背景情報として「難民支援の国際潮流と日本の対応」を概説する。次に「評価の目的」「評価の対象」及び「評価の分析方法」を説明する。そして、「評価結果」を報告の上、最後に「結論」として、他の評価の参考となりうる点について考察する。

なお、本評価は、評価主任（大野泉・政策研究大学院大学教授）、アドバイザー（大橋正明・恵泉女子学園大学名誉教授）及びIDCJで構成される評価チームで実施したものであり、報告書は外務省のホームページで公開されている²。本稿は、委託元の外務省、評価主任及びアドバイザーの了承のもと、本評価に従事した筆者が評価の実践を振り返り、執筆・投稿するものであり、記載内容に関しては筆者が責任を負う。

紙幅の都合上、本稿で「難民」は、国内避難民（IDP）やその他の避難民を含むものとして記載するが、文脈上、区別する必要がある場合には、それぞれ明記する。また、本稿は基本的に評価実施当時のデータ・情報を記載しており、必ずしも最新のものではないことを付記する。

2. 難民支援の国際潮流と日本の対応

難民支援は、かつては人道支援の範疇とされてきた。しかし、受入れ国における難民の滞在が長期化する中で、難民の援助への依存や受入れ国の負担の増大が問題視され、難民支援に開発の視点を取り込む必要性が認識されるようになった。1970年代頃から人道と開発の連携が模索され始め、その後、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）をはじめ様々な国際機関や二国間ドナー等において、開発援助による難民支援の議論や人道と開発のギャップを埋める取組が見られるようになった

（黒澤 2018）。

2011年に民主化運動「アラブの春」が中東・北アフリカに広がり、2015年に大量のシリア難民が欧州に流入するなど、世界最大規模の難民危機が発生したことで、難民支援の国際潮流は大きな転換点を迎えた。2016年5月、史上初の「世界人道サミット」が開催され、173か国から政府、国際機関、市民社会など9,000人以上が参加し、紛争や自然災害などにより複雑化・長期化する人道危機に対する人道資金不足に警鐘を鳴らすとともに、人道と開発の連携を含む、より効果的な支援について議論された。

その後の国際会議においても人道と開発の連携が国際的に強調され、2016年に採択された「平和の持続（Sustaining Peace）」に関する国連総会決議及び安保理決議、そして、同年のグテレス国連事務総長の就任演説以降は、「人道と開発の連携」に「平和」を加えた、「人道と開発と平和の連携（Humanitarian, Development and Peace Nexus：略称HDPネクサス）」が国際的に謳われるようになった（Ferris 2020）。

同年には、国連総会決議「難民及び移民に関するニューヨーク宣言」が、そして2018年には、難民保護を促進するための新たな国際的取決めとして「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）」が国連総会で採択された。

GCRは、国際社会が取り組むべき目標として、1) 難民の受入れ国の負担軽減、2) 難民の自立促進、3) 第三国定住の拡大、4) 安全かつ尊厳ある帰還に向かた環境整備を掲げている。このフォローアップとして、4年に1度グローバル難民フォーラム（GRF）が開催されることになり、2019年の第1回GRFでは、長期的支援に向けた770以上のプレッジ（宣言）の提出及び目標指標の設定が行われた。

日本は、1970年代後半のインドシナ難民の大量流出をきっかけとして、同難民の日本定住支援を開始し、1万人以上を受け入れた歴史を持つ。その後、難民の国際的保護の基礎となる「難民の地位に関する条約」及び「難民の地位に関する議定書」に加入し、1982年に難民認定制度を開始した。

国外での難民支援に関しては、ODA大綱（1992年）がODAによる人道支援や人間の安全保障に関する政策枠組みを提供してきた。しかし、難民支

援を含む人道支援のための政策文書については長らく策定されておらず、2011年に「我が國の人道支援方針」が策定された。同方針以降、新たな政策文書は策定されていないが、日本は既述した国際潮流の変化に沿い、主要な国際取決めを採択すると共に、HDPネクサスを重視した支援を積極的に行ってきている。

そして、2022年、難民やIDP等、世界で移動を強いられた人々は、史上初めて1億人を超えた。同年のロシアによるウクライナ侵攻やスーダン内戦など、世界各地で紛争が勃発・長期化することで強制移動者の数が増え続けている。こうした難民の76%を低中所得国が受け入れており（UNHCR 2023）、国際社会全体として受け入れ国の負担軽減に取り組むことが求められている。2023年12月に開催された第2回GRFでは、日本は共同議長国を務めた。

3. 評価の目的

上記の背景を踏まえ、外務省は2023年度の課題別のODA評価として、日本の難民及び難民受け入れ国支援政策をとりあげることとした。本評価の目的は、次のとおり。

- ア) 難民支援に関する日本の援助政策及びそれに基づく協力を評価すること。
- イ) 評価結果を踏まえて今後の難民支援関連政策の立案・実施に生かせる提案・提言を得ること。
- ウ) 評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすこと。

4. 評価の対象

政策レベルのODA評価では、まず目標体系図（図1）を作成することにより、評価対象の範囲を明確にする。目標体系図とは、評価対象である政策の目標を体系的に整理したロジックモデル図であり、課題別評価の場合は、既存資料や主管課室等からの情報に基づき作成する。

外務省の仕様書で指定された評価対象は、「2015年度-2022年度の過去8年間の日本の難民支援にかかる関連政策」である。同指示に基づき、本評価では、評価対象とする政策及び協力事業の範囲について、難民支援の特性を踏まえ、以下のとおり精査していった。

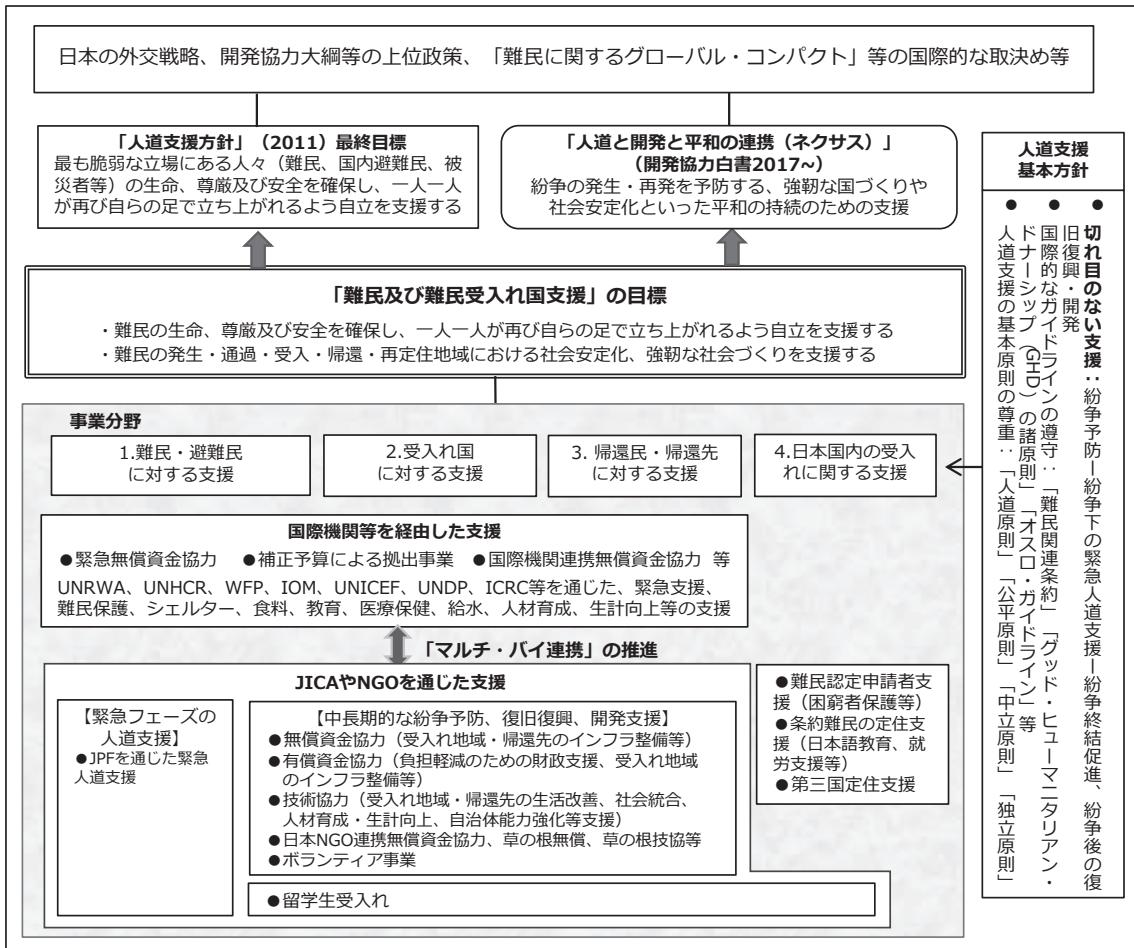
まず対象政策としては、「我が國の人道支援方針」（2011年）を基軸とした。他方、本政策が策定されてから年数が経過していたことから、上述の国際潮流等も踏まえ、関連する国際会議で表明された日本の難民支援方針や、人道支援方針の策定当時は明記されていなかったものの、2017年頃から支援方針として開発協力白書等で明記されるようになった「HDPネクサス」の視点を含めることとした。

人道支援方針で明記された緊急人道支援から開発支援への「切れ目のない支援」は、「HDPネクサス」に引き継がれた。これらが直線的に移行するのではなく、緊急期当初から、緊急に必要な「人道支援」と中長期的な視点で自立を促進する「開発協力」を並行して行うこと、長期化・深刻化する人道危機に対して、紛争の根本原因への対処を含む「平和構築や紛争再発を予防する支援」と「貧困削減・経済開発支援」も展開することが重視されるようになった。

上記検討に基づき、評価対象とする政策目標を次の2点に整理した：ア) 難民の生命、尊厳及び安全を確保し、一人一人が再び自らの足で立ち上がるよう自立を支援する、イ) 難民の発生・通過・受入・帰還・再定住地域における社会安定化、強靭な社会づくりを支援する。そして、これらの上に、日本の外交政策や開発協力大綱等の上位政策、日本が参加する難民保護に関する国際的な取決め等を位置づけた。

次に、評価対象とする協力事業の範囲に関して、多様な分野・スキーム・主管部門が関わる難民支援では、それらを網羅した情報が存在しなかった。そのため、本評価では、外務省ウェブサイトに記載されている約束状況、補正予算関連情報（成果目標一覧等）、JICAウェブサイトなどの公開情報に加え、国際機関やJICA、NGOから得た情報に基づき、日本の難民支援の全体像にできる限り近い案件リストの作成を試みた³。その後、外務省の関

図1 目標体系図



(注) 事業分野の「4. 日本国内の受入れに関する支援」は、非ODA事業や外務省以外が管轄する事業は、本評価の対象外とする。
(出所) 外務省 (2024a, p.2)

係部署へのインタビューを通じて、該当事業を精査していった。

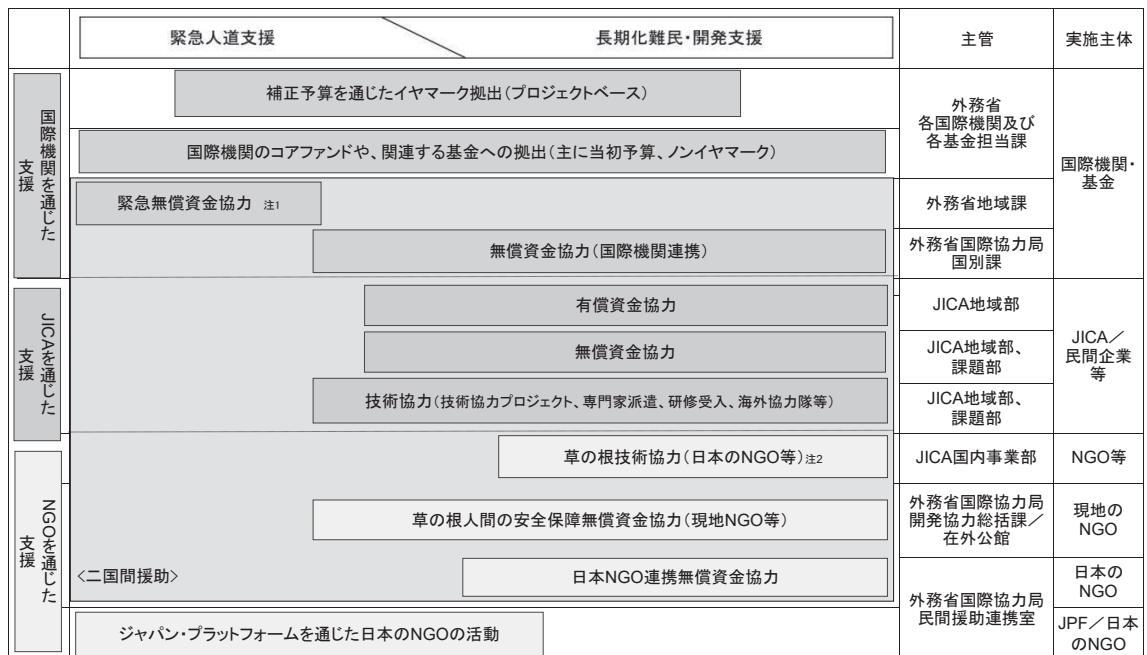
その結果、本評価では、ODAを活用した支援を次の4つに大別し、本評価の対象を図1の目標体系図のとおりにまとめた：1) 難民・避難民に対する支援、2) 受入れ国に対する支援、3) 帰還民・帰還先に対する支援、4) 日本国内の受入れに関する支援。

このうち、4) に関しては、外務省担当課に確認したところ、評価時点で、OECD（経済協力開発機構）によるODAの定義に該当する支援と、非

ODAの支援があることが分かった。そのため、本評価では、非ODA事業や外務省以外が管轄する事業を評価対象外とした。なお、第三国定住者への支援に関しては、「ドナー国の経済への統合を促進すると捉えられるものはODAから除外される」との定義に基づき、非ODA事業に分類されるが、第三国定住はGCRの目標の1つであり、GRFにおける日本の宣言の1つでもあることから、関連情報として記載した。

図2は、上記の評価対象のうち、主に海外で実施される1)、2) 及び3)について、用いられて

図2 日本の難民及び難民受入れ国支援に活用されている主な支援スキーム



(注1) 制度上、相手国政府も供与対象となるが、近年は国際機関を通じた供与が多い。

(注2) JICAによるNGO等を通じた支援スキーム。

(注3) 国際機関連携無償の一部に、JICAが担当する案件がある。無償資金協力の一部に、JICAでなく外務省が担当するものがある。また、二国間援助やJPFを通じた支援には、当初予算、補正予算の両方が活用されている。

(注4) 国内受入れに関するスキームを除く。

(出所) 外務省（2024b、p.21）

る各スキームと、その活用タイミングの傾向を取りまとめたものである。図1の目標体系図で示したように、これらは大きく分けて、国際機関を通じた支援、JICAを通じた支援、NGOを通じた支援の3種類がある。国際機関を通じた支援と、草の根技術協力を除くNGOを通じた支援は、主に外務省が主管している。

まず難民発生直後の緊急期には、人道支援の専門性を持つ国際機関とNGOを通じた緊急人道支援が実施される。具体的には、国際機関を通じた緊急無償資金協力と、（特活）ジャパン・プラットフォーム（JPF）への資金拠出を通じ、シェルター、保健、水・衛生、食料、衣類・毛布・衛生用品・燃料等の配布、難民登録・保護や、農業、教育、生計向上等を支援する。

JPFは、日本のNGOが、国内外の自然災害によ

る被災者や紛争による難民・避難民に迅速かつ効果的な支援を届けるために設立された、NGO・民間（個人／企業）・政府が参画するプラットフォームである。外務省及び民間が資金を提供し、加盟NGOが支援を実施する。

続いて、国際機関を通じ、補正予算によるプロジェクトベースのイヤマーク（使途を指定した）拠出が行われる。補正予算事業は、実施期間が9か月～1年程度と短く、緊急支援と同様に人道支援活動に活用されることが多い。より長期の視点からは、国際機関のノウハウを活用した二国間の無償資金協力である、国際機関を通じた無償資金協力（国際機関連携無償）が活用される。このほか、UNHCR等の国際機関に対する使途を指定しないコア拠出や、人間の安全保障基金等、個別の基金への拠出も活用される。

これと並行して、状況に応じて、JICAによる開発支援スキームである有償資金協力、無償資金協力、技術協力を通じた支援が実施される。有償資金協力や無償資金協力では、難民受入れの負担が大きな地方自治体のインフラ整備（道路、給水、廃棄物処理、病院など）や、将来の帰還先のインフラ整備（難民出身国の復興・平和構築支援）などを支援してきた。

技術協力では、難民及びホストコミュニティ、そして帰還民を対象とした生計向上支援や、難民や帰還民のニーズを反映した開発計画策定、それらを通じた地方行政の能力強化と社会の融和促進、紛争（再発）予防などを支援してきた。また、難民・ホストコミュニティ支援分野の個別専門家やJICA海外協力隊（JOCV）を派遣したりするなどの人的貢献も行っている。

5. 評価分析の方法

本評価では、上記の評価対象について、次の4項目を検証した：ア) 難民関連支援の国際潮流と日本の対応、イ) 「難民及び難民受入れ国支援」に関する援助政策の政策形成・実施過程、ウ) 日本の「難民及び難民受入れ国支援」に関する事業・案件、エ) ケース・スタディ：ウガンダとバングラデシュへの難民・避難民関連協力。これらの検証作業を通じて、日本の難民支援政策を多面的に把握し、「開発の視点」及び「外交の視点」から総合的評価を行った。

評価基準は、外務省の「ODA評価ガイドライン」及び「ODA評価ハンドブック」に基づき、開発の視点は「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」を、外交の視点は「外交的な重要性」及び「外交的な波及効果」を検証した⁴。また、評価の結果は、開発の視点のみに評語によるレーティング（極めて高い、高い、一部課題がある、低い）を付し、総合評定としてのレーティングは行わなかった。

評価ツールは、主に1) 文献調査、2) 国内インタビュー（外務省、JICA、UNHCR駐日事務所、JPF等）、3) 現地調査（バングラデシュ、ウガンダ）、4) 難民関連支援実施国の在外公館30館を対

象としたアンケート調査（回答率70%（30公館中21公館））を活用した（現地調査国の在外公館はインタビューで対応したため、アンケート調査には含まれない）。

現地調査国は、委託元である外務省が、日本の支援実績や地域バランスに関する検討及び現地での本評価調査の受入れ体制や治安状況等を踏まえて選定した。難民の受入れ方針が大きく異なる2か国が対象となり、難民支援の実態や現場での異なる対応を把握する機会となった。また、極力視察する支援スキームのバランスをとると共に、バングラデシュでは避難民キャンプ、ウガンダでは難民居住区への訪問も行った。

6. 評価結果の概要

（1）開発の視点からの評価

①政策の妥当性

政策の妥当性では、ア) 日本の上位政策、イ) 被援助国の開発ニーズ、ウ) 國際的な優先課題、エ) 日本の比較優位性の4点から、日本の難民支援政策が妥当なものであったかを確認した。

まずア)に関して、本評価対象期間における日本の上位政策は、旧開発協力大綱（2015年）であった。旧大綱は、「人間の安全保障の推進」を基本方針の1つとして掲げ、特に焦点を当てるべき脆弱な立場に置かれやすい対象として、「難民・国内避難民」を明記している。加えて、旧大綱の重点課題の1つである「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」では、紛争予防、紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進及び切れ目のない平和構築支援を行うとし、その取組の1つとして「難民・避難民支援等の人道支援」を挙げている。

日本の難民支援政策は、これら旧大綱が掲げる取組に対応するものと言える。また、同政策は、HDPネクサスやマルチ・バイ連携を重視しており、旧大綱が謳う切れ目のない平和構築支援や多様な資金・主体との連携の強化とも整合する。これは「HDPネクサス」を明記し、包摂性（難民・避難民を含む脆弱層への支援）を重視する開発協力大綱（2023年）も同様である。

イ) の観点では、日本の難民支援政策が被援助

国の「政策」と「難民及びホストコミュニティのニーズ」に合致していたかを検証した。前者に関しては、在外公館アンケートの21公館中4公館が「一部課題がある」と回答した。その理由として、当該国が人道支援ニーズを認めていない、難民を支援対象としていないなどが挙げられた。加えて、ケース・スタディ国であるバングラデシュでは、ロヒンギヤ避難民の滞在中の平穏を確保する方針をとりつつも、避難民の定住につながりうる中長期的な開発支援は認めていない。これらを見れば、日本の難民支援政策は、被援助国との整合性に一部課題があるとも判断しうるが、評価チームは以下の考察から、概ね整合すると判断した。

まず難民支援は、受入れ国によって政策が大きく異なり、寛容な難民受入れ政策を持つ国もある。例えば、ケース・スタディ国であるウガンダでは、難民の移動や就業の自由、土地や教育・医療等の公共サービスへのアクセスを認めると共に、開発計画への難民支援の統合を行うなど、難民の自立を支援する方針を持ち、日本の本政策との整合性を確認できる。在外公館アンケートでは21公館中17公館が「整合性が高い」又は「整合性が極めて高い」と回答した。

加えて、本評価では、上述した「一部課題がある」と回答した4公館の対象国及びバングラデシュにおいても、被援助国に受け入れられる形で本政策の現実的な実施が図られていたことに着目した。例えば、バングラデシュでは、日本はバングラデシュ政府方針に沿った緊急支援を実施する中で、国際機関を通じた難民ボランティアの訓練・雇用やキャンプ内での教育支援など、同国政府が受け入れられる形で、自立促進につながる活動を実施していた。また、在外公館アンケートの4公館の対象国でも同様に、国際機関を通じた支援などが実施されていた。

以上より、各国の難民受入れ方針に大きく影響を受ける難民支援の特性に鑑み、評価チームは、被援助国との政策上、難民支援に制約がある国においても、同国政府に受け入れられる形で本政策の現実的な実施が図られていた点を評価し、日本の難民支援政策は、全体として被援助国との政策に概ね整合していると判断した。

次に、「難民及びホストコミュニティのニーズ」

の観点では、国内・現地インタビュー及び在外公館アンケートを通じて、日本が難民・ホストコミュニティのニーズをどのように確認しているかを確かめると共に、現地インタビューに難民・ホストコミュニティを含めることで受益者の声も取り入れるように努めた。

難民の受入れ地域は、被援助国の中でも開発が遅れている地域であることが多く、難民に支援が集中することでホストコミュニティとの緊張関係を生む恐れがある。日本の難民支援政策は難民・ホストコミュニティ双方のニーズに応えることを重視しており、外務省・大使館及びJICAは、多様なソースに基づき、個別のニーズの把握を行っていた。

外務省及び大使館は、先方政府との協議、先方政府及び国連機関が取りまとめる対応計画(Refugee Response Plan等)、現地ドナー会合、国際機関やNGO等が実施するニーズアセスメントや各種報告書、大使館による現地視察などを情報源にしている。JICAは、各種調査のなかで難民・ホストコミュニティを含む現地関係者へのヒアリング等を行っている。本評価の現地調査においてもニーズに整合していない事例は確認されなかったことから、日本の難民支援政策は「被援助国との難民及びホストコミュニティのニーズ」と整合していると判断した。

ウ)に関しては、日本の難民支援政策が、国際的な優先課題や難民支援に関する国際的な潮流と合致していたかを確認した。日本の同政策は、国際的な優先課題である持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に貢献するものであり、難民保護及び支援活動に係るSDGsゴールにも整合している。また同政策は、前述したGCRとも整合すると共に、日本は、国際的な機運の高まりに応じて、国際会議で難民支援を表明し続けており、国際潮流に合致していると判断した。

エ)の日本の比較優位性では、日本の難民受入れが限定的であり、難民支援の比較優位性は必ずしも高くないとの声が一部であった一方で、比較優位として次の3点が多く挙げられた。

1つ目は、「多様な支援スキームを活用した幅広い支援」である。日本は国際機関やNGOなどを通

じた支援スキームと、開発協力機関であるJICAが持つスキームごとの特性をいかして、難民関連の緊急ニーズと、インフラを含む中長期的なニーズの両方に対応しているが、他ドナーでそのような対応をしている例は多くない。この点は、切れ目のない支援やHDPネクサスを推進するうえで促進要因と言える。

2つ目の「補正予算スキームによる支援ギャップへの対応」は、現地調査にて多くの国際機関関係者が評価していた。日本の補正予算による国際機関へのイヤマーク拠出（プロジェクトベースの拠出）は、他ドナーと比較し、補正予算という予見性が低い性質の資金にも関わらず、実態としてはほぼ毎年のように継続的に、同じ募集サイクル、一定規模で提供され、緊急性・重要性が高いが予算がついていない分野に対応する上で有用であるとの声が聞かれた。

3つ目は、「長年の開発協力で培った人材育成・能力強化」である。難民の自立支援や社会の安定化のためには、難民・ホストコミュニティや現地政府機関の人材育成・能力強化が必須であり、この点で日本の比較優位性がいかされていると言える。特にJICAは紛争影響国における人材育成・能力強化の経験を蓄積しており、国によっては政策と現場の両面からのアプローチを実施している点も特徴的である。

例えば、ウガンダでは、政策面では難民支援を担う首相府難民局に日本が唯一専門家（難民支援アドバイザー）を派遣し、現場レベルでは難民・ホストコミュニティを対象に含む地方行政能力強化や稻作振興などの技術協力や、JOCV及びJOCV枠国連ボランティアの派遣を実施している。国際機関や他の二国間ドナーでは、現場レベルの活動を実施パートナーに任せるところが多い中、日本人専門家が現場できめ細かな支援を行っている点も特徴的である。

以上より、日本の難民支援政策は、「日本の上位政策」、「被援助国の開発ニーズ」、「国際的な優先課題」と概ね整合していることが確認されたことから、その妥当性は「高い」と評価した。

②結果の有効性

結果の有効性に関しては、日本の難民支援政策のア) 投入実績（インプット）から、イ) 直接的

な成果（アウトプット）、ウ) 中長期的な効果（アウトカム・インパクト）に至るまでの流れを確認し、同政策の目標がどの程度達成され、どのような効果が発現したかを検証した。

ア) の投入実績に関しては、データの制約からあくまで目安である点に留意が必要だが、本評価で作成した案件リストに基づき、主な投入金額の推移を確認した。評価対象期間中、その有無・規模によって金額の影響が大きい有償資金協力を除くと、毎年約600億-900億円程度で推移していた⁵。特に、シリア難民への対応機運が高まった2015-2017年度の金額が大きく、ウクライナ及び周辺国への緊急人道支援が実施された2022年度に再び金額が大きくなっている。また、日本が国際会議で表明したコミットメントと比較したところ、表明どおりの投入がなされてきたと判断できた（表1）。

加えて、OECDが実施した調査によると、2018-2019年の二国間ドナー 32か国のODAによる難民・ホストコミュニティ支援の内、約3分の2を米国、ドイツ、EUの3者が担い、日本の貢献は12.48億ドルで、全体の5位（5.2%）であった。また、トップドナーである米国が支援の99%を人道支援に充てている中、日本は57%を開発支援に充てており、HDPネクサスの原則に沿った資金調達がなされていると指摘されている（Hesemann 2021）。

難民支援を行うUNHCR及び国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対しては、これら機関が受け取る拠出金・寄付金総額の3-5%を日本が安定して拠出し、UNHCRに対するドナー全体の5位前後、UNRWAに対しては、年により5-10位を占めてきた。

また、世界銀行が2016年に設立した、ヨルダンなど、難民危機に直面する中所得国に対して譲許的資金を提供するグローバル譲許的資金ファシリティにおいて、日本は全体の19.5%を拠出し、全10ドナーのうち第1位であった。

このように、日本の難民支援に関する投入は、国際社会で一定の存在感を示しており、在外公館アンケートや関係者インタビューにおいても、多様なスキームを活用し、限りある予算のなかで十分な投入を行い、役割を果たしてきたと捉える本省及び在外公館関係者が多かった。

他方で、世界各地で人道危機が発生したために、

表1 日本が表明した支援金額コミットメントの達成状況

表明年月	日本が表明したコミットメント	根拠
2015.9	シリアとイラクの紛争からの避難民に対する支援：約8億1,000万ドル	2015年度約10億ドル（1,096億円）
2015.9	レバノンに対するシリア難民・ホストコミュニティ支援等：200万ドル	「レバノンに流入したシリア難民及びホストコミュニティーに対する緊急無償資金協力」200万ドル（2015）
2015.9	セルビア、マケドニア等への難民・移民の受け入れ施設整備、食料、医療支援等のための支援：約250万ドル	「欧州における難民・移民問題に対する緊急無償資金協力」200万ドル（2015）、マケドニア・セルビアにおける難民等の防寒対策：UNHCRへの2015年度通常拠出の内、3億円（約270万ドル）を配分
2016.9	2016年から3年間で総額28億ドル規模の支援（難民・移民への人道支援、自立支援、受け入れ国・コミュニティ支援）	2016-2018年度の支援総額3,972億円（約36.1億ドル）
2016.9	世界銀行グローバル危機対応プラットフォームへの拠出：総額1億ドル	2016-2018年にかけ6,500万ドル拠出。2023年2月、国際復興開発銀行に供与した600億円の円借款を活用し、金利差等により捻出された約8,336万ドルのグラントを世界銀行のGCFFに拠出。
2016.9	シリア・イラク及び周辺国への国際機関と連携した支援：11.3億ドル（2016年）	14.6億ドル（暦年約1,560億円）（両国と難民を受け入れるヨルダン、エジプトへの難民支援以外の案件含む）
2022.3-4	ウクライナ及び周辺国に対する緊急人道支援（避難民の保護を含む）：総額2億ドル	総額約2.15億ドル

（出所）外務省（2024a, p.17）に基づき、筆者が本稿の紙幅に合わせて作成

世界全体の人道アピールに対する支援総額が2022年に98億ドルと過去最高を記録したにもかかわらず、個別の難民対応オペレーションが受け取る人道支援金額は減少している。難民が大量流入している地域の支援ニーズは膨大であり、いまだ十分なサービス提供が実現していないこと、食料価格高騰による支援コストの増加、各国における人道アピールの充足率などに照らせば、目標達成のための投入として十分とは言い難いという指摘も多数見られた。

投入のタイミングに関しては、例えば、バングラデシュでは、食料支援の減額という危機的状況に対し、国際機関を通じた支援を適時に提供するなど、迅速な投入がなされている。また、他ドナーに先駆けて開始した同国バシヤンチャール島における避難民への支援は、国連機関や現地政府から感謝され、外交的にも意義のある支援となった。

個別事業のアウトプットについては、国内イン

タビュー、既存の評価報告書及びケース・スタディ2か国における現地調査を通じて、アウトプットが概ね達成されていることを確認した。ただし、難民支援の現場においては、治安情勢を含め状況の流動性が高く、事業期間や計画の変更が多い点には留意が必要である。

なお、難民支援では、病院建設のようにプロジェクト単体として認識しやすく、日本の貢献が目に見える案件がある一方、UNHCRの難民登録や国連世界食糧計画（WFP）の食料支援など、広範囲で大規模に行われる支援の一部に日本の支援が充当され、日本の支援のみを切り取ってアウトプットを報告、評価することが難しいものも多い。本評価では、こうした人道支援の活動の一端を担うこととも、オペレーション規模が大きな難民支援の現場の特徴であり、重要な貢献と捉えた。

日本の難民支援のアウトカム・インパクトに関しては、図1で整理した難民支援の2つの政策目標

表2 日本の難民支援の政策目標、GCR目標及びGRFにおける日本の宣言の関連性・進捗報告

難民支援の政策目標	関連するGCR目標	関連するGRFにおける日本の宣言、進捗報告内容
1) 難民の生命、尊厳及び安全を確保し、一人一人が再び自らの足で立ち上がり得るよう自立を支援する	2) 難民の自立促進	1) 日本での教育機会のためのシリア人学生の受入れ：2021年度末までに67名の学生と64名の家族が来日、内39名が修士号取得済（2022年度末までに73名の学生と69名の家族が来日）。
	3) 第三国定住の拡大	2) 日本における難民の再定住の拡大：2021年度、マレーシアから6名の難民再定住を受入れ（2020年から年間の受入れ枠を30人から60人に拡大済）。
2) 難民の発生・通過・受入・帰還・再定住地域における社会安定化、強靭な社会づくりを支援する	1) 難民の受入れ国の負担軽減	3) HDPネクサスの促進（GCR目標「2）難民の自立促進」にも関連）：ザンビア、ウガンダ、パレスチナ、ナイジェリアにおける生計向上、現地統合、地方行政レジリエンス強化、復興・開発計画策定等の支援等。
	4) 安全かつ尊厳ある帰還に向けた環境整備	4) 難民及び受入れコミュニティのための組織的なスポーツ及びスポーツに基づく取組の利用可能性及びアクセスの向上、安全で包括的なスポーツ施設へのアクセスの促進・確保、スポーツイベントや競技会への平等なアクセスと参加の促進：東京オリンピック・パラリンピックで難民参加を支援。南スーダンで技術協力を実施中。ヨルダンへのボランティア派遣。

(注) GCR目標の番号は、実際の目標番号に準じている。

(出所) 外務省（2024a, p.20）に基づき、筆者作成

の達成状況の確認を試みた。他方、これらは本評価の実施に当たり整理した目標であり、予め設定された指標は存在しない。そこで、本評価では、難民保護に関する国際的な取決めであるGCRの4つの目標や、GRFにおける日本の宣言の進捗状況を、これらの政策目標との関連性を踏まえて確認した。

まずGRFの宣言の達成状況に関して、UNHCRに各機関が提出する進捗報告によれば、日本の4つの宣言はいずれも進行中（In progress）であり、主な進捗報告は表2のとおりである。

具体的には、政策目標1に関して、日本の国際機関やNGOを通じた人道支援は、インプットの量・タイミング、食料やシェルター、水・衛生、保健などの支援内容から判断して、難民の生命、尊厳、安全確保に一定の貢献をしている。

GCRの目標2でも掲げられている自立支援（就労、移動、就学、貧困が指標）に関しては、難民の移動や就労に制限を設けている受入れ国があることから十分な対応が難しいケースもあるが、可能な国では生計向上支援が行われ、地方行政や教育支援と合わせて、難民のホストコミュニティへの統合に貢献している。

また、難民個人の安全や自立を目指す政策目標1に関連するGCR目標として、第三国定住の拡大がある（GCR目標3）。欧米を中心とする全22の受入れ国の半数は年間1,000人以上を受入れており、年間60人を上限とする日本は、全体の20位（2022年時点、UNHCR Data Finder）と受入れ規模は小さい。しかし、アジア初の第三国定住受入れ国である日本は、アジアにおける難民保護のパイオニアとして見られている。

UNHCRによると、国際的に第三国定住は増加していないが、近年、教育や労働の枠組みで難民を受入れる「補完的保護」が世界的に広まってきた。これに類する日本の取組として、GRFでの宣言の1つでもある、留学生受入れ事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」（JICA実施）があり、UNHCRは、実質的に補完的保護に資する事例として評価した。

政策目標2に関しては、大きく分けて難民受入れ国・地域社会（通過、再定住地域を含む）の負担軽減を通じた社会の安定化支援（GCR目標1）と、帰還先（難民発生国）への支援（GCR目標4）が含まれる。受入れ国の負担軽減については、例えばシリア難民を受入れているヨルダンにおいて、

JICAの無償資金協力を中心に、難民の流入によって負担がかかっているインフラ（水・保健・ゴミ処理など）に支援を実施してきた。こうした負担軽減は、ホストコミュニティと難民の間の資源や社会サービスをめぐる争いの防止、社会の安定化につながる。

また、政策目標1に関わる難民支援においても、国際機関やNGOを通じた水・衛生・保健などの公共サービスや、農業・職業訓練などの生計向上支援等は、多くの場合、難民だけでなくホストコミュニティ住民も対象に実施されている。これは、元々貧しいことが多いホストコミュニティの負担軽減、不満解消を意図しており、受入れ国政府とドナー・国際機関が支援枠組みの中で受益者の割合を決めている場合もある。職業訓練研修や、子どもの遊び場などに両者が参加することで、交流が生まれ、平和的な共存、社会の安定につながると考えられる。

帰還先の支援（GCR目標4）は、内容的には人道・開発支援と類似しているが、HDPネクサスの「P（平和）」に当たると解釈できる。日本は、アフガニスタン、ウガンダ、スーダン、スリランカ、コロンビア等で、生計支援やインフラ整備、地雷除去等の支援を行ってきたが、その多くは大規模なものではない。また難民支援という文脈ではなく、紛争国の平和構築・復興支援として実施されている場合もある。

上記の状況に基づき、在外公館アンケートでは、政策目標の達成状況について、21公館中13公館（62%）が「高い成果が達成された」、「十分な成果が達成された」と回答した。8公館（38%）は、帰還が進んでいないこと、受入れ国政府の方針や治安上の制約で十分な活動ができないことなどを理由に、「一部課題がある」、「あまり成果が確認されなかった」と回答した。

以上より、インプットの量・タイミング共に国際的に一定のプレゼンスを示すとともに、個別事業においても概ねアウトプットを達成し、総体として2つの政策目標に貢献してきた。よって、結果の有効性は「高い」と判断した。

一方、国際社会全体でみれば、拡大する難民危機への投入は不足している。またHDPネクサスの「P（平和）」への支援として、難民発生要因であ

る紛争の解決や帰還に向けた支援も求められており、政治外交的な介入も必要である。

③プロセスの適切性

プロセスに関しては、難民支援政策のア）策定プロセス、イ）実施プロセス・実施体制、そして、ウ）多様な援助主体との効果的な連携の3つの観点で適切性を検証した。

ア）に関して、「人道支援方針」は、当時の国際社会の趨勢やODA大綱等の上位政策を踏まえ、外務省内の幅広い関係部署の議論を通じて策定されたことが確認された。また、2016年以降は、関連する国際会議等において日本は難民支援に関するコミットメントを表明し、2019年のGRFでは4つの宣言を表明した。本評価時点で、「難民及び難民受入れ国支援」に特化した単一の政策文書はないものの、国際情勢を踏まえて関係者間で適宜協議し、適切なプロセスで共通理解を醸成していると判断した。

イ）の実施プロセス・実施体制に関しては、検証の視点をさらに細分化し、「効果的・効率的・迅速な援助実施」、「HDPネクサスの促進」、「人道支援要員の安全確保」、「モニタリング実施」、及び「旧開発協力大綱の視点への配慮」について検証した。最初の4項目は人道支援方針の記載項目に基づき設定し、最後の項目は、外務省が2022年度に実施した「過去のODA評価案件（2015-2021年度）のレビュー」（評価者：IDCJ）の提言（政策レベルODA評価と開発協力大綱の結びつき強化）を踏まえ、設定した。

まず、「効果的・効率的・迅速な援助実施」は、図2で示した支援スキームごとに、それぞれの実施プロセスや特性を分析した。分析結果から、緊急支援には、迅速な対応が可能となるスキームを活用し、国際機関やNGOと連携することで効果的な支援を可能にしていることが確認された。他方、これらのスキームは支援期間が比較的短期に限定されているものが多く、長期化した難民に対しては異なるスキーム間の情報共有や連携を図るなど、より効果的な支援を行うための工夫の余地があると考えられた。

「HDPネクサスの促進」に関する実施体制は、日本は人道支援と開発支援を同じODA予算で実施しており、HDPネクサスを促進しやすい体制にあ

ると言える。一方で、支援スキームによって主管部門が異なり、外務省本省レベルで難民支援の全体像を把握している部署がない。このような体制では、案件形成時に、HDPネクサスを意識した、支援の全体像や方向性の協議が行われにくいという懸念がある。

現地の体制では、日本の現地大使館には人道支援担当は配置されておらず、スキームに応じて外務省本省の各主管部署と連携し、大使館の経済協力班が対応している。また、国際機関やJICAなどの多様なスキームを組み合わせることが重要な中、JICA事務所と大使館で密なコミュニケーションを取っている国もあれば、国際機関経由が大半を占める難民支援について協議していない国があることも確認された。

「人道支援要員の安全確保」に関して、日本人が直接の難民支援に従事することは安全確保上困難な場合が多く、国際機関や現地NGOなどが活用されている。例外的に日本のNGOが事業を実施する場合には、具体的な安全対策を講じることが採択・活動条件として要求される。それ以外の支援においても、現地の状況によっては安全体制や安全配慮専門人員の配置が案件実施の条件となる。また多くの案件で、現地安全情報の事前ブリーフィング、緊急時連絡体制の構築、危険度の高い地域訪問の事前承認など、安全確保の取組みが確認された。

「モニタリング実施」に関しては、支援スキームごとに異なる状況が見られた。JICAやNGOを通じた支援は、他の開発案件と同様にスキームごとに定められたモニタリング・評価が実施されている。また、GRFの宣言に関するモニタリングは、外務省がJICA等から情報を収集し、UNHCRに定期的に報告している。

国際機関への拠出による個別事業は、国際機関が提出する完了報告書に基づき実績・成果が外務省によって確認されている。しかし、本評価の対象案件に関しては、評価時点で同報告書の公開が確認できず、大使館や外務省本省の担当課がそれぞれ保管していた。外務省や大使館のホームページには、案件について数行程度の報道発表しかなく、補正予算による拠出案件の情報は、外務省側では報道発表もない。このように案件情報の公開

には課題が見られた。

国際機関へのコア拠出については、各機関の年次報告において進捗やパフォーマンスが報告され、一年間の実績を報告書にまとめて、国連総会において報告されている。

「旧開発協力大綱の視点への配慮」に関しては、環境への影響、社会的弱者配慮、女性参画などへの配慮がなされていたかを確認した。外務省によれば、これらの視点は改定された開発協力大綱にも引き継がれ、案件形成の時点で配慮が行われている。

最後に、ウ)の多様な援助主体との効果的な連携については、まず支援の重複を避けるという観点から、難民支援が必要とされる多くの国で、現地政府と国際機関、ドナーの間で調整を行う調整フォーラムが構築されており、日本もそれに参加していることを確認した。

次に、連携の観点では、日本の難民支援は、様々な援助主体が異なる支援スキームを持ち、状況に応じて組み合わせることで効果的な支援が実施されている。NGOや民間セクターなど、多様な主体との連携も行われており、各国の大手銀行が、JICA、国際機関、NGO、民間企業等とのつなぎ役を果たしている事例も確認された。

多様な援助主体との効果的な連携がある程度なされていると言えるが、さらに連携を強めるためには、次の方策を検討する必要性が見受けられた：1) 各スキームを主管する外務省本省内の連携とJICA、NGOなど関係機関との連携・調整体制の構築、2) 大使館、JICA、現地政府、国際機関との現地での連携・調整体制の構築、3) つながりが希薄な各国際機関同士の連携・調整体制の構築、4) ドナーと国際機関連携による「人道支援に特化した地域基金の設立」など、既存の国際機関・基金以外の基金への資金拠出等、より柔軟な支援ツールの積極的な検討。

以上より、プロセスの適切性の検証をまとめると次のようになる。日本の難民支援政策の策定・実施プロセスは、概ね適切であった。日本の幅広い支援スキームは、HDPネクサスの促進要因であり、多様な機関との連携などの工夫が確認された。一方、外務省本省では、難民支援に関わる部署が複数に分かれ、被援助国の難民支援全体を見据え

た協議を行う機会が十分とはいはず、また、JICAやNGOの案件形成と、国際機関を通じた人道支援の案件形成が別個になされている。難民支援において活用が多い補正予算による国際機関を通じた支援は、実施期間が短く、単独でHDPネクサスを完結できないことや、国際機関案件のモニタリング・情報公開が不十分であるなど、課題が確認された。

よって、本政策のプロセスの適切性については「一部課題がある」と判断した。

(2) 外交の視点からの評価

①外交的な重要性

日本の難民支援の外交的な重要性に関して本評価では、ア) 国際的優先課題への対応を通じた外交的プレゼンスと、イ) 地域の安定、ウ) 日本の経済発展との関連性の3点を挙げた。1点目に関しては、難民受入れ負担の分担が国際的に重視される中で、国際社会の一員としてこの責務を果たすことは、日本の外交的プレゼンスにおいて重要なと判断した。

2点目の地域の安定については、バングラデシュ、ミャンマー、イエメン、ジブチ、東アフリカ等の難民支援は、シーレーンや物流の要所の安定、武器・麻薬・テロリスト等の移動防止につながる。このことは日本の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」推進に貢献するものである。また、中東地域やモザンビーク北部の安定は、3点目の日本のエネルギーの安定供給や、日本企業による投資を守ることにもつながると評価した。

②外交的な波及効果

本評価では、ケース・スタディ 2か国の訪問先全てから、日本の支援に対する感謝の声が聞かれた。在外公館アンケートでは、21公館中15公館が「日本のプレゼンスの向上、日本の立場への理解・支持」に関する効果について具体的な回答を記載しており、その多くが、被援助国から国際機関選挙や国際社会における日本への支持が得られたことや、日本のプレゼンスや信頼性向上に貢献したというものであった。「こうあるべき」という姿勢を取ることもある欧米ドナーと異なり、アジアの一員として相手国に寄り添った姿勢を取る日本

の支援は好感を持たれており、その役割への期待も示されるなど、独自のプレゼンスを築いている。

加えて、在外公館アンケートでは、「日本の好感度の向上、日本の平和と安全・繁栄、経済発展への還元等の波及効果」についても確認し、21公館中15公館が具体的な回答を記載した。特に、2021年にウガンダ国会において、現地議員が内戦後の日本の北部復興支援（帰還民支援を含む）への謝意を示す発議をしたことをきっかけに、長年にわたる日本の全ての協力への謝意決議がなされたことは特筆される。

(3) 提言

開発の視点及び外交の視点に基づく評価に基づき、本評価では以下の提言を行った。

総論として、世界的な人道ニーズの増大や難民問題の長期化の中で、国際社会の責務が拡大する一方、難民対応地域における人道支援資金は減少傾向にあり、難民支援は新フェーズに来ている。日本の強みである多様なスキームや開発支援をいかし、HDPネクサスの強化に取り組むべきである。加えて、各論の提言として次の項目を挙げた：ア) 日本にとってのHDPネクサスの明確化と、より戦略性をもった支援の実施、イ) HDPネクサスの強化に向けた、多様なアクター間の連携、及びそのための体制整備、ウ) 迅速性、柔軟性ある制度運用、エ) 生計向上支援の重視⁶、オ) 日本の難民支援の全体像、特に国際機関を通じた支援の「見える化」、カ) 難民支援・HDPネクサスに関する人材育成と登用・配置、キ) 日本国内の難民受入れの継続・強化。

7. 結論

本評価の実践報告を通じて、特に以下の点が他の評価への参考となりえると考察する。

第1に、対象政策全体を表す政策文書がなく、複数の政策が関わる場合の評価対象（政策・協力）の特定プロセスである。本評価では、基軸となる政策を特定しつつ、当該分野の国際潮流の中で日本が表明してきた支援や政策も評価対象に含めた。また、該当する協力事業について、公開情報

から案件リストを作成し、評価開始時に、同リストや支援スキームの図示を活用しながら、関係者からの丁寧なヒアリングを通じて全体像を整理・把握した。

第2に、事前に指標設定がない政策目標の「結果の有効性」の検証プロセスが挙げられる。本評価では、インプット、アウトプットを確認の上、日本が採択した国際取決めの関連目標を参考にしながら、各目標への貢献状況を確認し、結果の有効性を判断した。

第3に、対象課題の特徴を踏まえた評価判断の検討が挙げられる。例えば、政策の妥当性の検証における「受入れ国の政策との整合性」では、各国の難民受入れ方針に大きく影響を受ける難民支援の特性に鑑み、受入れ国の政策のみではなく、同国政府の方針に寄り添う形で、日本の難民支援政策の現実的な実施が図られていた点に着目した。また、「結果の有効性」では、日本の貢献を切り取って可視化することが難しい支援に関して、オペレーション規模の大きい難民支援の特徴を踏まえ、UNHCRやWFPによる広範囲で大規模に行われる支援の一部への日本の貢献も重要なものとして捉えた。

なお、本稿の執筆を通じて、筆者が改めて気がついた難しさとして、「被援助国の開発ニーズとの整合性」がある。難民支援においては、受入れ国政府、難民、ホストコミュニティでニーズが異なりうる。本評価では、いずれかのニーズに整合しない事例は確認されなかつたが、「誰の」ニーズを見るのか、いずれかのニーズに整合しない場合や、ニーズの優先付けが必要な場合に、どのような評価判断を行うべきかは今後の課題として残ると見える。

評価対象政策が複数の政策文書の下で実施され、幅広い分野・支援スキーム・アクターが関わり、課題特有の性質が評価に影響しうる場合、政策やその実施の全体像の把握に困難を伴うと共に、評価判断は単純ではない。本稿の実践報告が少しでも参考になれば幸いである。

注記

1 外務省「ODA評価ガイドライン・ハンドブック」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html : 2025年3月25日閲覧)。2025年3月25日閲覧時点では令和7年度版が公開されているが、評価時点では令和5年度版を参照した。

- 2 外務省「令和5年度（2023年度）ODA評価報告書（第三者評価）」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/pagew_000001_00132.html : 2025年3月25日閲覧)
- 3 本評価の評価報告書（別冊）にて主要案件リストを掲載している。
- 4 2019年のOECD/DAC（開発援助委員会）評価基準で追加された「整合性」に関しては、外務省のODA評価ガイドライン・ハンドブック（令和5年度版）に基づき、既存の外務省ODA評価基準（政策の妥当性、結果の有効性）及び外交の視点の枠内で検討した。
- 5 本評価の評価報告書に主要な資金協力の推移・内訳を示した図を掲載している（図2-4）。
- 6 日本の農業・職業訓練分野の経験をいかしつつ、難民のニーズに沿った貢献をすべき。

参考文献

- 外務省（2024a）『令和5年度外務省ODA評価難民及び難民受入れ国支援の評価（第三者評価）報告書』
- 外務省（2024b）『令和5年度外務省ODA評価難民及び難民受入れ国支援の評価（第三者評価）別冊』
- 黒澤啓（2018）「難民問題に対する人道援助と開発援助の連携の現状と課題」、『国際開発研究』、27（2）：123-138
- Ferris, Elizabeth. (August 2020). The Humanitarian-Peace Nexus, *Research Briefing Paper UN Secretary-General's High-Level Panel on Internal Displacement*.
- Hesemann, J., H. Desai, and Y. Rockenfeller. (2021). *Financing for Refugee Situations 2018-19*. OECD Publishing, Paris.
- UNHCR. (2023). *Global Trends Forced Displacement in 2022*. (<https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022> : 2025年3月25日閲覧)
- UNHCR Refugee Data Finder (<https://www.unhcr.org/refugee-statistics/download> : 2025年3月25日閲覧)（評価報告書作成当時に閲覧したUNHCR Resettlement Data Finderは、現在はこちらに統合されている）

（2025.6.29 受理）

A Practical Report on the Evaluation of Japan's Official Development Assistance (ODA) to Forcibly Displaced Persons and Host Countries

Mana Jingushi

International Development
Center of Japan Inc.
jingushi.m@idcj.or.jp

Mana Takasugi

International Development
Center of Japan Inc.
takasugi.m@idcj.or.jp

Yoko Komatsubara

International Development
Center of Japan Inc.
komatsubara.y@idcj.or.jp

Abstract

This article reports on the third-party evaluation of Japan's Official Development Assistance to Forcibly Displaced Persons and Host Countries, commissioned by the Ministry of Foreign Affairs of Japan (MOFA) in the fiscal year 2023. The refugee assistance policy did not have a single policy document covering the entire assistance. Instead, it was implemented through multiple documents and statements made at international conferences. The assistance includes various sectors and utilizes diverse cooperation modalities (schemes), from emergency humanitarian assistance to mid- to long-term development cooperation. Thus, the actors involved are particularly diverse, including different departments in MOFA, Japan International Cooperation Agency, international organizations, and non-governmental organizations, compared to other development cooperations. This article aims to introduce Japan's refugee assistance policy and to provide implications for future evaluations of policies and programs with similar characteristics. It explains the process that includes a) identifying the policies and assistance to be evaluated, b) examining the “effectiveness of results” without prior indicator setting, and c) evaluation judgments based on the issue's characteristics.

Keywords

Refugee, Policy Evaluation, Official Development Assistance,
Ministry of Foreign Affairs, HDP Nexus

【実践報告・調査報告】

宇治田原町ヤングレビュー

窪田 好男

京都府立大学

kubota@kpu.ac.jp

池田 葉月

東京通信大学

ikeda.hazuki@internet.ac.jp

諸戸 颯

京都府立大学

k822210050@kpu.ac.jp

福田 皓大

京都府立大学

k822210044@kpu.ac.jp

高丸 勇樹

京都府立大学

k822210028@kpu.ac.jp

要 約

本稿は京都府立大学公共政策学部公共政策学科のカリキュラムにおける講義科目である政策評価論Ⅱと演習科目である専門演習Ⅰ窪田好男ゼミが宇治田原町（京都府）を取り組んできた「宇治田原町ヤングレビュー」についての実践報告である。この取り組みは2018年度から行われているが、本稿では2024年度の取り組みを中心に報告する。宇治田原町ヤングレビューは、自治体評価の一種であり、わが国の重要政策の一つである地方創生とデジタル田園都市国家構想において国の推進交付金を受けた事業について行われている評価活動の一種であり、わが国発の評価手法である事業仕分けの進化形の一つであり、評価結果の報告方法においてデザインを重視することによりコミュニケーションを促進して評価結果の利用を促進しようとする取り組みである。

キーワード

自治体評価、地方創生、事業仕分け、評価結果の報告、評価結果のコミュニケーション

1. はじめに

本稿は、公共政策学の政策評価論と評価学の主要な課題のいくつかに対応しようとしてきた挑戦的な取り組みである宇治田原町ヤングレビューの実践報告である。また適切な教育訓練を行えば学部生でも評価活動が行えることを報告したい。

宇治田原町ヤングレビューは自治体評価の一種である。評価手法としては事業仕分けの進化形の一種である。自治体評価については停滞や衰退が

ささやかれている。一方で、国と地方自治体が推進している地方創生とデジタル田園都市国家構想に関して評価が注目されたり、評価結果の報告とコミュニケーションが改めて注目されたりといった前向きな動きもある。そうした中、宇治田原町ヤングレビューは特色ある実践の一つである。

本稿の構成は評価学における実践報告の一般的なものである。具体的には以下の通りである。本稿では、まず宇治田原町ヤングレビューという実践事例に関係する評価理論・実践を確認する。次

いで宇治田原町の概要と研究の方法について説明する。続いて研究の結果として以下を説明する。最初に宇治田原町ヤングレビューの前史について説明する。詳しくは後述するとして、あらかじめ簡潔に記しておくとするなら、宇治田原町ヤングレビューは事業仕分けの進化形の一種であり、同じく事業仕分けの進化形である舞鶴市市民レビューの影響を受けたものである。また、地方創生とデジタル田園都市国家構想において、内閣府の推進交付金を受けた地方自治体が行うことを求められている評価の一種でもある。次いで宇治田原町ヤングレビューの起源と2023年度までの展開を説明する。そして、2024年度の取り組みとして、政策評価論Ⅱや専門演習Ⅰ窪田好男ゼミの授業で何をしたかを説明し¹、2024年度の宇治田原町ヤングレビューのアウトプットとして作成した報告書について説明し、その報告書を用いて宇治田原町と行った評価結果についてのコミュニケーションについて説明する。それらを受け、学生たちが宇治田原町ヤングレビューにおいてどのような体験を経てどのようなことを考えたかという学生にとってのアウトプットと、そしてさらに、学生にとってのアウトカムとして、学習者の政策力や評価能力の向上について自己認識について説明する。

続いて結果を踏まえた考察と結論として、宇治田原町ヤングレビューは関係する評価理論・実践にどういう意味を持つのか、影響を及ぼすのかを論じる。宇治田原町ヤングレビューが評価理論・実践にどのような貢献をするのかということについては、一般的な可能性として、通説の追試、補強、新種発見、通説への疑問が考えられる。あらかじめ結論を示すなら、本稿で筆者らは、宇治田原町ヤングレビューは評価理論の通説の補強になるとを考えている。

本稿は5名の筆者による共著である。役割分担について記す。窪田好男は専門演習Ⅰ窪田好男ゼミの担当者であり、2023年度までは政策評価論Ⅱの担当者であった。本稿の構成案を作成するとともに全体の統括を行い、特記のない部分を執筆した。池田葉月は2024年度の政策評価論Ⅱの担当者である。それ以前はティーチング・アシスタントなどの立場で宇治田原町ヤングレビューという評

価手法の誕生にも関わり、2018年度から宇治田原町ヤングレビューの実施においてデザイン等を担当してきた。本稿の3(2)から3(4)を執筆した。諸戸颯と福田皓大と高丸勇樹は2024年度の政策評価論Ⅱと専門演習Ⅰ窪田好男ゼミを履修した学生である。2024年度の宇治田原町ヤングレビューの実施にあたり主要メンバーとして参加した。福田皓大は本稿の2(1)を執筆し、諸戸颯は3(5)を執筆した。このような分担となっているが本稿は5名の筆者による完全な共著である。

宇治田原町ヤングレビューについては筆者（窪田）が過去に3回、論文を執筆している。それらとの相違について記す。池田・窪田2019では宇治田原町ヤングレビューについてグラフィックデザインを工夫した評価結果の報告を行っている実践として紹介したが、本稿ではその後も継続的に行われていることを報告する。窪田（2021）ではコロナ禍の中、オンライン方式で宇治田原町ヤングレビューを行っていることを報告し、オンライン方式での評価の可能性を示した。窪田（2024）では地方創生の推進交付金事業の評価方法としての宇治田原町ヤングレビューの可能性を報告した。本稿では宇治田原町ヤングレビューの最近の取り組みを報告し、評価結果の報告とコミュニケーションとの関係、評価結果の利用との関係について指摘したい。

宇治田原町ヤングレビューの実践報告に関わる評価学の理論・実践は、自治体評価の現状と課題についての議論、地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業の評価についての議論、事業仕分けについての議論、評価結果の報告におけるデザインの重視についての議論、評価結果を用いたコミュニケーションについての議論である。自治体評価の現状と課題についての議論については筆者（窪田）による別の実践報告の中でまとめてあるのでそちらを参照されたい（窪田2025：13-14）。本稿との関係で特に重要な事項に限って取り上げるなら、自治体評価は業績測定を用いたプログラム評価であること（窪田・池田2015）、評価対象として施策を重視すべきと論じられていることは、宇治田原町ヤングレビューが業績測定を用いたプログラム評価であり、評価対象として施策を重視している点において重要であ

る（佐藤 2021；佐藤 2024）。また、そもそも評価疲れがあるかということも重要である（小島 2024）。地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業の評価については、利用目的と制度にズレがあるなど一定の課題があることが指摘されている（窪田 2024）。2025年2月26日の参議院行政監視委員会でも取り上げられ、改善提案が期待されている。事業仕分けについては、評価者に「外の目」を入れ、よそものだからこそ見えることを評価に取り入れることを激論になる恐れはあるものの必要と考えるところから始まっている（構想日本編 2007：19）。事業仕分けについてはそれが引き起こすハレーションを低減することが重要な課題となってきた²。事業仕分けは国の行政機関では行政事業レビューと名前を変え、やり方を工夫することによりハレーションを低減させており、現在では府省の政策評価制度と並んで定着していると言ってよいだろう。地方自治体でも同様にハレーションを低減した事業仕分けが成立するのかは興味深い論点となっている。評価結果の報告と、報告におけるデザインの重視、評価結果を用いたコミュニケーションについては、評価結果の報告とは評価結果が主に公式に誰に報告されるのか、どのような形態やデザインで公表され、評価結果を用いたコミュニケーションがあるのかないのか、あるとすればどのように行われるのかといったことであり、評価結果の利用を促進し、評価の目的をよりよく実現するために重要であるとされる（田中 2024；池田 2024；窪田 2024；益田 2019）。

2. 宇治田原町の概要と研究の方法

（1）宇治田原町の概要

宇治田原町ヤングレビューについての実践報告である本稿の材料となるのは、筆者らが宇治田原町（京都府）の協力を得て行った宇治田原町ヤングレビューである。

制度と運用についてあらかじめ概観しておく。ヤングレビューは2017年度に筆者（窪田）の研究室が研究開発し、試行した評価手法、または評価プログラムである。2018年度から宇治田原町が導

入し、現在に至るまで毎年度実施されている。地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業について、まず宇治田原町が評価シートを作成して自己評価を行い、それに対して筆者ら（窪田・池田）が担当する授業である政策評価論を学んだ大学生が、筆者ら（窪田・池田）のコーディネーターによりながら提言重視の評価を行い、デザイン重視の報告書を作成し、コミュニケーションを重視した提出を行うというものである。なお、宇治田原町ヤングレビューについて宇治田原町は行政評価ヤングレビュー会議と呼称する場合がある。

宇治田原町は、1956年に田原村と宇治田原村の合併によって誕生し、東西に10.9キロメートル、南北に8.8キロメートルで、58.16平方キロメートルの面積を持つ。京都府の南東部に位置し、西は滋賀県大津市と甲賀市、北は宇治市、東は城陽市、井手町、南は和束町に接している（図1）。人口は2024年10月1日現在で3,493世帯8,574人が暮らしており、町の職員数は127人である。日本緑茶発祥の地とされ、「お茶の京都」の一角としてお茶を活用した観光が行われている。2025年2月2日の宇

図1 宇治田原町の位置



（出所）京都府ホームページ 府内市町村・官公庁・都道府県等より筆者（池田）作成

治田原町長選挙で、3期を務めた西谷信夫氏から、元職員の勝谷聰一氏に町長が交代している。

(2) 研究方法

本稿の研究方法は、①筆者らの体験、②担当者へのインタビュー、③勝谷聰一町長へのインタビューである。これらに加えて宇治田原町による公開情報を利用した。

①筆者らの体験

筆者のうち、窪田はヤングレビューという評価手法の企画と開発の責任者だった。2018年度から2023年度の実施までの宇治田原町ヤングレビューの実施においても、評価結果の報告とコミュニケーションを含め、中心的な役割を果たすとともに責任者として役割を果たした。2024年度の実施においては池田とともに中心的な役割を果たした。池田はヤングレビューの企画と開発において窪田と共に中心的な役割を果たした。2018年度から2023年度の実施までの宇治田原町ヤングレビューの実施においても、評価結果の報告とコミュニケーションを含め、窪田と共同でコーディネーターを務める、報告書のデザインや編集を担当するなど主要な役割を果たした。2024年度の実施においては窪田と共同で責任者の役割を果たした。高丸と福田と諸戸は2024年度の実施に参加した。このように本稿の中心となる2024年度の宇治田原町ヤングレビューは筆者らが中心となって実施した。これらの体験を使用して本研究を実施し、本稿を執筆した。

②担当者へのインタビュー

宇治田原町ヤングレビューを担当するのは宇治田原町企画財政課であり、岡本博和課長補佐が主な窓口となった。岡本博和課長補佐へのインタビューは2025年1月21日の政策評価論Ⅱの授業中に実施した。インタビューで尋ねたのは、ヤングレビューという評価手法で重視している点である、評価よりも提言を重視していることについてどう考えるか、デザインを重視する評価手法についてどう考えるかなどである。さらに報告書の構成やデザインを考える上で、どのようなグラフィックデザインが評価結果の受け入れを容易にし、利用を促進するかについても尋ねた。

③勝谷聰一町長へのインタビュー

勝谷聰一町長は宇治田原町職員を経て2025年2月から町長を務めている。今年度の宇治田原町ヤングレビューの実施中における町長の交代、新町長の就任であった。勝谷聰一町長へのインタビューは2025年3月25日午後に宇治田原町役場で実施した。勝谷聰一町長へのインタビューで尋ねたのは、宇治田原町ヤングレビューに必要性を認めるか、デザインを重視した評価結果の報告書とそれを用いたコミュニケーションについてどのように考えるか、若者による評価や提言についてどのように考えるかである。なお、類似のインタビューとしては広陵町（奈良県）の行政評価について山村吉由町長にインタビューしたものがあり（窪田 2025）、宇治田原町長を含む首長が政策形成にどのように関わっているかについては筆者ら（窪田・池田）の以前の研究を参照されたい（窪田・池田・小川・吉川 2022）。

3. 結果

(1) ヤングレビューの起源と2018年度から2023年度までの宇治田原町ヤングレビュー

ヤングレビューの起源は2017年度に筆者（窪田）の研究室が南丹市（京都府）の委託を受けて実施した研究である。その研究では当時舞鶴市（京都府）が実施していた舞鶴市市民レビューを原型として、改良を加えたものを提案した。舞鶴市市民レビューはもともと行財政改革のために導入していた事業仕分けを改良したもので、内容を変えつつ実施していたものである（木下 2018）。地方創生の推進交付金事業の評価という目的もあった。筆者のうち、窪田が企画立案を行い、実施の中心となるコーディネーターを務め、池田も評価者やコーディネーターのアシスタントを務めた。舞鶴市市民レビューでは、事業仕分けの課題であるハレーションを低減する工夫をし、評価よりも市民ならではのアイディアに基づく提言を重視し、評価結果を市長に提出して30分から1時間程度のコミュニケーションの機会を設けることを特徴としていた。また、舞鶴市市民レビューは市民主体の評価を謳っており、各種団体のメンバーのほか、

公募に応募して選ばれたメンバー、さらに無作為抽出で選ばれたメンバーによって実施されていたが、そうしたメンバーで事業仕分けを円滑に、ハーレーションを低減して実施するために事前の研修を重視していた。

ヤングレビューでは舞鶴市市民レビューとは異なり、評価者をヤング（若者・大学生）とし、評価結果の報告について行政職員が中心となってコーディネーターと協議しつつ作成する文章中心の報告書であったものを、コーディネーターが主導して学生も参加して作成するデザイン重視の報告書とした。評価者をヤングとしたのは、若者は柔軟なアイディアを持っていると一般に考えられているからであり、ヤングレビューの評価者の多くまたは全てを京都府立大学公共政策学部の専門科目の政策評価論Ⅰ・Ⅱで学んだ学生により、事前研修をしなくても評価についての知識を十分に備えることができると考えられたからである。2017年度に舞鶴市市民レビューと同時並行で、コーディネーターを筆者（池田）が務め、評価者を京都府立大学公共政策学部の学生が務めてヤングレビューの初の試行を行った。

ヤングレビューは南丹市では採用されず³、その存在を知った宇治田原町が地方創生推進交付金事業の評価のために関心を示し、2008年に京都府立大学と宇治田原町が締結していた包括協定に基づいて依頼し、筆者（窪田）の研究室が主体となって実施することになった。その後、2018年度から2020年度までの詳細は筆者ら（窪田・池田 2019；窪田 2021；窪田 2024）。当初は宇治田原町を訪問して、事業仕分けに由来する札入れ（多数決による評価の決定）を行っていたが⁴、コロナ禍が始まった2020年度からはオンライン方式で実施し、報告書の町長への提出とコミュニケーションのみ対面で実施している。

(2) 2024年度の宇治田原町ヤングレビューに関する授業内容

(2) から(5)では、2024年度の宇治田原町ヤングレビューの取組について、誰がどのように関わって実施したかを授業内容と評価結果の報告、評価結果のコミュニケーション、学生の関わりと

いう観点から説明する。

(2) では宇治田原町ヤングレビューを中心的に実施した政策評価論Ⅱの授業内容と、政策評価論Ⅱの履修条件として単位の修得が求められている政策評価論Ⅰの授業内容を説明する⁵。なお、これらの授業はMicrosoft Teamsを用いたライブ配信型オンライン授業として実施された⁶。

政策評価論Ⅰは3年次配当の講義型の専門科目である。評価の理論と手法、制度について担当教員が作成したテキストと動画による知識の修得と講義内での解説や学生からの質問への応答を通じて学習を進めた。

政策評価論Ⅱは3年次配当の演習型の専門科目であり、政策評価論Ⅰの単位を修得していることが履修条件である。政策評価論Ⅰで獲得した知識をより深く定着させ、国や地方自治体が導入している評価制度の下で既存の手法を使って評価できるという能力の獲得を目指している。2024年度の受講者は14名であった。15回の授業の内容は以下の通りであり、第7回までが評価の実践前の準備段階、第8回以降が評価の実践である。なお宇治田原町ヤングレビューでは、学生は初めて評価の実践に取り組むことと、宇治田原町についても知らない学生が多いこと、フィールドワークに全員で行くことはできないことなどを踏まえて準備段階に十分な時間を充てている。まず、ヤングレビューは自治体評価の一種であり、制度や手法に関する知識を持っていることが前提となるため、第1回と第2回では政策評価論Ⅰで学習した自治体評価について復習するための課題を出した。第3回と第4回では評価に取り組む上で前提となる考え方であるロジックモデルに関する知識を復習し、実際に作成する練習を行った。第5回と第6回では、公表されている情報から宇治田原町という地域についての理解を深めるため、以下のような内容で実施した。まず地方自治体の総合計画に関する知識を復習し、宇治田原町の総合計画である『第5次まちづくり総合計画』と『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を実際に読んで理解を深めた。その他、移住・定住やシティプロモーション、観光に関する計画やパンフレット、動画なども用いて地域についての理解を深めた。また、宇治田原町ヤングレビューは地方創生とデジタル田園都市

国家構想に関する取組を評価するものであることから、地方自治体が様々な政策メニューを取り扱い、活用するための支援ツールであるRESAS（Regional Economy Society Analyzing System：地域経済分析システム）を用いて宇治田原町に関するデータを検索して図表を作成し、データという観点から宇治田原町についての理解を深めた。ここまで学習を踏まえて第7回では地方創生とデジタル田園都市国家構想を担当する企画財政課の職員2名（課長、課長補佐）から宇治田原町という地域の特徴や地方創生とデジタル田園都市国家構想に関する取組の説明を受け、理解を深めた。また、この時期に『第6次まちづくり総合計画』のパブリックコメントが実施されていたため、公開されている計画の文書を読み、宇治田原町ヤングレビューにどのように活かせるかを考えることを必須の課題、パブリックコメントを体験することを任意の課題とした。

第8回以降が評価の実践である。宇治田原町ヤングレビューは宇治田原町による自己評価の妥当性チェックと提言の2つから構成されており、第8回から第10回では自己評価の妥当性チェックを行い、第11回から第15回では施策レベルでテーマを設定し、現状の評価と提言に取り組んだ。また、第15回の授業において「ヤングレビューに関する振り返りのアンケート」をMicrosoft Formsを用いて2025年1月24日から2月2日までの期間で実施し、政策評価論Ⅱを受講した理由、政策評価論Ⅰでの学習内容をどの程度活かせたかを尋ね、提言に向けた自由なアイディアの提案についても募集した。評価の実践の進め方に関する詳細は（3）で説明する。

（3）2024年度の宇治田原町ヤングレビューにおける評価の実践

（3）では2024年度の宇治田原町ヤングレビューにおける評価の実践について、誰がどのように関わって実施したかを説明する。

宇治田原町ヤングレビューは事務事業を単位とする自己評価の妥当性チェックと、施策を単位とする提言の2つから構成されており、これらの結果を報告書としてまとめている。自己評価の妥当性チェックは、デジタル田園都市国家構想推進交

付金（地方創生推進タイプ）充当事業の各担当課の職員が作成した事務事業調書の各項目について、記載すべき内容が適切に記載されているかという観点から、良い点と改善できる点、改善案を挙げるという取組であり、2024年度は7事業について実施した。政策評価論Ⅱでは第8回から第10回を自己評価の妥当性チェックに充てた。受講者は各自1事業を担当して調書を読み、良い点と改善できる点、改善案をまとめ、授業で発表する。担当者以外の他の学生は、自分が担当している事業以外の調書も読んだ上で授業に参加し、Microsoft Teamsのチャット機能を用いて自分も重要な指摘だと考えた点や担当者の考えとは異なるが自分は重要だと考えた点などを挙げ、教員からも質問やコメントを行った。各自の担当分については、授業の内容を踏まえてブラッシュアップしたものを持続することとした。

提言のテーマは、2019年度までは宇治田原町の計画に挙げられているものから設定していたが、政策体系としては課題が多く評価を実施しにくいという難点があった。そのため、2020年度以降は自己評価の妥当性チェックの結果や受講者の関心、社会的に注目度の高いものなどを踏まえて施策レベルで設定している。2024年度のテーマは「移住・定住に関する若年層へのアプローチ」である。これは自己評価の妥当性チェックにおいて所期のロジックモデルが破綻しており今後の方向性を再検討すべきとされた「町内企業就業推進事業費」という事業と、就職活動を控えており自身の職業や将来の生活について考える機会が多いという受講者の属性、内閣官房の新しい地方経済・生活環境創生本部事務局が奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進していることなどを踏まえて設定された⁷。

政策評価論Ⅱでは第11回から第15回を提言に充てた。現状の評価については自己評価の妥当性チェックの他に、関連する計画の内容を踏まえて既存の取組や目標をロジックモデルに沿って整理し、現状に対する評価を行った。また、提言内容を考える上では類似の事例を調べることを冬休みの課題とし、受講者は各自2つ以上の事例を調べ、取組の名称、実施主体、実施開始時期、現在の取組状況、目的、手段、特徴的な点という観点から

情報を整理し、共同で作業できるように設定されたMicrosoft Excelのファイルに入力して情報を共有した。また、第15回では企画財政課の職員1名（課長補佐）に授業に参加してもらい、これまでの取組や現状について共有し、意見交換を行った。

2024年度の提言の概要は、大学生を含む若年層に移住・定住の候補として宇治田原町を選んでもらうために仕事や暮らしを気軽に体験できる制度の創設、農林業の分野において希望者のニーズに合わせて関わりの程度を選択できるようにすること、18歳から大学卒業後数年程度の世代を対象とした経済的支援の充実というものである。特に経済的支援に関しては奨学金返還支援制度を取り上げ、その概要や必要性、導入のメリットをまとめたページを報告書に設けた。

2018年度から2025年度までの宇治田原町ヤングレビューの報告書等は図2の二次元バーコードから閲覧可能である。

図2 宇治田原町ヤングレビューの報告書等へのアクセス



（出所）筆者（池田）作成

(4) 2024年度の宇治田原町ヤングレビューの評価結果のコミュニケーション

(4) では評価における主要なコミュニケーションツールである報告書の作成と宇治田原町への提出について、誰がどのように関わって実施したかを説明する。

宇治田原町ヤングレビューの報告書は、評価結果を効果的に伝えるために宇治田原町の職員にとって受け入れやすいデザインにしており、2018年度から筆者（池田）が作成を主に担当してきた。2024年度の報告書のデザインは以下のように決定した。評価の実施方法は2020年度から大きくは変

化していないため、あるテーマについて見開き1ページで簡潔に説明するtwo-pagersをモデルとした形式を踏襲しており、分量は表紙と調整用の白紙のページを含めてA4で15ページである。宇治田原町ヤングレビューでは表紙も重要なパートの一つであると考えており、毎年度工夫している。特に2023年度からは提言内容がわかるような表紙にすることを重視しており、2024年度は都市部からの移住先として宇治田原町を選んでもらえるようという提言の趣旨が伝わるものになるようにした。また、1ページでは評価の体制と対象、進め方、報告書の構成を説明した。2ページから5ページでは自己評価の妥当性チェックの結果をまとめた。2023年度の報告書において提案した調査書作成時のチェックリストを活用し、チェックリストと評価結果が見開き1ページになるようにし、各事業についてチェックリストの項目と対応させながら良かった点と改善できる点を整理した。

6ページから7ページでは施策レベルでの評価と提言をまとめており、ロジックモデルの項目に沿って宇治田原町による既存の取組を整理した上で評価し、それに対する提言と関連する事例を簡潔にまとめた。また、8ページから9ページでは受講者が考える移住・定住の条件の提示とそれを踏まえた奨学金返還支援制度の紹介を行っており、この部分は受講者の1人でもある筆者（諸戸）が作成した。

宇治田原町は評価者の顔が見えることを重視しており、望んでいるため、10ページから13ページでは評価者の写真と宇治田原町へのメッセージを掲載している。このページはオンラインで実施するようになった2020年度から設けており、電子メールをイメージさせるデザインにしている。

また、2025年1月25日の政策評価論Ⅱの授業では、企画財政課の岡本博和課長補佐に作成途中の報告書についての感想や宇治田原町職員にとっての受け入れやすさ、提言のテーマに関する感想や期待などを教員2名と受講者で尋ね、報告書のデザインと提言の内容に反映させた。結果を後述する岡本博和課長補佐へのインタビューも同時に行った。

3月25日には筆者らが宇治田原町役場を訪問し、応接室で報告書を町長に提出した（図3）。また、

図3 報告書提出の様子



(出所) 窪田好男研究室

図4 コミュニケーションの様子



(出所) 窪田好男研究室

報告書のデザインと内容を教員と学生から説明し、意見交換を行う時間を45分程度設けた（図4）。意見交換においては特に報告書の提言部分に関する内容についてより具体的な内容や学生の実感などについて町長から質問があり、回答した。また、結果を後述する勝谷聰一町長へのインタビューも同時に行った。

評価結果のコミュニケーションの様子は、2018年度以降ほぼ毎年、地元紙である洛タイ新報で取り上げられてきた。2024年度についても2025年3月27日の洛タイ新報の7面の大部分を使って大きく取り上げられ、コミュニケーションの様子の大きな写真が掲載されるとともに、評価や提言の内

容も詳しく紹介された。

(5) 2024年度の宇治田原町ヤングレビューにおける学生の関わり

(5) では、2024年度の宇治田原町ヤングレビューに学生がどのように関わり、学生が評価のプロセスの体験についてどのように認識しているかを説明する。

学生が行った作業は、自己評価の妥当性チェックと提言に向けた事例調査、提言内容の具体化である。これらの作業を通じて筆者ら（諸戸・福田・高丸）は、政策評価論Ⅰで学習した評価の理論や手法、制度に関する知識があったことで実践にも取り組みやすかった、学習した内容を活かして評価の実践に取り組めたと認識している⁸。

また、2024年度の宇治田原町ヤングレビューは政策評価論Ⅱと専門演習Ⅰ窪田好男ゼミが共同で実施した。専門演習Ⅰは3年次配当の演習科目であり地方創生とデジタル田園都市国家構想に関する学習と実践をその内容としている。宇治田原町ヤングレビューにおいては報告書の一部分の作成を筆者（諸戸）が担当した。担当したのは、報告書の8ページから9ページであり、移住・定住先の選択において重視する条件に関する学生自身の率直な意見やアイディアを見開き1ページにわかりやすくまとめた。

政策評価論Ⅰ・Ⅱと専門演習Ⅰ窪田好男ゼミの両方を受講した筆者ら（高丸・福田・諸戸）の視点からの所感として、自己評価の妥当性チェックにおいては政策評価論Ⅰ・Ⅱでの学習を踏まえ、必要性やロジックモデルの妥当性、有効性、成果、外的妥当性などの項目について考察することができたと感じている。講義内では実際の事務事業調書を項目ごとに学習内容と照らし合わせながら確認し、学説に当てはめてどのような問題点があり、記述を改善するにはどうすればよいか考えることができた。また、地方自治体がどのように事業の自己評価を行っているのかについて知ることができたという点からも有意義であったと考える。実際に政策評価論Ⅰ・Ⅱの講義終了後のアンケートでは、半数の学生が「講義の内容を活かして自己評価の妥当性チェックができた」と回答している。一方で、「客観性の確保が難しい」「学生の視点か

らは類似の政策の有無や予算の実情がわからぬ」といった意見も見受けられた。

若い世代を対象とした移住・定住に関するアプローチに関しては、ヤング（若者・学生）の視点から実情に即した感覚を反映したアイディアを出すことができたと考えている。革新的で新規性がある内容とは言えないものの、提案内容としてピックアップした奨学金返還支援制度の導入は、実際に学生の視点から見て地方への移住を考える際に重要な検討要素となる可能性が高いと考えられる。報告書の提出とコミュニケーションの際にも、勝谷聰一町長から宇治田原町から見ても導入を検討する価値が一定程度あるのではないかという発言があり、具体的に制度設計をするならどのような形が考えられるか、といった議論も行われた。学生の視点と、現行の制度や予算について把握している行政職員の視点とでは導入の形態や具体的な内容について一定程度の認識の乖離はあったものの、学生が提案を行い、それに対してのフィードバックを得ることができるという点では貴重な機会であったと感じている。

報告書のデザインに関しては引き続き改善を続けていく必要があると感じている。移住・定住に関するアプローチのアイディアと奨学金返還支援制度に関する部分の紙面デザインを行った上での所感として、提案内容の図面化を行い、行間などの調整を行ったが、現状ではどのようなトピックがあり、どのような点を検討するべきなのかがわかりにくく感じるようにも感じている。

（6）岡本博和課長補佐と勝谷聰一町長へのインタビュー結果

岡本博和課長補佐へのインタビューの結果を記す。ヤングレビューという評価手法では評価よりも提言を重視しており、宇治田原町ヤングレビューでもそのようにしていることについてどう考えるかという質問については、以前と比べると、行政職員が行なった自己評価の結果を大学生に外部評価としてチェックされること、大学生が自身の評価に基づいて提言を行うことへの抵抗感は薄れていますと感じたとのことだった。また、デザインを重視する評価手法についてどう考えるかという質問については、私見であることを断りつつ、

どのようなデザインであっても評価が間違っていたり、提言の必要性や有効性や実行可能性等がなかったりするのはよくないと考えるとのことだった。逆に言うと、そうした場合以外は、デザインに工夫がある方が受け入れやすいとも感じるとのことでもあった。報告書の構成やデザインを考える上で、どのようなグラフィックデザインが評価結果の受け入れを容易にし、利用を促進するかという質問については、自分自身や関係する職員から、特にどういうデザインが望ましいという話は出ていないが、これまでの宇治田原町ヤングレビュー報告書のデザインは受け入れやすいものを感じているとのことだった。

勝谷聰一町長へのインタビューの結果を記す。宇治田原町ヤングレビューの必要性については、必要性を感じることだった。勝谷氏は以前に企画財政課の職員として勤務していたときからヤングレビューの存在を知っており、前向きに捉えてもらっていたと筆者ら（窪田・池田）は感じていたが、町長に就任して必要性についての認識が変わったかどうかを確かめたいということからの質問であった。デザインを重視した評価結果の報告書とそれを用いたコミュニケーションについてどのように考えるかについては、デザインを工夫することは重要だが、表層的なおしゃれさにとどまらない工夫が重要であるとのことだった。難しい内容をいかに視覚的に伝えられるかを考えていく必要がある、デザインの質を高めるにはセンスと経験が必要であるとのことでもあった。勝谷氏は行政職員として広報でも活躍しており、その経験に基づく回答であるとのことだった。若者による評価や提言についてどのように考えるかについては、将来の世界を生きて、そこで質・量とともに多くのサービスを受けるのは若者の世代であるため、若者による評価や提言は必要であり、重要であると考えているとのことだった。また、自分が生きる将来のことについて、自ら考えることで責任感が生まれ、自分ごととして捉えられるようになるし、地域への帰属意識にもつながると考える、ただし、将来のことについて他の世代は考えなくてよいということではないし、他の世代の意見を軽視してよいということではないので、バランスも重要と考えるとのことだった。また、その他と

して、オンライン方式で実施されている最近の宇治田原町ヤングレビューについて、オンライン方式と対面方式にはそれぞれのよさがあり、うまく組み合わされているということであった。

4. 考察と結論

(1) 考察

宇治田原町ヤングレビューの実践と関係する評価学の理論や実践について考察する。

宇治田原町ヤングレビューは、宇治田原町職員が事務事業ごとに業績測定を用いた簡易なプログラム評価としての要素を備える評価表を作成して自己評価を行い、それを学生が外部評価としてチェックし、施策的な単位で事務事業が施策の実現手段として適切であるかを評価し、施策的な単位でアイディアをまとめ、提言するというものである⁹。こうした意味では宇治田原町ヤングレビューは業績測定を用いた簡易なプログラム評価としての自治体評価（窪田・池田2015）であり、評価対象として施策を重視している（佐藤 2021；佐藤 2024）と言えるだろう。

評価疲れについては、筆者らが観察できる範囲では評価疲れを示す現象は見られなかった。どのような現象が見られれば評価疲れと言えるのかということについて、客観的に測定可能な指標を設定することは難しいが、評価の実施に否定的な意見や消極的な意見が出てきたり、評価表の記載内容が自己評価を行う評価者の能力に比べて低レベルになったり、評価結果を用いたコミュニケーションに消極的であったりということが想定される。そしてこうした現象は2018年度からの宇治田原町ヤングレビューの実施において、そして2024年度の実施においても見られなかった。

宇治田原町ヤングレビューの地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業の評価という側面については、先行研究に特に付け加える点はない。あえて加えるとすれば、地域の総力を結集して評価を行うことが期待される中、宇治田原町が利用可能なリソースの一つとして包括協定を締結した大学を「利用」して特色ある評価を行なっていると考えられる。

宇治田原町ヤングレビューには、大学教員と学生という「外の目」による評価を行い、よそものだからこそ見えることを評価に取り入れるという事業仕分けの特徴がある（構想日本編2007：19）。ハレーションを低減するという課題については、2018年度と2019年度の初期というべき時期には、教員と学生が複数回、宇治田原町でフィールドワークを行い、関係職員とコミュニケーションを行い、筆者ら（窪田・池田）がコーディネートを行うにあたってファシリテーションの技法を学び、取り入れることにより対応していた。フィールドワークの実施とコミュニケーションは宇治田原町の行政職員が強く希望していた。新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍となった2020年度以降はオンライン方式による実施となつたが、コロナ禍のステージが変わって以降も、フィールドワークはあることが望ましいが、なくても大丈夫というのが筆者ら大学側と宇治田原町のコンセンサスとなっている。宇治田原町ヤングレビューが7年間にわたってハレーションを起こさずに実施されているという実績があること、地元紙等で好意的に取り上げられていることなどが影響していると考えられる。また、事業仕分けについては、評価者に対する事前の訓練が重要であるということが先行研究でも指摘されてきた。宇治田原町ヤングレビューでも、評価者である学生は政策評価論Ⅰ・Ⅱの授業で事前に十分な訓練を受けてから評価を実施しており、3.(5)に記した通り、参加した学生の認識においても訓練の効果があったと認識されていることから、上記の通説が支持されていると考えられる。事業仕分けを行う評価者の事前の訓練をどのような形式で行うべきかについてはこれまで議論されてこなかつたし、研修という形式が想定されてきたが、大学の授業という形式でも事業仕分けを行う評価者の訓練が可能であることが今回の実践報告によって示されていると言えよう。さらに評価の実施について、コロナ禍においてはオンライン方式でも実施可能とされてきたが（窪田2021）、コロナ禍であるか否かにかかわらず、勝谷聰一町長のインタビューにあったように実施可能であると考えられる。

評価結果の報告におけるデザインの重視と評価結果を用いたコミュニケーションについては、勝

谷聰一町長と岡本博和課長補佐へのインタビュー結果を踏まえて一定の効果があると考えられる。

宇治田原町ヤングレビューの評価手法は決して高度なものではない。自己評価は業績測定を中心とするものであり、それに進化した事業仕分けを組み合わせたものである。しかし、こうした評価が宇治田原町で受け入れられ、実施され、評価結果が利用され続けているという事実は重い。評価結果の利用については手法が高度かどうかは評価結果が利用されるかの決定的要因ではないということを示唆しているのではないだろうか。

(2) 結論

実践報告として本稿で取り上げた宇治田原町ヤングレビューを見ても、自治体評価が停滞している、あるいは衰退しているとは断じられないと考えられる。他にも少なからぬ数の実践報告があり(荒船 2023; 窪田 2025; 中村 2023; 浜松市企画調整部企画課 2023; 藤田 2019; 山中・金川 2019; 湯浅 2021; 湯浅 2022)、停滞や衰退が起きているとは必ずしも言えないのではないだろうか。

地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業の評価については、宇治田原町ヤングレビューの実践から、政策系学部の教員や学部生が、専門性を活かして貢献できると言えるのではないだろうか。地方創生とデジタル田園都市国家構想の推進交付金事業の評価のあり方については、筆者(窪田)が参考人として参加した2025年2月26日の参議院行政監視委員会でも、一定の課題があると議論されている。今後、課題を整理し、具体的な改善策を示していくことが、評価学の研究にも実務にも求められると考えられる。

事業仕分け論としては、宇治田原町ヤングレビューは地方自治体に受け入れられる形態に進化した事業仕分けとして一つのモデルを示していると考えられる。地方自治体は自治体評価、特に事業仕分けの実施においてハレーションを避けたいと考えるわけであるが、宇治田原町ヤングレビューに見られるようにハレーションを軽減する評価は実行可能であると言える。国の行政事業レビューのように、事業仕分けの進化形が自治体評価の理論と実践において一つの形態に収斂するかについては、本稿は実践報告であることから、宇

治田原町ヤングレビューの今回の実践報告で判断を示すことまではせず、今後の研究が待たれるとしたい。

評価結果の報告におけるデザインの重視についてと、評価結果を用いたコミュニケーションについては、今回の実践報告に見られるように、関係者の間で求められ、意味を認められていると考えられる。具体的には、毎年度実施している評価結果の報告と評価結果を用いたコミュニケーションにおいて、次年度もまたヤングレビューを実施するよう求められたり、コミュニケーションにおいてヤングレビューという取組全体や、個別の指摘や提言について価値を認める発言が町長や行政職員から出たりしており、これらから上記の判断を行った。

5. おわりに

宇治田原町ヤングレビューについては、特色ある評価の実践というだけではなく、大学の地域貢献の成功例と考えており、今後も継続的に実施していく予定である。継続的に実施していく中では、マンネリ化、形骸化を避けることが求められよう。さらなる実践を踏まえてまたの機会に報告できれば幸いである。また、宇治田原町ヤングレビューの評価結果が利用されて宇治田原町の地方創生やデジタル田園都市国家構想に関わる施策や事務事業が改善されることを期待したいし、宇治田原町の住民が地方創生やデジタル田園都市国家構想に関わる施策や事務事業について考えるきっかけとなることにも期待したい。

実践報告については、2023年度の日本評価学会第24回全国大会と、2024年度の日本評価学会第25回全国大会の共通論題セッションで取り上げられ、編集委員会としても『日本評価研究』への投稿の増加を期待している。本稿がさらなる実践報告の投稿の呼水になることを期待している。実践報告は、実践の具体的イメージがつかめ、ポイントが理解でき、記憶に残るようなものであることが望ましいが、本稿がそうしたものになっていれば幸いである。

謝辞

本稿の作成に関わる調査に応じていただいた勝谷聰一町長をはじめとする宇治田原町職員のみなさまに記してお礼申し上げます。

注記

- 1 関連して政策評価論Ⅰという授業についても言及する。
- 2 本稿では、ある物事の影響が予想外の範囲に広がり、混乱や悪影響を及ぼすことという意味で用いている。
- 3 南丹市は地方創生推進交付金事業の評価のために有識者会議による評価を行うことにした（窪田 2024：39-40）。
- 4 これを宇治田原町は行政評価ヤングレビュー会議と呼称していた。
- 5 ③(2)の内容はシラバスに基づいて記載している。
- 6 政策評価論Ⅰは窪田が担当する授業である。政策評価論Ⅱには、池田は教員として、高丸、福田、諸戸は学生として毎回参加し、窪田は宇治田原町職員が参加する回には司会者として池田の依頼を受けて参加し、それ以外の回は池田の許可を得て傍聴した。
- 7 地方創生サイト「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進。
- 8 政策評価論Ⅱの授業内で実施した「ヤングレビューに関する振り返りのアンケート」の結果も参照している。
- 9 宇治田原町が作成した評価表は公表されていないが、図2からアクセスできる宇治田原町ヤングレビュー報告書で一部を閲覧可能である。

参考文献

- 荒船匠（2023）「秩父市の行政評価制度—その変遷と効果検証—」、『評価クオータリー』、(63)：32-40
 池田葉月（2024）「評価制度における評価の利用の具体化の必要性と現状」、『日本評価研究』、24 (2) : 19-32
 池田葉月・窪田好男（2019）「公共政策の評価における評価結果の新しい報告方法—視覚的要素を活用した報告書と日本初の政策評価動画—」、『京都府立大学

学術報告 公共政策』、11 : 77-97

- 木下尚子（2018）「舞鶴市の行財政改革の歩み—平成23年2月から現在まで—」、『地方財政12月号』、地方財務協会、226-256
 京都府ホームページ 府内市町村・官公庁・都道府県等<https://www.pref.kyoto.jp/link.html>（2025年3月30日閲覧）

- 窪田好男（2025）「広陵町の行政評価」、『評価クオータリー』、(72) : 13-26
 窪田好男（2024）「自治体評価における評価結果の利用と現状—地方創生推進交付金事業の評価における利用目的と制度のずれ—」、『日本評価研究』、24 (2) : 33-48

- 窪田好男・池田葉月・小川阿加里・吉川実和（2022）「地方自治体の政策過程における首長の政策判断の範囲と基準」、『季刊行政管理研究』、(178) : 5-18
 窪田好男（2021）「WITHコロナ時代の自治体評価の外部評価—宇治田原町におけるヤングレビューを事例として—」、『評価クオータリー』、(57) : 22-33

- 窪田好男・池田葉月（2015）「自治体評価制度の主要手法は業績測定ではない—近畿地方の全府県・市町村の調査から—」、『福祉社会研究』、(16) : 1-18
 構想日本編（2007）『入門 行政の事業仕分け』、ぎょうせい

- 小島卓弥（2024）「評価疲れは本当か—自治体における行政評価の活用が必要な理由として—」、『日本評価研究』、24 (2) : 49-62

- 佐藤徹（2024）「シン・自治体評価—形骸化した行政評価からいかに脱皮を図るか—」、『日本評価研究』、24 (2) : 63-78

- 佐藤徹（2021）「施策評価が行政を変える—『事業思考』から『施策思考』への転換—」、『評価クオータリー』、(56) : 23-36

- 参議院インターネット審議中継<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>（2025年3月31日閲覧）

- 田中啓（2024）「評価の利用につながる制度化のあり方—自治体の評価制度をめぐる論点の整理—」、『日本評価研究』、24 (2) : 5-18

- 地方創生サイト「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>（2025年3月30日閲覧）

- 中村拓紀（2023）「埼玉県における施策評価制度について—その変遷と効果検証—」、『評価クオータリー』、

- (65) : 38-52
浜松市企画調整部企画課 (2023) 「浜松市の行政評価について」、『評価クオータリー』、(66) : 20-27
藤田大輔 (2019) 「豊岡市における行政評価—その経緯と手法—」、『評価クオータリー』、(51) : 38-54
益田直子 (2019) 「評価活動は、何を、どのように、私たちにもたらしうるのか?—『評価の利用・影響』に関する理論研究及び実証研究を振り返る—」、『日本評価研究』、19 (2) : 19-34
中山雄次・金川幸司 (2019) 「都道府県における行政評価の運用に関する研究」、『評価クオータリー』、(51) : 3-15
湯浅孝康 (2021) 「自治体の行政改革と評価—京都市の政策評価・事務事業評価から— (1)」、『評価クオータリー』、(59) : 2-20
湯浅孝康 (2022) 「自治体の行政改革と評価—京都市の政策評価・事務事業評価から— (2)」、『評価クオータリー』、(60) : 29-49

(2025.6.16 受理)

Ujitawara Town Young Review

Yoshio Kubota

Kyoto Prefectural University

kubota@kpu.ac.jp

Hazuki Ikeda

Tokyo Online University

ikeda.hazuki@internet.ac.jp

So Moroto

Kyoto Prefectural University

k822210050@kpu.ac.jp

Kodai Fukuda

Kyoto Prefectural University

k822210044@kpu.ac.jp

Yuki Takamaru

Kyoto Prefectural University

k822210028@kpu.ac.jp

Abstract

This paper is a practical report on the “Uji Tawara Town Young Review,” which has been undertaken by the lecture course “Policy Evaluation Theory II” and the seminar course “Specialized Seminar I” in the curriculum of the Department of Public Policy, Faculty of Public Policy, Kyoto Prefectural University in collaboration with Uji Tawara Town(Kyoto Prefecture). This initiative has been in place since FY 2018, and this report focuses on the FY 2024 efforts. Uji Tawara Town Young Review is a type of municipal evaluation, a type of evaluation activity conducted for projects that have received government grants to promote local development, one of Japan’s key policies. It is an effort to promote communication and the use of evaluation results by emphasizing design in the reporting method of evaluation results.

Keywords

Local government evaluation, Regional revitalization, Budget screening, Method of reporting evaluation results, Communication of evaluation results

【実践報告・調査報告】

三重県内の社会福祉協議会における評価の実態 —地域福祉活動計画の分析と事例から—

小倉 謙也

三重県社会福祉協議会
624d002@m.mie-u.ac.jp

久津摩 和弘

(一社) 日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク
COMMNET
kuzuma@commnet.or.jp

要 約

日本最大規模の非営利組織である社会福祉協議会にとって、評価を実施し事業改善やファンドレイジング等に繋げることは重要だが、その実態は必ずしも明らかではない。

本稿では、社会福祉協議会の評価には「意思決定の場における住民参加の不在」「PDCAの未実施」「資金獲得に向けた戦略の不在」という課題があると仮定した上で、①三重県内の市町社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」を分析し、②伊賀市社会福祉協議会におけるアウトカム志向の計画作成と評価実践を報告する。

①ではロッシらのプログラム評価5階層を参考にしたキットを用い、評価実践の有無と程度を比較分析し、「PDCAの未実施」等の課題が存在することが示唆された。一方、②事例研究からは、「徹底した社会課題の把握と解決方法の明示」、「計画承認の場における住民参画の機会の確保」という特徴が示され、上述の課題を克服していたことが示唆された。この分析と事例は、社会福祉協議会やほかの非営利組織がアウトカム志向の評価を行う上で重要な知見を提供している。

キーワード

プログラム評価、評価の利用、社会福祉協議会、地域福祉活動計画

1. はじめに

(1) 背景

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定される非営利組織（社会福祉法人）である。現在では、すべての市町村、政令指定都市の区、都道府県において存在し、市区町村社協数は1,817を数える（全国社協 2023）。ただし、都道府県社協と市区町村社協は主従関係

ではなく、それぞれの地域性に合わせた事業を実施している。

事業規模は、令和2年度の平均サービス活動収益が約2億9,500万円（全社協 2022a）であり、市区町村社協全体の事業規模は約5,400億円に上ると推計される。また各社協で会計は独立しており、介護保険事業収入や行政からの補助・受託金収入が主な収入となっている。全国の市区町村に存在し事業を展開している非営利組織は社協以外に見当たらず、地域にとって重要な役割を担っている

と言ってよいだろう。

また、社協は収入の多くを寄付や公的資金から調達しているため、体系的な評価を行い、活動結果を示し、アカウンタビリティを果たすことが求められるが、定まった評価方法を有していないという課題がある。一方で、行政機関においては、法や条例に基づき評価計画を立て、評価の方法について定め、実行している。こんにちでは社会的活動の主体が営利・非営利組織を問わず多様化しており、必ずしも社協が地域福祉活動の主役ではないことに加え、非営利組織において資金提供者から活動の可視化やアウトカムの測定を求められる場面も少なくない¹。また、評価に取り組むことは、アカウンタビリティに資するのみならず、サービスを改善し質を担保することに繋がる。このまま社協が評価に積極的でない状況が続くのであれば、サービスの質が停滞することが懸念され、受益者たる市民・社会にとっても不利益になりうる。

(2) 問題の所在

すでに、社協以外の非営利組織に対しても、評価やその利用に関する知見の不足が指摘されている。田中（2008）は、NPO自身による評価とその情報公開の取組みが希薄であり、評価の再考と制度の再設計が求められているとし、その方向性は市民社会を基盤にNPOの自立経営を促すものであるとしている（田中 2008, p.4）。現在、市区町村社協は、安定的な経営ができるとは言い難く、令和2年度には46.8%が赤字である（全国社協 2022b）ことをふまえると、早急に評価とその利用によって、経営改善に繋げることが必要である。

非営利組織に勤務した経験のある筆者らの観察から、社協の行う評価には特に重大な課題が3つあると考える。すなわち①意思決定の場面に地域住民が必ずしも十分に参画できていないこと、②PDCAサイクルを回せておらず、事業改善に繋がっていないこと、③事業と資金獲得が連動しておらず戦略的事業運営となっていないことである²。

また、本稿で示される知見は、社協のみならず、ほかの非営利組織においても活用が期待される。

(3) 本研究の目的と関連研究の動向

社協は、地域福祉の推進に向けて、地域福祉活

動計画（以下「活動計画」という。）を独自に作成している。活動計画とは、社会福祉法に基づき行政が作成する地域福祉計画とは異なり、社協が独自に作成する中長期計画であるが、両者は一緒に作成されることもある。

本稿では、後述するキットを用いた複数社協の比較分析から評価実践の現状を明らかにした上で、事例研究を通じ社協における評価並びにその利用に係る知見を抽出することを目的とする。

すでに本誌においても、非営利組織における評価への期待やその役割について提起されている。先述の田中（2008）をはじめ、本誌第11巻1号（2011年）では、特集「市民社会におけるNPOと評価の役割」が組まれ、9本もの研究論文等が掲載され盛り上がりをみせていた。

しかし、その後、日本の非営利組織において評価がどのように利用されているのかという実像に迫った実践報告等は、近年では公共図書館を事例とした実証分析（田辺 2019）、児童家庭福祉分野の非営利組織のアンケート調査（清水 2024）があるものの、限定的である。また、日本評価学会全国大会（2001年～2023年）の共通論題のうち「評価の活用・質保証」を発表内容としたものは、「2001～2005年」に17.5%あったが、「2021～2023年」には5.4%にまでポイントを下げている（牟田 2024, p.1）ことが確認できる。こうしたことから、とりわけ直近の十数年において、非営利組織における評価の利用という研究テーマは、必ずしも中心的な関心事ではなかったように思われる。

また、地域福祉計画や活動計画の評価に関して、榎原（2020）は地域福祉計画に関する評価の研究動向を調べ、一覧表に整理している。これによると、活動計画の評価に関しては、増子ほか（2002）、増子（2006）が確認できたが、地域福祉計画のそれと比べると少ない。榎原（2020）が示したもの以外には、稻垣ら（2016）等の先行研究があるが、必ずしも多くない。

(4) 研究方法と本稿の構成

上述の目的のため、本稿では、活動計画の作成におけるプログラム評価の実践の有無と程度の可視化を試みる。そこで、ロッシら（Rossi et al. 2004）の評価5階層に応じた項目を設定した一覧

表1 プログラム評価の実践判定キット

プログラム評価の要素（階層）	ニーズ評価のフェーズ1	セオリー評価のフェーズ1	プロセス評価のフェーズ1	アウトカム評価のフェーズ1	効率性評価のフェーズ1
根拠となる記述	ロッシら(2005) 第4章	第5章	第6章	第7章	第11章
ポイント	社会課題の明示	セオリーの明示	アウトプットの明示	アウトカムの明示	貨幣換算の明示
活動計画から読み取れる項目	①ターゲットを特定している ②ニーズ（社会課題）を示している	①目標から活動へ連動した体系図が示されている ②①はロジックモデルの体裁となっている	①アウトプットの項目が示されている ②測定指標が示されている	①アウトカムを特定している ②測定指標が示されている	①アウトカムの貨幣換算（金銭測定、市場評価、計量経済学的推定、仮説的質問、政治的選択の観察）が実施されている

(出所) 筆者作成

表（以下「キット」という。）を作成し、三重県内市町社協の比較を行う（表1）。

先述のとおり、活動計画は社協によって独自に作成されるため、内容や体裁も様々であるが、キットの指標に活動計画の要素を当てはめるという単純な操作を行うことで、社協における評価の実践の有無と程度を具体的に表現し比較することができる。

本稿は以下のように構成されている。

まず、社協における評価の利用の議論をする以前に、評価自体が実施されているかどうか確認する必要がある。そのため、第2章では、三重県内市町社協が作成した活動計画を対象とした比較分析を行う。その理論的枠組みとしてロッシらのプログラム評価の5階層を用い、三重県内の複数の社協の現状とのギャップを可視化する。

続く第3章は事例報告として、伊賀市社協における『第4次伊賀市地域福祉活動計画』（2021～2025年度）作成の過程を取り上げる。筆者はこの作成にあたって定期的に現地へ足を運び助言を行っており、そこで観察した内容を報告する。同社協の特徴は、アカウンタビリティの視点を超えて資金獲得（ファンドレイジング）の可能性をも見据え、活動計画において評価を実施している点にある。

これらの報告により、社協の評価実践及びその利用に係る現況を明らかにする。

2. 三重県内市町社協の活動計画比較分析

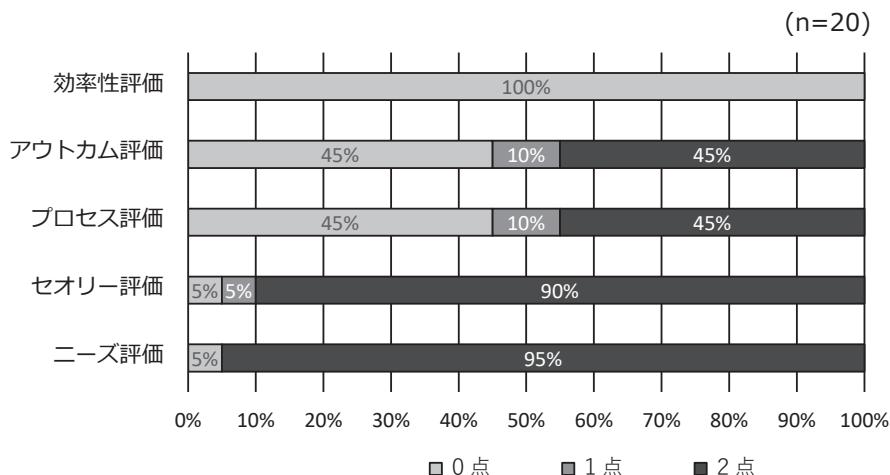
筆者は、2つの調査を行い活動計画の比較分析を行っている。第1調査は、多様な活動計画の外形から評価の程度を把握することを目的とした調査である。第2調査は、活動計画作成過程における住民参加の程度を把握する調査である。両調査を通じ、社協における評価の実態を明らかにする。

(1) 第1調査

①概要

筆者は、社協が多様な事業を実施していることを鑑み、社協運営を1つのプログラムとみなしした。これにより、ロッシらのプログラム評価階層（the evaluation hierarchy）によって捉えることが可能であると考えた³。ロッシらによると、プログラム評価は5階層、すなわち基礎レベルのニーズ評価から、セオリー評価、プロセス評価、アウトカム・インパクト評価、最上段の効率性評価からなる。また、プログラム評価のそれぞれの要素（階層）は、2つのフェーズに大別できる。すなわち、①プログラム評価に必要となる要素の構築（e.g.ニーズ、プログラム理論、プログラム・プロセス等）と、②構築された要素の妥当性評価である。どちらのフェーズも分析対象として重要であるが、後者については各社協における定性的な調査分析を併せて行う必要がある。よって、本稿においては、前

図1 プログラム評価の要素比較一覧



(出所) 筆者作成

者の調査分析に焦点を当てつつ、後者に関わる分析の可能性についても検討する。

本調査では、三重県内市町社協が作成する活動計画を対象とした。ただし、令和6年12月末時点での確認できる活動計画を作成している社協は、29市町の内20市町であった。先述のとおり、活動計画は社協によって独自に作成されるため内容や体裁も様々である。そこで筆者はキットを作成し、指標に活動計画の要素を当てはめるという単純な操作を行うだけで、社協における評価の実践の有無と程度を具体的に表現し比較できるようにした。

②キットの概要と操作

キットの各項目（ニーズ評価、セオリー評価、プロセス評価、アウトカム・インパクト評価、効率性評価）につき1つ又は2つの指標を設定した。それぞれの指標は、ロッシら (Rossi et al. 2004) におけるプログラム評価の5階層の各要素を基に作成した。本キットは、様々な地域の社協の比較分析を想定し、できるだけデータ構造を標準化し、算術的に数えることを可能にすることを目的とする。そのため、利便性を鑑み簡便な指標を設定し、活動計画で5階層の各要素に該当する箇所の有無を判定・記入した。ただし、本キットで質的な分析まで想定しておらず、要素の質に応じた点数の重み付けはしていない。例えば、アウトカム指標

が1個だけ示されているものと、10個示されているものは、同じ1ポイントとしてカウントする。

③結果

キットを用いた測定の結果を図1のとおりまとめ、下記のことが読み取れた。

ニーズ評価の要素のフェーズ1が19本（95%）の活動計画において確認できた。アンケート調査を行う等、当該市町の状況を把握しようとする動きがあった。

セオリー評価の要素のフェーズ1も19本（95%）の活動計画において確認できた。そこでは理念と活動が連動している図が示される等、活動の根拠を示そうとする動きがあった。

プロセス評価及びアウトカム評価の要素のフェーズ1については、項目と指標を示してプログラムの成果を表現しようと試みているグループと、それがみられないグループに大別された。

最後に、効率性評価の要素のフェーズ1であるが、これについて言及している活動計画はなかった。

以上より、活動計画を作成する際、評価に必要となる要素の構築は部分的に行われているが、プログラム評価の5階層をすべて行っているものはないことが分かった。

④比較から観察された課題

なお、キットによる比較分析の過程で、社協間

の評価の質的な違い等が観察できたので、その一部について言及する。

(ア) 住民への働きかけ

全国社協（2025）において、住民主体の理念を重要な理念とし掲げられているためか、活動計画の作成過程の中で、地域住民に対してアンケート調査をしたり、ヒアリングをしたりするものが複数あった。しかし、社協が直接的にサービスを提供する在宅介護サービスや日常生活自立支援事業等の利用者に対して、アンケート調査を行ったものはなかった。

(イ) 抽象的なロジックモデル

多くの活動計画において、ロジックモデルの体裁をとっているものの、概念的な関連によって作成されているように思われた。例えば、基本理念が掲げられ、基本方針や基本目標が続き、施策の方向性、推進目標、活動が示されていました。このように、ロジックモデルの外形を有しているものの、抽象度が高いものも散見され、改善の余地がある。

(ウ) 適切でない指標

プログラムの成果を提示しようとしたグループにおいても、不適当と思われる項目や指標の設定がみられた。例えば、成果指標として、活動（アウトプット）と活動による対象の変化（アウトカム）が区別なく表にまとめられていたり、活動の数に対して指標が明らかに少なかったりした。このように計画上で、進捗や成果の判断基準があいまいな状況では、実施される評価があいまいにならざるを得ない。活動計画の作成時において、活動の経過や結果に対する関心が低いこと、評価への知識が不足していることが要因として考えられる。

(2) 第2調査

①概要

キットでの分析過程の中で得た知見の内、筆者は、④（ア）で言及した住民の関わりの程度について着目した。社協の行う事業の受益者である地域住民（地縁組織）及び地域の活動を協働して行っている団体（活動団体）による、計画作成への参画の実態を把握する調査を行った。先述のキット

と同様に、ロッシらのプログラム評価5階層の要素をふまえ、基礎部分にあたるニーズ評価における住民参加の実態を分析している。ロッシらは、プログラムの標的集団は通常個人であるとしつつも、家族、作業チーム、組織、コミュニティといった集合体も標的集団となり得るとしている（ロッシら 2005, p.111）。これをふまえ、自治会等の「地縁組織」とボランティア団体等の「活動団体」とを区別した。また、住民参加の程度を把握するため、キットのフェーズの考え方を踏襲し、ニーズ抽出の「過程」と「判断」に段階を分けた。

なお、社会課題（ニーズ）の特定に係る「過程」における住民参加として数えるのは、「地区懇談会」・「ワークショップ」等が開催され住民から直接社会課題を聞いていることが、活動計画の記述から分かるものに限られる。すなわち、地域住民を対象としたアンケート調査や数名の住民代表だけが参加した作成委員会によって課題を把握したもの等は除外される。また、「判断」における住民参加として数えるのは、提出された複数の社会課題から社協が取り組むべきものに優先順位をつけたり、選び出したりしていることが分かるものである。

②結果

各活動計画から要素を拾い、表2にまとめたところ、次のことが認められた。

1つ目は、活動計画作成の「過程」において、過半数の地縁組織の参加が認められるが、活動団体は6つに留まったこと、次に「判断」において、地縁組織の参加は3つ、活動団体は1つだけだったことである。注目すべきは、伊賀市社協で、地縁組織と活動団体のどちらも、過程と判断まで参加が認められることだ。

(3) 小括

第1調査では、キットを使用した単純な操作により、活動計画どうし比較ができ、社協における評価の実践の有無と程度を明らかにした。結果から、ニーズ評価・セオリー評価の要素を構築しようとする動きはあるものの、プロセス評価・アウトカム評価・効率性評価があまり行われていないことが分かった。このことから、作成後の評価の利用についても関心が薄いとも言えるだろう。

表2 社会課題（ニーズ）抽出に係る住民参加

	地縁組織		活動団体			地縁組織		活動団体	
	過程	判断	過程	判断		過程	判断	過程	判断
桑名市	○		○		伊勢市				
いなべ市	○		○		鳥羽市	○			
四日市市					志摩市	○		○	
菰野町	○	○			玉城町				
鈴鹿市					度会町			○	
亀山市	○		○		南伊勢町	○			
津市	○				伊賀市	○	○	○	○
松阪市	○				名張市				
多気町					御浜町	○	○		
明和町					紀宝町	○		○	

(出所) 筆者作成

つまり、このことは、先述の社協における課題「PDCAサイクルを回せておらず、事業改善に繋がっていない」ということを示唆するものである。加えて、すべての活動計画で成果の貨幣換算が行われていなかったことは、「事業計画と資金獲得とが連動しておらず、戦略的事業運営となっていない」ことにも通じる。

なお、活動計画の部分に関する質的な比較が依然として必要である。各階層における妥当性の担保（フェーズ2）や事業改善・運営への評価の利用については、質的な調査を行うことでより精緻な比較が可能であると思われる。

第2調査の結果は、活動計画作成段階において判断を伴う場面への住民参加が限定的であることを示唆している。これは筆者が冒頭に挙げた課題「意思決定の場における住民参加の不在」を補強する結果とも言える。先述のように全社協（2025）が住民主体を重要な理念としていることをふまえ、住民が判断を行いえる状態は、住民が主体性を発揮し得る状態だとも言えよう。この点において、伊賀市社協の評価実践は具体的な方法で応えていると考えられる。

次章では、事例として伊賀市社協の活動計画を取り上げ、詳細に報告を行う。同社協は、第1調査より、効率性評価を除く4つの階層において評価の外形が整っていた。実際にアウトカム志向の

活動計画を掲げ、評価の利用についても意識的である。さらに、第2調査より、活動計画作成過程において積極的な住民参加が認められていた。

3. 伊賀市社協における活動計画作成に 係る評価実践

伊賀市は、三重県北西部に位置し、人口約8万人、高齢化率は30%を超えており、伊賀市社協は、職員数約200人、そのうち地域福祉部門の職員数は約60人であり、令和5年度サービス活動収益は約8億3,900万円となる規模の法人である。同社協は令和3年度に第4次活動計画を作成して以降、寄付金収入が増加し、令和4年度は約1,020万円だったものが令和5年度には2,270万円に上った。

同計画は、徹底した社会課題の把握によって12の目標が立てられ、その成果を測るために項目も意識したものであり、評価活動を行っていると思われた。また、後述のように、成果が資金獲得に繋げることも意識されていたことからも、寄付の増加は、ファンドレイジングが成功したとみてよいだろう。

本章では、上記実績に加え、前章での2つの調査結果をふまえ、アウトカムを意識した評価を行いファンドレイジングに評価を利用している好事

例として、伊賀市社協の活動計画作成に係る評価の実態を探ることにした。

(1) アウトカム志向の計画作成の背景

伊賀市社協は、実現目標としてアウトカムを意識した活動計画作成を行っている。これは2017年度にファンドレイジングの専門家が行った内部職員研修が端緒となっている。その研修は「地域福祉におけるファンドレイジング基礎知識」と題し、ファンドレイジングとアウトカムの概念に関する講義であった。研修では、①職員が社会課題の状況や原因、構造等を理解することで、住民の共感を得られる分かりやすい広報を行うこと、②支援をする価値のある「社会課題の解決策」を持つことの2点が考慮された。

研修後、伊賀市社協は、地域団体の財源確保を支援するため、地域福祉コーディネーター育成研修にファンドレイジングとアウトカムの学習を取り入れ、地域の社会的活動団体へアウトカム志向の活動作りの支援を開始した。さらに、2019年度から社協自体も組織として本格的にファンドレイジングを導入することになり、2020年度に行われた『第4次伊賀市活動計画』(2021～2025年度)の作成において、アウトカム志向の活動計画作成に取り組むこととなった。

(2) 活動計画作成

活動計画の作成にあたって、「社会的インパクトに関する学習内容や地域福祉の観点から活動計画に盛り込むべき要素」、「社協のファンドレイジング推進の視点」、「業務量の許容範囲」を総合的に考慮しながら進められた⁴。

まず、「市民の意見」「伊賀市の政策・計画（地域福祉計画を含む）」、「伊賀市社協の事業」、「現場スタッフが把握しているニーズ」を総合的に考慮し、市民が直面する多くの地域生活課題の中から活動計画で優先的に取り組むべき主要課題を、12のマクロレベルの社会課題として設定した（表3）。その上で、地域福祉部門の全正規職員をテーマごとに3～4人の作業グループに編成し、次の手順1～5の順に行われた。「社会課題の明確化」（手順1）、「実現したい目標の設定」（手順2）、「ロジックモデルの作成」（手順3）、「活動計画への落

とし込み」（手順4）、「評価方法の設定」（手順5）の手順で作業を進めた。ただし、一部の社会課題については業務量の負担を考慮し、「実現したい目標の設定」を先に行い、その後に「社会課題の明確化」を進める等手順を変更した。

①手順1 「社会課題の明確化」

社会課題の明確化においては、前回の第3次活動計画を見直し、国・県・市の調査報告や研究報告によるデータを整理した。そして、原因究明のロジックツリーを作成し社会課題の構造を分析した（図2）。エビデンスが不足している場合は、伊賀市社協が独自に市民や関係機関に対してアンケートやヒアリングを実施することで社会課題の明確化を図った。

一部の社会課題については、様々な機会を通じ、意見集約し社会課題特定の精度を高めた。先述のエビデンスをふまえた説明に加え、当事者インタビューの内容等を含めた説明動画を作成し、市内7箇所で視聴会や意見聴取会を実施した。さらに、地域における会合、伊賀市社協理事会・評議員会等で視聴の機会を設け、書面を通じた意見聴取を行った。加えて、伊賀市公式YouTubeチャンネルにもアップロードし、新型コロナウイルス感染拡大による制約の中でも工夫を凝らした。

②手順2 「実現したい目標の設定」

実現したい目標の設定では、12のマクロレベルの社会課題に対応するマクロレベルの目標を設定した（表3）。その際、先行研究の参照に加え、市の地域福祉計画や市民の意見を総合的にふまえ、ステークホルダーの納得と共感を得られる内容であるかを念頭においた。

③手順3 「ロジックモデルの作成」

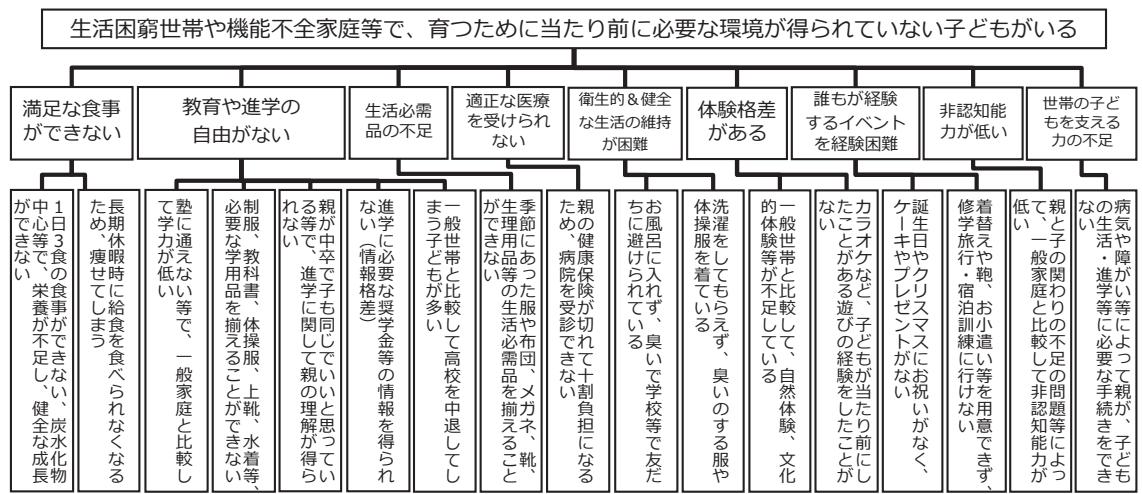
ロジックモデルの作成においては、手順1「社会課題の明確化」で作成した原因究明のロジックツリーを基に、手順2で設定したマクロレベルの目標からバックキャスティング手法で作成した（図3）。既存事業の予算拡充の視点も必要であったため、それに関連する内容を記載し重要性を確認した。ニーズは確認できたものの、地域で誰も取り組んでいない課題については、コミュニティワークの強化や共同募金を財源とした新たな活動の立ち上げ支援を視野に入れた。また、社協が中間支援組織として地域団体へのサポートや関係機

表3 12の社会課題と目標

	社会課題	目標
1	社会的孤立（孤独）	孤立・孤独のない社会の実現
2	認知症	認知症を原因とした行方不明による死亡者をゼロに
3	健康寿命	伊賀市の健康寿命と平均寿命の差の減少
4	地域行事・活動運営	持続可能な地域行事や地域活動等の実現
5	災害	避難行動要援助者の「安心安全」と、被災者の「早期通常生活復帰」の実現
6	移動困難	自分で車を運転できなくても、病院や買い物に行くことができる社会の実現
7	マイノリティ	外国人・障がい者・LGBT等のマイノリティで生きづらさを抱えている市民の減少
8	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルスによって発生した新たな日常生活課題の解決
9	生活困窮	生活困窮から脱することのできる機会が公平にある社会の実現
10	子どもの貧困	全ての子どもが、食事や学習の機会、生活必需品、愛情など、育つために当たり前に必要な環境が得られる社会の実現
11	住まい	高齢・障がい・貧困等で住まいを確保できない人をなくす
12	終活	本人が望む「最期までの生き方と逝き方」ができる社会の実現

(出所)『第4次伊賀市地域福祉活動計画』より。

図2 伊賀市社協 子どもの貧困の原因究明のロジックツリー（簡略版）



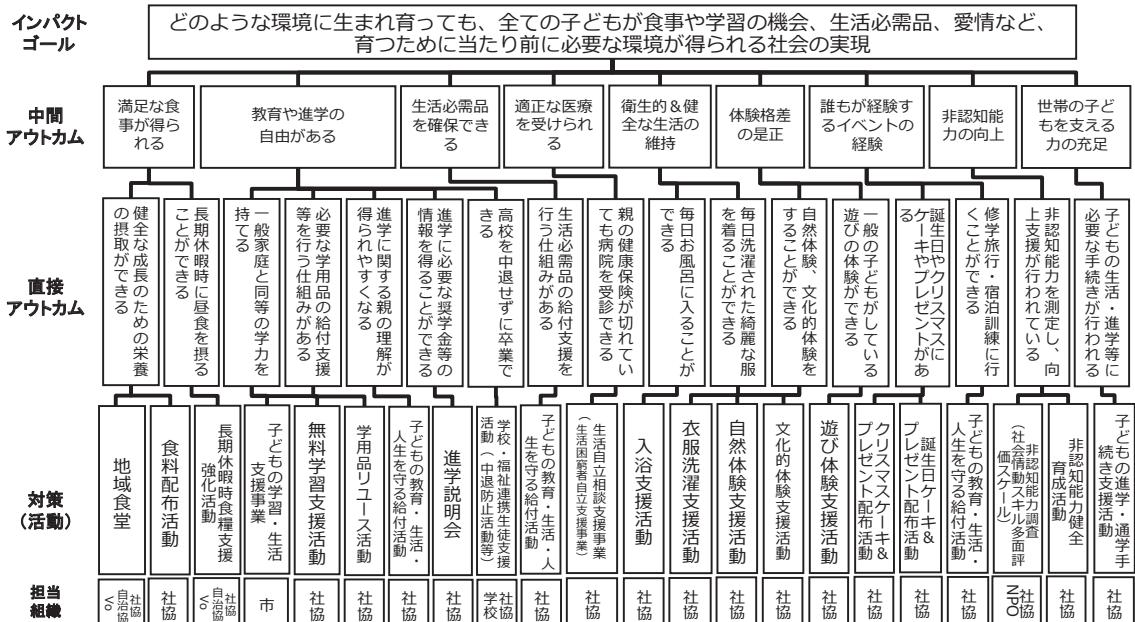
(出所) 筆者作成

関との協働を担う組織であることをふまえ、社協以外の社会的活動団体の取組みも組み込んだ。その結果、ロジックモデルが仔細かつ膨大になった作業グループもあった。

④手順4 「活動計画への落とし込み」

活動計画への落とし込みでは、作成したロジックモデルを組織として最も長期的なロードマップと位置付け、その中から5箇年で実施すべき内容

図3 伊賀市社協 子どもの貧困対策ロジックモデル（簡略版）



(出所) 筆者作成

を活動計画に書き込んだ。活動計画の構成は「目標」「社会課題説明」「原因分析」「対策」「重点活動」「評価指標の例」とし、これまで整理してきた内容を落とし込んだ。また、ロジックモデル作成の中で社会課題を解決するために必要となる新規事業は予算的な裏付けがなく、対策として活動計画に書き込むべきか議論になった。今回はファンドレイジングの取組みの一環でもあることから、財源確保を行って事業化することを前提に盛り込んだ。

⑤手順5「評価方法の設定」

評価方法の設定では活動計画の期間に合わせ、5年ごとの評価を実施する方針を定めた。ただし、初めての試みであったため、評価方法や業務量に職員の不安も大きく、作成時点では具体的な評価方法を決定せず、評価指標の例として一部を示す形とした⁵。

(3) 活動計画作成後の動き

第4次活動計画に基づく事業は、予定どおり2021年度から実施された。ロジックモデルに基づく新規事業の開発・実施は、課長クラスが集まる

検討会で随時判断・整理され、経営陣へ提案されている。また、活動計画実施3年目（2023年度）からは、社会課題ごとの評価項目の設定や成果調査を進めるため定期的な内部会議を開始し、年3回の活動計画策定委員会等に評価の途中経過を報告し、意見を求めている。

そして、すでに第5次活動計画の作成に向けたロジックモデルの見直しを開始している。作成時点で、把握や先駆的な取組みの調査が不十分だった社会課題のロジックモデルでは大幅な修正が必要となった。一方、作成時点で十分な調査を経たロジックモデルは一部修正にとどまった。

(4) 取組みから得た成果と残された課題

本事例から、ファンドレイジングへの評価の利用と組織の変化について成果が確認できた。また、さらなる住民参加、評価対象の選定、職員の業務負担といった課題も確認できた。

①成果

(ア) ファンドレイジングの評価への利用

本事例による1つ目の成果は、ファンドレイジ

ングを行う上で、評価を巧みに利用できていることである。ファンドレイジングが成功するためには、市民や企業等の支援者に対し、社会課題を伝え、共感を得ることが重要である。さらに、最も有効な解決策を示し、ボランティアや資金支援等の形で参加を促すことで、社会課題解決に向けた仲間を増やすことも可能となる。

本事例では、活動計画作成の過程において、社会課題とその解決策をロジックモデルによって明確化することで、社会課題の解決に向けた論理的な説明が可能となり、これまで以上にステークホルダーから理解や納得が得られるものとなった。実際に、募金活動の広報・プレゼンテーションにおいても活かされている。一例として、遺贈先を検討していた住民に対し、プレゼンテーションをし、複数の団体と比較された結果、高評価を受け、遺贈先として選ばれることとなった。

さらに、市行政に対してもロジックモデルを用いて説明することで、市行政が取り組まなければならぬ社会課題解決の流れを明確にできた。市職員から「行政の成果志向と相性がよい」「議会で説明しやすい」「予算化しやすくなる」、市議会議員からは「市が抱える課題や解決へのプロセスが分かりやすくなった」等好意的な声が聞かれた。これにより、補助金獲得や増額に向けた説明が必要になった際も、以前より効果的に行えるようになった。

(イ) アウトカム志向の組織変革

伊賀市社協が実施する事業の中でも制度・政策上に位置付けられているものや、以前より実施されてきた事業は、その目的や必要性を改めて検討することなく継続される傾向にあった。しかし、伊賀市社協では、計画作成の過程で既存事業の目的を再確認し、事業を取捨選択する判断基準として、アウトカムを重視する方向に変化した。ロジックモデルは目標達成のためのロードマップと位置付けられ、「社会課題解決への有効性」を考慮しながら、事業の開発や改善、廃止を検討するようになったのである。例えば、従前より行ってきた広報誌配布、福祉教育、ふれあい・いきいきサロン活動といった事業は、社会課題解決の視点から位置付けを見直され、目的に基づいた取組みへと改善された。

また、マクロレベルのロジックモデル作成を通じて、制度・政策だけでは社会課題が解決できることに気づき、制度の狭間にある課題や不足する社会資源を明確化できた。社会課題解決に有効性の高いものを最優先にして社会資源開発が行われるようになった。例えば、令和6年度には、「子どもの貧困問題」の解決に向けて有効性の高い「第三の居場所」を設立し食事支援や無料学習支援を開始した。そのための開設費及び運営費に係る助成金を数千万円規模で獲得している。

さらに、保証人や緊急連絡先の不在等によって賃貸住宅や高齢者施設等に入居できない「住まいの確保の問題」においても、国のモデル事業を実施しており新たな事業展開に繋がっている。活動計画作成時にはニーズ評価、セオリー評価を行い、プロセス評価、アウトカム評価も予定していたところ、作成を通じて職員は特にアウトカム評価の重要性について認識するようになった。従来は、行政や市民、企業等から活動計画の成果について問われても、参加者数やイベント開催数等のアウトプット中心の説明となってしまい、納得や共感につながる説明が必ずしもできていなかった。今回の取組みを経て、職員のアウトカム評価に取り組む姿勢が変化し、評価結果（途中経過）の説明を受けた市民や活動計画策定委員等から「今までで一番市民目線になった」といった声が聞かれ、説明の質の変化を感じ取っている。

②課題

アウトカムを意識した活動計画作成を通じて、以下の3つの課題が浮かび上がった。

(ア) ステークホルダーの意見収集の難しさ

1つ目の課題は、ステークホルダーの意見を十分に把握できなかった可能性を否定できないことである。作成時期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面の機会を制限せざるを得ず、多くの部分を書面によって意見聴取をした。そうした中、限定的ではあるものの、動画を活用しながら社会課題の現状、原因、解決策等を住民と共に直接議論する機会を設けることが一定程度行うことができていた。今後は、市民、当事者、関係機関等を「社会課題の明確化」や「ロジックモデル作成」等の早い段階から参画させる仕組みを構築することが目指される。

(イ) アウトカム測定の難しさ

2つ目の課題は、ロジックモデルで導出したアウトカムのすべてに対し、項目と指標を設定し評価することができなかったことである。マクロレベルで計画を作成したことで、市全体の社会課題とその解決までのロードマップを明確にできたものの、ロジックモデルの範囲が広くなりすぎてしまった。ただし、評価範囲を決める際は、社会課題解決における有効性や資金支援者等への報告における重要性、業務負担等を総合的に考慮し、優先順位の高いものから決定した。今後は、より効率的に評価を実施できる方法を模索することで、より精緻にアウトカムを測定していくことが望まれる。

(ウ) 活動計画作成に伴う業務負担

3つ目の課題は、活動計画作成に伴う業務負担の大きさである。先述のとおり12のテーマごとに作業グループを設け、社会課題の明確化やロジックモデル作成を行い、それを活動計画に反映させた。しかし、職員にとって前例がなく手探りで作業せざるを得ないことも多く、大きな負担となっていた。今後の活動計画作成では、既存のロジックモデルの見直しが中心となり、初回ほどの労力はかからなくなると見込まれる。活動計画作成の数を重ねるごとに効率化が進み、業務負担の軽減と、活動計画の質の向上が両立されることを期待したい。

4.まとめ

(1) 伊賀市社協の特徴・優れている点

伊賀市社協の事例研究により、キットでは把握し得なかつた内容、すなわち、伊賀市社協はファンドレイジングに取り組む中でアウトカム志向の計画作りを行っていることが確認できた。その過程では、職員がロジックモデルを作成し、社会課題の明確化から評価方法の設定まで行っている。さらに特筆すべきは、職員が整理した社会課題の妥当性を問うために、職員自ら市民や関係機関等にアンケート調査やヒアリングを追加で行い、説明動画作成をして視聴会や意見聴取会を開催していることである。これらは妥当性評価の実践であ

ると言ってよいだろう。

さらに、このことは、評価への住民参加という点において、伊賀市社協を特徴付けることが可能である。非営利組織への住民参加の重要性は改めて言うまでもなく、評価学においても、評価への当事者参加は重要視されている⁶。伊賀市社協の実践では、職員が社会課題の妥当性を問い合わせて評価に参画している姿が確認でき、住民が評価妥当性について検討できることは住民主体の理念が具体化した姿であるとも言えよう。

(2) 今後の社協における評価

社会課題が山積し、地域格差も広がりつつあるこんにちにあって、全国に拠点を有する社協が評価に取組めていない状況は、早急に解消されるべきである。

まず、活動計画の更新のタイミングにおいて、評価5階層をふまえたアウトカム志向の内容に刷新することが目指される。すでに活動計画において評価の要素フェーズ1を行っている社協は、フェーズ2の実施すなわち妥当性評価を行うことで、活動計画が精緻になり、業務改善やファンドレイジングのような評価を利用した取組みが可能となる。

もちろん評価が活動計画に位置付けられていなかったとしても、プログラム担当者が日々の活動において意識することで評価を実施していくべきである。例えば、見守りボランティアを養成することを目的とした研修事業であれば、研修の実施前と実施後に受講者へアンケートを取り、その意識変容を確認するだけでもプログラムのアウトカムを確認できる。さらに期間を空けて、研修受講者の行動変容（実際に見守り活動を行っているか等）を追跡調査することで、研修事業によって生じたアウトカムを確認できる。これを成果として提示し、資金提供者から資金を引き出したり、地域住民から社協への信用に繋げたりすることが可能になるだろう。

また、社協が実施する事業について、資金の使途だけでなくその成果も提示しないことには、資金を獲得できない場面が今後増えていくものと思われる。第1章で指摘したように、社協以外の非営利組織においても、計画を作成し事業を評価し

ていくことはとても重要である。本稿で作成したキットは、社協の活動計画を想定しているが、ほかの非営利組織におけるプログラム評価の実施状況を把握する上でも応用できる可能性がある。

(3) 本報告の限界

本稿のキットによって明らかにしたのは、プログラム評価に必要となる要素の構築についてである。そのため、構築された要素の妥当性評価の有無や程度については、分析できていない。キットを操作する中で観察された活動報告の質的な違いについて、本稿で触れているが観察は不十分である。また、対象は三重県内の市町社協が作成する活動計画であり、ほかの都道府県内の社協の活動計画との比較等はできておらず、一般化までは至っていない。さらに、計画作成の方法・内容等に違いがあることについて、活動計画作成過程への都道府県社協の参与について確認することも必要だ。本来ならば、福祉活動指導員が配置されている都道府県社協の役割は大きく、将来的にはプログラム評価の手法を広めていくことや評価者として評価を行うことも期待したい。

このように、本稿は活動報告・調査報告として、新たな知見や論点を提示することとなった。ただし、筆者らの力不足と紙面の都合でそのすべてについて十分な検討ができておらず、後続の研究に期待したい。

謝辞

本稿の執筆にあたって、三重大学リカレント教育センター教授青木雅生氏、同人文学部准教授洪性旭氏、日本社会事業大学社会福祉学部准教授新藤健太氏から助言を受けた。改めて感謝申し上げたい。

注記

1 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2016）は、国内の非営利組織における社会的インパクト評価の実施状況を、イギリスのシンクタンクNew Philanthropy Capital（2012）が行った調査結果と比較している。評価を強化する理由について、日本の非

営利組織は「事業の活動結果・効果の可視化」と「事業サービスの向上」で約7割を占めたが、一方イギリスでは「資金提供者の要求の変化」が過半数を占めていた。近年、国内においても、JANPIA（一般財団法人日本民間公益活動連携機構）が、内閣府『休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本指針』に基づき、『資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針 改訂版』を作成している。こうした現況をふまえると、今後、日本国内においても資金提供者から非営利組織に対し活動の成果を求める動きが一層強まる可能性がある。

- 2 社協に限らないが、筆者の主張と同様の指摘もなされている。例えば、①については山谷（2025）、②については畠本（2022）、③については清水（2022）を参照されたい。
- 3 第7版までは「階層（hierarchy）」とされた表現が、第8版では「領域・分野（domains）」となっているものの、プログラム評価が5つからなるという構成については、変更がないので本稿ではこの違いについて言及はしない。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、職員と住民等との接触を最小限に抑え、作業をオンラインで行う等の試行錯誤を重ねた。
- 5 例えば、子どもの貧困という課題については「生活困窮等の理由で学習塾に通えなかった子どもが、塾で学べるようになった数」、社会的孤立（孤独）という課題には「人とつながり続けられる居場所がある人の増加率」といった指標例を活動報告内に明記している。
- 6 大島ら（2019）は、プログラム実施者とサービス受益者（当事者）が参画する形成的評価の方法論「CD-TEP法を用いた実践家・当事者参画型エンパワメント評価」を提唱しており、その後も本誌上をはじめ議論が行われているところである。

参考文献

- 稲垣美加子・安藤雄太・古市こずえ他（2016）「地域福祉活動への住民の主体的参画の企図と醸成の過程に関する研究～住民主体による地域福祉活動計画の策定と遂行～」、『地域福祉実践研究』、7：21-31
 横原美樹（2020）「地域福祉計画の評価に関する研究の動向と課題」、『明治学院大学社会学部付属研究所年

- 報』、50：29-38
- 清水潤子（2022）「アメリカのソーシャルワーク教育におけるファンドレイジングカリキュラムの展開と整理」、『武蔵野大学人間科学研究所年報』、12：27-41
- 清水潤子（2024）「民間非営利セクターにおけるエビデンス活用の現状と課題—児童家庭福祉分野団体へのアンケート調査から—」、『日本評価研究』、24（1）：69-82
- 全国社会福祉協議会（2022a）『全社協・地域福祉部 News File No.148』、（<https://www.zcwvc.net/wp/wp-content/uploads/2022/11/NewsFileNo148.pdf>、2025年5月23日閲覧）
- 全国社会福祉協議会（2022b）『全社協・地域福祉部 News File No.148』、（<https://www.zcwvc.net/wp/wp-content/uploads/2022/11/NewsFileNo150.pdf>、2025年5月31日閲覧）
- 全国社会福祉協議会（2023）『2023年次報告書』、（https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/annualreport/pdf/annual_2023.pdf、2025年5月23日閲覧）
- 全国社会福祉協議会（2025）『社会福祉協議会基本要項 2025』（<https://www.zcwvc.net/wp/wp-content/uploads/2025/03/01.%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A6%81%E9%A0%852025.pdf>、2025年3月28日閲覧）
- 田中弥生（2008）「日本のNPOセクター政策における評価の意義—市民社会の再構築をめざして—」、『日本評価研究』、8（3）：3-2
- 田辺智子（2019）「業績測定の利用と影響—公共図書館を事例とした実証分析—」、『日本評価研究』、19（2）：3-18
- 内閣府（2023）『休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本指針』、（https://www8.cao.go.jp/kyumin_yokin/shiryou/houshin/2023hhenkou.pdf、2025年3月20日閲覧）
- 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）（2024）『資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針 改訂版』、（https://www.janpia.or.jp/_assets/download/dormant-deposits/ongoing/guideline/hyoka_shishin_rev202405.pdf、2025年3月20日閲覧）
- 畠本裕介（2022）「社会福祉における評価概念の変化の具体的な様相—介護保険制度を題材に—」、『社会政策』、14（1）：97-107
- 増子正・三浦輝美・糟谷昌志他（2002）「地域福祉活動計画策定における社会福祉協議会の事業評価に関する研究—住民ニーズ把握の方法としての活用—」、『日本の地域福祉』、16：53-62
- 増子正（2006）「地域福祉活動の住民満足度分析に関する研究—地域福祉活動計画への活用」、『厚生の指標』、53（11）：5-11
- 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（2016）『日本のソーシャルセクターにおける社会的インパクト評価の実施状況』、（<https://www.impactinvestment.jp/user/media/resources-pdf/report160601.pdf>、2025年3月22日閲覧）
- 牟田博光（2024）「日本評価学会のこれまでとこれから」、『日本評価研究』、24（2）：1-2
- 山谷清秀（2025）「住民参加論と評価論」、『同志社政策科学研究』、26（2）：133-145
- New Philanthropy Capital（2012）. *Making an Impact: Impact measurement among charities and social enterprises in the UK.*. <https://www.thinknpc.org/wp-content/uploads/2018/07/Making-an-impact.pdf> (2025年3月28日閲覧)
- Rossi, P.H., M.W. Lipsey, and H.E. Freeman (2004). *Evaluation: A Systematic Approach 7th ed.*, Sage. (大島巖・森俊夫・平岡公一・元永拓郎訳 (2005) 『プログラム評価の理論と方法：システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド』、日本評論社)
- Rossi, P.H., M.W. Lipsey, and H.E. Freeman (2019). *Evaluation: A Systematic Approach 8th ed.*, Sage.

(2025.7.3 受理)

The current state of evaluation in the Mie Prefecture Social Welfare Council: An analysis of local welfare activity plans and cases

Ryoya Ogura

Mie Prefecture Social Welfare Council
624d002@m.mie-u.ac.jp

Kazuhiro Kuzuma

Japan Fundraising Association
kuzuma@commnet.or.jp

Abstract

For Japan's largest nonprofit organization, the Social Welfare Council, evaluation is essential for operational improvement and fundraising. However, issues such as lack of resident participation, non-implementation of the PDCA cycle, and no strategy for raising funds. In this study, we investigated the local welfare activity plan in Mie Prefecture using a kit based on Rossi et al.'s five-stage program evaluation to reveal the lack of implementation of PDCA. A case study of the Iga City Social Welfare Council found that its strengths lie in understanding social problems, clear solutions, and resident involvement in the plan. These findings provide valuable insights for nonprofit organizations such as the Social Welfare Council to adopt results-oriented evaluation.

Keywords

program evaluation, use of evaluation,
Social Welfare Council, Local Welfare Activity Plan

【実践報告・調査報告】

社会的インパクト評価の新たな取組からの学び —休眠預金等活用事業（助成事業）の実践から—

根尾 智子

一般財団法人日本民間公益活動連携機構
hyouka@janpia.or.jp

高木 陽子

一般財団法人日本民間公益活動連携機構
hyouka@janpia.or.jp

後藤 三紀子

一般財団法人日本民間公益活動連携機構
hyouka@janpia.or.jp

安藤 順一

一般財団法人日本民間公益活動連携機構
hyouka@janpia.or.jp

要 約

日本では社会的インパクト評価があまり普及していない状況において、2019年度に運用を開始した休眠預金等活用制度は、全ての実行団体、資金分配団体、指定活用団体に社会的インパクト評価の実施を求めた。本稿では、これまでの実践を紹介し、これから本制度の自己評価を伴走する関係者を対象に、現場から見えてきた成果や課題を示すことで、現場のニーズに沿った支援を検討するにあたって有用となる情報を提供することを目指す。

キーワード

社会的インパクト評価、休眠預金等活用制度、ソーシャルセクター、伴走支援、自己評価

1. はじめに

(1) 本稿の目的と意義、背景

社会課題解決に取り組む民間の公益事業において、社会的インパクト評価¹の実践がそれほど普及していない²中、休眠預金等活用制度（以下、本制度）では、社会的インパクト評価の実施を全団体に求める形で2019年度より助成事業の運用を開始した。開始当初は、伴走支援を行う立場にある資金分配団体や指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下、JANPIA）においても、それぞれに期待される役割に基づき、手

探りで社会的インパクト評価に取り組んでいたが、運用開始から6年が経ち、助成事業サイクルを繰り返すことで、成果や課題が具体的に生まれ、JANPIA内部にも知見が蓄積してきている。筆者らは、これまでの実践をとおし、社会的インパクト評価の実践は、説明責任のみならず、事業実施主体の目指す成果に向けての事業改善や、広く巻き込みたい関係者の共感・信頼を得るために有用であり、また社会資源獲得を促すことや、民間公益活動に広く関わる関係者への学びの共有等、波及効果につながっていると考える。

本稿では、本制度の3層をなす実行団体、資金

分配団体、JANPIAのそれぞれが実践してきた自己評価及び伴走事例を紹介する。本稿の目的は、これから本制度の自己評価を伴走する関係者を対象に、現場から見えてきた成果や課題を示すことで、現場のニーズに合った伴走支援を行う際に有用な情報を提供することである。

(2) 本稿の方法と構成

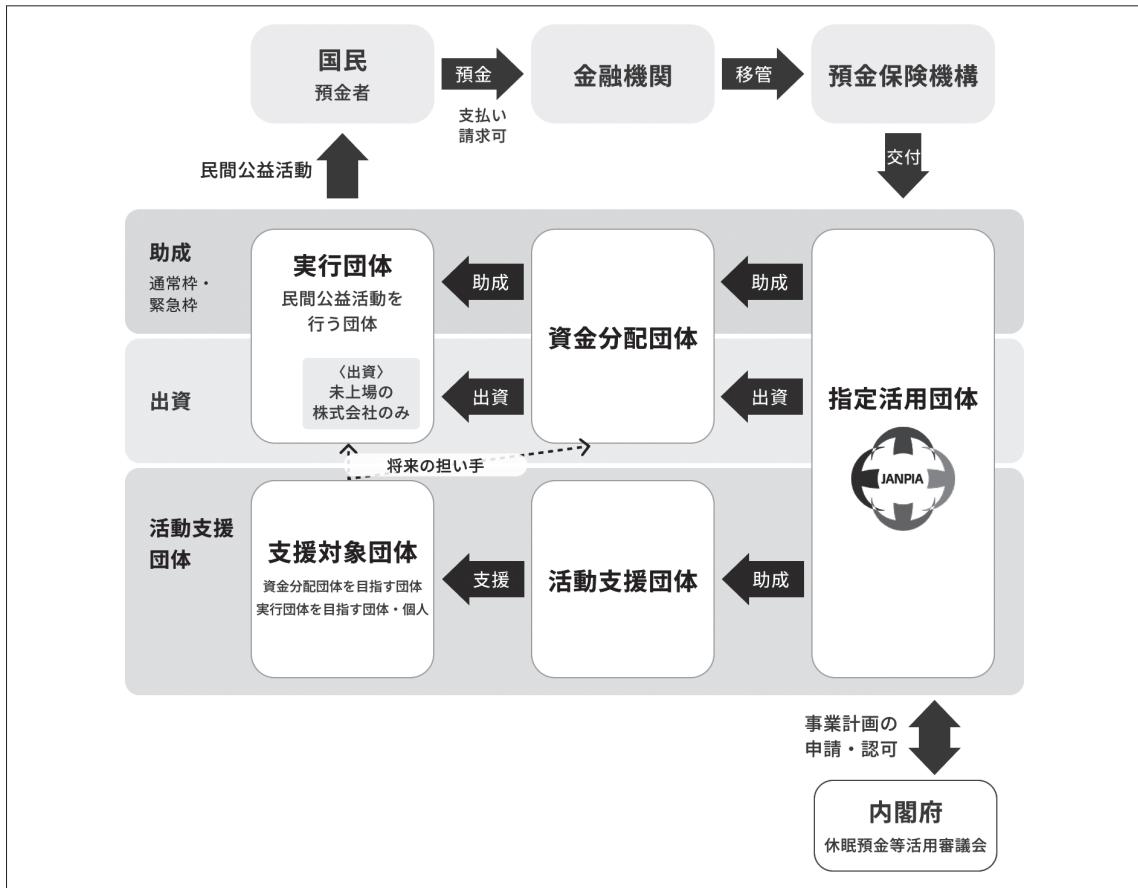
本稿の構成について述べる。2章では、本制度の助成事業の流れについて述べる。3章では、本制度の社会的インパクト評価の仕組みについて確認する。4章では、民間公益活動を行う実行団体及び実行団体の助成元である資金分配団体の評価実践事例を紹介する。5章では、資金分配団体の

助成元であるJANPIAの自己評価の実践事例を紹介する。6章では、本制度の特徴である伴走支援の実践について紹介する。7章では、資金分配団体の自己評価の点検検証レビューを務める評価専門家の受け止め方や、資金分配団体自身の評価スキルの自己認識について紹介する。8章では、前章までを踏まえ、成果や課題を整理し、自己評価を伴走する関係者に期待する事項を考察する。

2. 休眠預金等活用（助成事業）の流れ³

休眠預金等とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等をいう。休眠預金等は各金融機関から

図1 休眠預金等活用の流れ



(出所) JANPIA(休眠預金活用プラットフォーム)(2025)

預金保険機構に移管されたのち、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、必要な額が毎年度JANPIAに交付される。JANPIAに交付された休眠預金等は、行政では対応することが難しい社会課題を解決するために、民間の団体が行う支援活動に活用される。こうした支援活動を行う団体を、本制度では、「実行団体」とよぶ。また、本制度では、特定の社会課題分野や地域の実情に精通した中間支援を行う団体を「資金分配団体」とよぶ。資金分配団体は、地域・分野ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、社会課題の効果的・効率的な解決に向けた「包括的支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、実行団体を公募により選定する。

また、JANPIAではプログラム・オフィサー（以下、JANPIA-PO）が、資金分配団体事業の進捗管理や評価の点検検証や評価実施支援など、資金分配団体事業の伴走支援の中心的な役割を担う。伴走支援とは、一般的に連想される当事者のニーズに沿った寄り添い支援だけではなく、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築の観点から、実行団体の組織基盤強化や分野・地域の環境整備を行うために必要な支援までを含める。資金分配団体のプログラム・オフィサー（以下、PO）もJANPIA-PO同様に、実行団体事業の進捗管理や評価の点検検証や評価実施支援、助成終了後を見据えた資金獲得やネットワーク形成支援を行うなど伴走支援の中心的な役割を担う。実行団体は採択された事業に基づき、対象地域にて活動を行う。

3. 休眠預金等活用制度の評価の仕組み

(1) 休眠預金等活用制度の目標

本制度では、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決と、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築が目標として定められている。

(2) 評価の目的

本制度の評価目的は以下の3つであり、助成の

原資が国民の資産であることを踏まえ、評価の幅広い活用を目指している。

表1 休眠預金等活用事業の評価の目的

評価目的①（説明責任）休眠預金等に係る資金の活用の成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得ること
評価目的②（事業改善）評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、民間公益活動を効果的・効率的に行うこと
評価目的③（波及効果）厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと

（出所）内閣府（2023）括弧内は筆者が加筆

(3) 本制度の評価体系

本制度の評価は「課題の分析（ニーズの分析）」「事業設計の分析（セオリーの分析）」「実施状況の分析（プロセスの分析）」「アウトカムの分析」の4つの要素で構成され、プログラム評価を土台としている（評価指針2024）。また、実施時期は原則「事前評価」「中間評価」「事後評価」「追跡評価」とし、このうち事前から事後評価までが事業実施主体による自己評価である⁴。次に、各評価段階の目的と実施方法について整理し、以下に示す。

①事前評価の目的と実施について

事業を実施する前に事業の必要性・妥当性を判断することを主な目的とし、課題の分析、事業設計の分析を行う。具体的には、事業開始から6か月までの間に、受益者や地域のステークホルダーのニーズ調査や関係者の分析をとおして、申請時のロジックモデル等事業設計を図示化したもの（以下、「事業設計図」）、事業計画、資金計画の見直し・精緻化を行い、事業終了後の出口戦略についても計画を立て事業計画に反映する。

②中間評価の目的と実施について

事業の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源配分の見直しを行うことを目的とし、主に実施状況の分析を行う。具体的にはアウトプットの測定とアウトカムの発現に繋がっているかを確認し、また事業計画の見直しの必要性につ

いて関係者で協議を行い、必要に応じて事業設計図や計画の修正を行う。

③事後評価の目的と実施について

短期アウトカムの達成状況を検証し、事業の実施方法の妥当性や課題・成果を振り返ることを主な目的とし、事業の実施により得られた学びの抽出を行う。具体的には、事業終了年度に評価計画を具体化し、関係者で計画の点検をした後に、指標の測定や要因分析を行い、報告書を作成し、事業期間終了までに提出する。

(4) 休眠預金等活用事業における評価の特徴

①評価実施主体による違い

a. 実行団体の自己評価

自団体が行う事業について、事前に達成すべき成果について明示した上で、インプットからアウトプット、アウトカムに至る情報を収集し、事業設計図を作成するとともに、必要な情報を収集・分析し、受益者や地域のステークホルダー等の変化を事業成果として可視化する。

b. 資金分配団体の自己評価

実行団体の個別事業の成果の取りまとめだけではなく、資金分配団体が実施した当該分野や対象地域の環境整備や、実行団体の組織基盤強化等の内容も含め、包括的支援プログラムに照らして評価を行い、社会課題の分野や地域を俯瞰的に捉えた学びの抽出と共有につなげる。

c. JANPIAの自己評価

実行団体や資金分配団体の個別事業の社会的成果の拡大だけではなく、社会の諸課題の担い手が育成され、資金分配団体や実行団体等も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて総合的に評価する。
②JANPIA、資金分配団体による伴走型の評価実

施支援

JANPIAは資金分配団体に、資金分配団体は実行団体に非資金的支援を伴走型で行なうことが定められている（基本方針 2023）。具体的には、定期的な事業の進捗確認に加え、評価計画作成段階での助言や事例紹介、評価結果の妥当性・客觀性を担保し、評価結果の有効活用を促すため、評価内容の点検検証を行う。点検では主に評価計画の内容や実施体制を確認し、検証では、主に評価結果

の内容について妥当性・客觀性を確認する。さらに、研修やワークショップ等を開催し、評価への理解や活用を促進する支援を行っている。

③評価にかかる経費の助成

本制度では、自己評価に要する費用は実施主体が負担することが望ましいものの、評価が普及していない現状に鑑み、当分の間、評価実施経費を「評価関連経費」として対象経費に含めている。経費の対象は、実行団体や資金分配団体が主体的に自己評価を行うために必要な外部の支援を受けられる費用としている。

4. 実行団体・資金分配団体の自己評価の実践

(1) 実行団体・資金分配団体の評価報告書の提出実績

2025年3月時点で、事業を完了した団体（2019年度及び2020年度通常枠事業）において、全実行団体及び資金分配団体が事後評価報告書を作成しており、99.5%の団体において公表されている。

(2) 実行団体の自己評価の実践事例

自己評価の取組が事業改善や資源獲得等の波及効果に結びついた好事例として、認定特定非営利活動法人スペースふう（以下、スペースふう）が実行団体として実施した2020年度採択事業「リユースお弁当箱がつなぐ地域デザイン事業」で行われた実践事例を、スペースふうによる事後評価報告書及び資金分配団体である甲信地域休眠預金等活用コンソーシアム（認定特定非営利活動法人富士山クラブ、公益財団法人長野県みらい基金）による事後評価報告書に基づいて報告する。

本事業では、虐待死の6割以上が0歳時に発生し、山梨県において児童虐待相談件数が全国平均よりも増加傾向にあること、実母の精神的な負担がその主な要因となっていることを事業が対応する社会課題とし、産後0～6ヶ月を中心とした最も精神的に不安定で、かつ地域から孤立しやすい時期の母親を対象とした。支援対象者に食事を届けることによって他者とのつながりの機会や息抜きの機会を提供し、安心して子育てができる地域社会

を、また、同時に地域で孤立しがちな若者や女性が活動に参加する機会を作ることで、若者や女性が働きやすい地域ネットワークの構築の形成を目指した。

スペースふうは、事後評価報告書の中で、事業で期待される成果が「それぞれの段階を『行ったり来たり』同時進行しながら発展した」と分析している。

ここからは、具体的にどのように評価をとおして事業が変化していったかを述べる。スペースふうは、申請時の事業設計図は、「文献調査等から導いた」と述べている。資金分配団体は、「社会的弱者の分析、課題の把握が甘く」「リユース食器を広く社会に提供する環境NPOが、環境から社会事業へ脱皮、あるいは幅を広げる事業提案であった」と述べている。事前評価では、資金分配団体の伴走支援のもと、関係者とともに、地域のニーズ調査や関係者の分析を行っている。事前評価をとおし、申請時の事業概念図は、より具体的な人のイメージが加わり、相互の関係性も直線的なものから循環する形に変化している。スペースふうは事後評価において「事前評価、中間評価において事業設計の見通しが総じて弱かった」と振り返っており、伴走した資金分配団体は「積極的なヒアリングや調査をすればするほど、対象者の絞り込み等が揺れていた」と振り返っている。

こうした状況で事業はスタートしたものの、最終的に事業成果を生み出せたのは、「実践しながら、対象者の声を拾い、対象者の現状やニーズを把握し、運営内容を定期的に見直すことができた」からだと、事後評価で自己分析している。伴走支援を行った資金分配団体は、事業を進める中で、配達したお弁当の数等のアウトプットだけではなく、新生児のいる家庭が抱える課題を把握し、虐待等のリスクを低減するシステム構築という重要な成果を生み出している気づきと確信をスペースふうが得ていたと、事後評価で振り返っている。それを受け、事業効果を政策提言につなげることを目指すことが関係者間で合意され、その後、自治体への働きかけを事業で開始、町の子育て支援策との親和性を高めながら、活動報告及び政策提言を継続的に実施し、2024年3月に市民事業から行政の新事業への発展につながっている。また、

資金分配団体は、中間評価で時間をかけて事業の見直し改善を行ったほか、資金分配団体が最終年度頭にワークショップ形式の議論の場を提供し、各実行団体のミッションと事業のアウトカムの道筋や、事業によって地域に残るものは何か、それは地域に変化を起こし続けるものになるのかについて、全実行団体と資金分配団体が外部講師の協力のもと、議論したこともアウトカム発現につながった成功要因として報告しており、スペースふうも「他分野の実行団体や資金分配団体との意見交換は多角的に学ぶことが多く、事業フェーズにおける事業展開や課題の共有は大変有効であった」と述べている。

事後評価は、団体職員や理事のほか、外部よりアンケート指導アドバイザー、また資金分配団体のPOや資金分配団体の評価伴走者も参加する形で実施され、支援対象者の実態調査や、事業効果に関するアンケートの取りまとめ、事業プロセスの分析、成功要因や課題の分析、知見教訓が報告されている。

(3) 資金分配団体の自己評価の実践事例

資金分配団体ならではの評価の実践事例として、公益財団法人パブリックリソース財団（以下、パブリックリソース財団）が行った2019年度採択事業「住宅困窮者が『生きてて良かった』と思える支援付き住宅をめざして」の実践事例を、パブリックリソース財団による事後評価報告書に基づいて報告する。

資金分配団体であるパブリックリソース財団は、法改正による無料定額宿泊所の規制強化や日常生活支援住居施設制度の創設を受けても現場になお残る問題点に着目し、「社会から孤立する生活困窮者が、安心して住み続けられる住まいの提供、生活支援、地域連携の仕組み作りが急務」とし、「ハードとソフトの両面から助成し、実行団体がソーシャルビジネスモデルの構築を目指す」事業を設計した。本事業では、3団体（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人抱僕、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）が実行団体として選定された。

実行団体の事業において発現を目指すアウトカムとして、新築・改築・改修された無料定額宿泊

所が日常生活支援住居施設として運用を開始していること、同施設について、質の高い日常生活支援を提供することができる人材が育成され活動していること、さらに、これらの実現によって整備された支援付き住宅における入居者が、本人の希望する生活を継続し、孤立せず安心できる生活を送ることができることを目指した。資金分配団体が行う伴走支援により発現するアウトカムとして、実行団体が日常生活支援住居施設の制度を活用し、生活困窮者を対象とした「住まい」と「生活支援」を同時に提供する支援住宅のソーシャルビジネスモデルが構築されること、また、本事業の実践を通じて、行政や支援地域の自治体、ケースワーカー等における同ビジネスモデルや日常生活支援住居施設の制度への関心が高まることを目指した。

資金分配団体は、自己評価を実践するにあたり、事業を担当するPO2名のほか、評価関連経費を活用し、評価伴走者を配置し、評価全般のアドバイス、実行団体とのロジックモデル作成、評価指標・支援のコツリスト・フィデリティ尺度設定のファシリテーション、インタビュー、アンケート項目の作成ならびに調査の実施等を委託し、3名体制で評価を実施している。

本事業の評価の特徴的な内容として、全実行団体の活動の取組やアイデアをもとに、「支援のコツリスト」を作成し、コツリストに基づくフィデリティ尺度を作成し、実行団体における取組の実施状況を調査した点が挙げられる。

また、報告書の特徴として、事後評価報告書末尾には、事業で作成されたロジックモデル、支援のコツリスト、フィデリティ尺度、アウトカム評価調査票、事業計画書・資金計画書、公募要項・応募書類、パンフレットが添付されている点が挙げられる。

5. JANPIAの自己評価の実践事例

JANPIAでは、2022年度より毎年総合評価を自己評価として実施している。

第1回総合評価（2022年度）では、JANPIAの評価業務全般に助言を行う評価アドバイザーの協力

を得て、全職員を集めたワークショップを2回開催し、JANPIAのセオリー・オブ・チェンジ作りが行われた。評価アドバイザー3名のファシリテーションのもと、本制度の基本方針に基づき、達成することが期待されているアウトカムを洗い出し、その関係の図示を試みた。また、毎年作成される事業計画に基づき、具体的な活動・事業運営についてアウトプットベースの評価を実施した。

第2回総合評価（2023年度）では、通常枠助成事業の初回サイクルが終了し、実行団体や資金分配団体の事後評価報告書が公開されたことを受け、成果の可視化が関係者から期待された。他方で、資金分配団体及び実行団体の事業は、様々な社会課題をテーマに取り組んでおり、共通指標を設定していないため、成果の集約方法が課題となり、外部専門家の協力を得て実施することとした。

成果の集約にあたっては、資金分配団体の事業を伴走したJANPIA-POに知見が集積していると考え、資金分配団体や実行団体との関わりの中から感じた成果や課題を紐解き、学びを抽出することを目指し、ワークショップを複数回実施し、整理を行った。その結果、個別事業のアウトカムの達成度や報告書からだけでは見えなかった事業面での成果や組織面での成果、成功要因の可視化が進んだ。例えば資金分配団体の成果として、支援対象者の裾野の広がりや組織としての巻き込み力の強化、中間支援としての意識の変化、信頼性の向上などが挙げられた。また、実行団体事業と資金分配団体が目指す成果の丁寧なすり合わせや、集合知の活用、多角的視点の提供や専門家サポート、組織の持つ暗黙知の可視化・共有、評価リテラシー向上などが成果発揮を支えた要因として挙げられた。また、個別事業で直面した想定外の事態についてケースとしてまとめ、ワークショップの中で、要因や改善策について整理した。こうした情報を踏まえ、残された課題を整理し、今後の事業運営への反映に向けての対応策を提言した。総合評価（第2回）の結果は、JANPIA内で意見交換の機会を設け、また、資金分配団体有志との勉強会における共有や、「休眠預金活用事業シンポジウム2024—学びと価値の共有 総合評価から見えてきたこと」と題したトークセッション等を行い、広く共有し、多くのフィードバックを受けた。また、

事業1年次PO向け研修において、エンパワメント力向上を目指したセッションの題材としても活用された。具体的には、総合評価報告書で検証された「事業面に着目した成果」「組織面での成果」を紹介し、資金分配団体のPOより、報告書で紹介された事例について説明が行われ、これから始まる事業においてどのような変化を生み出したいかを参加者が考え、参加者同士で共有を行った。受講者アンケートでは、複数の実行団体を伴走する立場だから把握できる実行団体毎の成果の差や類似性についての分析や、連携協働についてアウトカムで捉えていきたいなど、POが資金分配団体という独特の立ち位置を意識する機会となった。

第3回総合評価（2024年度）では、第2回総合評価へのフィードバックを受け、制度全体の戦略をロジックモデルで図式化し、次年度以降も使用する定点指標を設定した上で評価していく仕組みを作ることを重視した。具体的には、休眠預金制度全体のセオリー・オブ・チェンジの見直しを行った。作成の目的をJANPIA事業の改善ツールとして活用すること、また総合評価のための評価体系とすることと定め、JANPIA専門家委員の協力を得て、複数回のワークショップ・協議を行い、「手段」－「目的」の関係をロジックモデルとして示す整理を実施した。見直し前のセオリー・オブ・チェンジでは出発点を本制度の中核となる機能（国民の理解の増進、資金分配団体の機能強化、知の構造化）と資金支援とし、複数の矢印が次の変化に繋がっていく複雑な図であったが、見直し後のロジックモデルでは、JANPIAが行う日々の活動を出発点としJANPIAが行う日々の活動から生まれる直接アウトカムを明記し、そこから中間アウトカム・最終アウトカムに単線でつなげた。

2025年度以降、指標を簡易に測定していく仕組みを整え、事業改善に活用していくこととしている。

6. 資金分配団体及びJANPIAの伴走支援に係る取組

本章では、具体例を挙げながら評価に関する伴走支援の取組を紹介する。

(1) 資金分配団体から実行団体への伴走支援

①円滑な事業遂行のための支援

全ての資金分配団体と実行団体の間では、月次で定例会が設定されており、活動の進捗把握や自己評価の取組状況についても相談や助言、壁打ちが行われている。

②評価研修やワークショップによる学び

多くの資金分配団体は、実行団体の評価力向上を目的として、評価研修やワークショップを企画開催している。これらの研修・ワークショップでは、評価手法や考え方を学ぶ機会が提供され、評価実施の目的や具体的な取り組み方について理解を促すことが期待される。

事前評価実施にあたっては、評価伴走者によるPCM手法やロジックモデルの作成ワークショップなど、評価に関する基本的な知識を得る機会を提供している資金分配団体が多い。また、関係者分析として、事業でのステークホルダーを可視化するためのエコマップづくり（2019年度採択事業、一般社団法人全国食支援活動協力会等）や、同じ社会課題を解決することを目指す実行団体の事業成果を測る共通指標としてループリックを作成し実行団体の事業の評価に活用する（2021年度採択事業、認定NPO法人カタリバ等）など、実行団体の事前評価の取組に資金分配団体が協働することで、実行団体が評価に取り組みやすい状況を作りだす工夫が行われている。このような資金分配団体と実行団体とが協働で行う取組により、実行団体の事業成果の発現を目指す上で必要な伴走支援についても具体化する機会にもなっており、資金分配団体の事前評価の取組にとっても有用な機会となっているとの意見を多くのJANPIA-POが報告している。

さらに、全実行団体の事前評価結果の報告と検証を行う機会を資金分配団体が企画開催し、そこに分野専門家や評価伴走者が参加することで、資金分配団体に加えて専門的な視点での協議を行っている団体も見られる。

③実行団体同士のピアラーニングの促進

一つの資金分配団体が複数の実行団体を採択しているメリットを活かし、実行団体同士のピアラーニングを伴走支援に組み込む工夫が多くの資金分配団体事業で実践されている。具体的な事例

として、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、ちばのWA）が現在実施している2023年度採択事業「若年就労困難者のための包括的就労支援事業」での取組を紹介する。事前評価段階において、評価研修やワークショップのほか、3か月に1度、全実行団体が参加する振り返り会を開催している。事前評価で実施した調査結果から得られた情報の共有や、各事業で作成したロジックモデルについて意見交換を行うことで、担当者だけでは気付かなかつた事業設計の矛盾点や見直しが必要なポイントなどに気付ける機会となっているほか、実行団体同士で連携・協働できる活動があることに気付く機会にもなっている。

また、ちばのWAが分野専門家と評価伴走者の監修の下、対象とする社会課題の問題構造図（ループ図）を作成し、これを実行団体と協議しながら、ループ図内のレバレッジポイントに関する各実行団体の活動をマッピングすることで、実行団体同士の事業の関連性や、ちばのWAの伴走支援の役割分担を可視化する取組も行っている。

さらに、事前評価が完了したタイミングで、一般参加者のほか、県内の行政担当者や各実行団体の関係者や関係団体等を招いた事業計画発表会を企画開催している。各実行団体が事業説明を何度もする機会があることで、実行団体の事業に関する言語化が促進するなどの効果があると考えられるほか、関係者の事業に対する理解を促す機会となっており、連携・協働先を獲得する機会としても期待される。

上記事業のほかにも、共通のテーマで実施される複数の事業を資金分配団体が実施している場合、複数事業年度の実行団体を包括したピアラーニングの機会を設け、事業を開始したばかりの実行団体が、先行して事業を進めている「少し先輩」の実行団体から、事業実施や改善のポイントを学ぶ機会となっている。

（2）JANPIAから資金分配団体への伴走

JANPIAと資金分配団体の間においても事業担当JANPIA-POによる定期面談が伴走支援の基本となるが、本節ではJANPIAが組織的に実施している取組として、「PO向け研修」と「点検検証レビュー会」を紹介する。

①PO向け研修

JANPIAから資金分配団体に向けて開催するPO向け研修では、評価に関するプログラムも必修研修に含まれており、休眠預金等活用事業で目指す評価の理解及び評価を実施するにあたっての団体の負担軽減をねらいとしている。内容は、事前・中間・事後評価の準備をし、評価活用におけるつまずきポイント等の説明、各評価段階における評価の目的や実施内容、報告方法の説明に加え、ワークショップによる評価手法の解説や、制度が目指す観点から、自己評価の妥当性・客觀性を担保するために、チェックリストを作成しその活用の説明を行っている。また、任意参加で初めて本制度に参加する資金分配団体向けに初任者向けプログラムを実施し、いくつかの資金分配団体からは「ざっくばらんな意見交換の場として有益だった」との声も挙がっている。また、ほかの資金分配団体の実践事例の紹介を通じて、類似の事業で評価にどう取り組んでいるのかを学んでいる。通常枠の事業実施期間（3年間）で5回の研修があり、評価に関するプログラムは合計12時間程度実施されている。

研修受講後のアンケート結果（全研修を修了した21年度事業を対象）をみると、評価については受講者からの理解度・満足度に係る回答が7.8（10段階評価）となっており、特にほかの資金分配団体との学び合いを評価する声が多くあった。他方で、3つの評価目的のうち、説明責任のために評価を実施するというニュアンスが未だに強く受け取られていることが評価研修の質疑応答やアンケートから伺える。

②点検研修レビュー会

資金分配団体の自己評価の点検検証の役割はJANPIAが担うものの、本制度開始当初は、社会的インパクト評価の点検検証に向けて参考となる実践事例もなく、模索が続いた。初年度は、評価の5原則（評価指針2024）を活用し、資金分配団体が作成した事業計画書や評価計画を、JANPIA-POが評価アドバイザーと点検検証することを試みた。評価アドバイザーとJANPIA-POがまず協議し、資金分配団体POにフィードバックする形式をとったところ、協議の時間が限られていたこともあり、評価が円滑に進んだ団体も生まれた一方で、

十分な伴走支援に結びつかないケースも生じた。資金分配団体によっては、評価が事業から切り離されてしまい、「事務作業になった」と振り返るケースも生まれてしまった。こうした経験から、評価の実施主体を中心として話す機会、「場」を持つことがまずは重要であること、また、評価が活用されるためには、実施主体のモチベーションが上がるすることが大事と考え、「点検研修レビュー会」という場の運用を2020年度より開始した。点検検証レビュー会には、POのほか、評価アドバイザーやJANPIA-POが参加し、建設的な協議を行うことを目指し、実施目的は、第一に資金分配団体の評価に対するモチベーションを上げ事業完了後も評価を活用する土壌をつくること、次に資金分配団体が評価を実施するまでの改善ポイントの発見や悩みの解決を通じて、事業の自己評価の質（客観性・妥当性）が向上することを設定している。

資金分配団体の参加者からは、評価アドバイザーからの問い合わせや具体的なアドバイス、事業内容や資金分配団体への評価アドバイザーの共感的な姿勢を評価する声が多く寄せられており、一定の効果があると考え、2020年度以降、今日に至るまで継続して実施をしている。資金分配団体からの声は、具体的には、「曖昧だった指標目標値の改善点を考えるヒントを得られた（事前評価）」、「現場で積み上げていることの可能性の再確認になった（中間評価）」、「事後評価報告書の完成イメージがわいた（事後評価）」、「中長期の資金分配団体の構想や地域課題、その中の本事業の位置づけを整理する機会となった（事後評価）」などである。

7. 関係者の現状認識

（1）点検検証レビューの認識

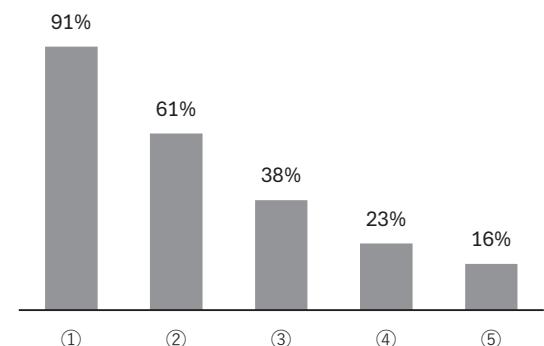
点検検証レビュー会実施後にJANPIAが依頼しているアンケートより、点検検証レビューである評価アドバイザーのコメントを紹介する。評価結果の活用の視点が弱かったり、事後評価の時点で、目指すアウトカムの指標やその目標値が十分に練られていなかったりと、評価計画が曖昧など指摘される事業もあるが、前回のレビュー会での

指摘事項について真摯に対応してくれている様子が見られた、事業計画書や指標の内容がよく練られている、評価の方向性や視点が明確になった、といったポジティブな意見も多く見られるようになってきた。また、資金分配団体が評価伴走者に委託し伴走支援を受けている事業では評価の質に良い影響を与えていると感じるとの良い指摘や、資金分配団体とJANPIA-POの緊密なコミュニケーションや目線合わせを評価するコメントも寄せられている。

（2）資金分配団体POの評価に係る自己認識

資金分配団体のPOが自身の評価スキルをどのように認識しているか、JANPIAが実施したアンケート調査（2024年12月～2025年1月実施。有効回答数117名。回収率41%）を紹介する。アンケートに回答した9割以上のPOが評価の実施意義を理解している一方で、適切な評価指標の設定や、評価を使って事業のPDCAを回すことが出来ていると認識しているPOは回答者の半数以下にとどまった。「事業終了後も実行団体が評価をツールとして活用できるようになるための伴走ができる」や、「成果を明確に伝えられるような評価を実施、報告することで、ステークホルダーに正しく事業価値を理解してもらい、資金調達、行政、企業連携や信頼の獲得等に役立てることが出来

図2 資金分配団体POの評価スキルに関する自己認識



①評価実施意義の理解、②評価計画作成力、
③指標設定や事業改善、④実行団体の評価力向上、
⑤波及効果への活用

（出所）JANPIA内部資料

る」状態になっているかを問うた質問については、回答した多くのPOが達成できていないと自己評価している。

8. 改善策と提言

本章では、評価主体ごとに期待される評価内容に照らし、現場で生じた課題やそれらを克服していくための取組、またその結果生まれた好ましい変化や、対応が必要な課題について考察し、評価伴走者に期待することを提言する。

(1) 実行団体の自己評価について

実行団体の自己評価では、事前に達成すべき成果を明示した上で、インプットからアウトプット、アウトカムに至る情報を収集し、事業設計図で図示するとともに、必要な情報を収集・分析し、受益者や地域の変化を成果として可視化することが期待されている。また実行団体の役割として、現場のニーズや提案、事業成果等をフィードバックすることにより、本制度の一層の改善に資することも期待されている。

自己評価の実施をとおし、実行団体や資金分配団体から、実行団体の事業成果の考え方や指標設定、またその判断基準の設定の難しさが指摘されている。加えて、評価が事業から切り離されて行われ、事業改善に活用できていない報告も一部から挙がっている。

他方で、自己評価を行ったことで、社会課題の解像度が上がったり、支援対象者が絞り込まれたり、事業を俯瞰して見る視点を得て、自分たちが当たり前に行っている活動の中から事業価値を見出し、目指す方向性が明確になっていくなど、事業改善につながっている事業も複数生まれている。

こうした現場で生まれた好ましい変化の要因として、資金分配団体の伴走支援が果たした役割が大きいことが報告書等から示唆される。実践事例で紹介したスペースふうにおいても、「他分野の実行団体や資金分配団体との意見交換は多角的に学ぶことが多く、事業フェーズにおける事業展開や課題の共有は大変有効であった」と述べている

とおりである。

今後は、より多くの実行団体が評価を活用できるようになるために、資金分配団体による評価の伴走が円滑に進む環境を整備していくことが、対応の必要な課題といえる。特に実行団体や資金分配団体が評価に苦手意識を持っている場合には、まずは関係者のエンパワメントを目指した伴走が重要となる。これは、多くの実行団体の事業において、事業で起こしたい変化や差異を捉える感度のある信頼性の高いアウトカム指標を設定するためには、既存の事業や指標を参照するだけではなく、伴走を通じて実行団体が言語化できていない事業価値を発見していく取組がまずは求められるからであり、そのためには実行団体の思いや考えを引き出し、言語化していく作業が必要となってくるからである。他の課題として、現場の課題を把握し制度改善につなげていくための仕組み作りが挙げられる。JANPIAは、主に資金分配団体や評価伴走者から届く声や、成果報告会や報告書から実行団体の評価における課題を捉えているが、現場の実情をより明確に把握することが、実行団体のニーズにあった支援を行っていくために必要不可欠であろう。

評価伴走者においては、自己評価が基本であることを踏まえ、実行団体自身が主体的に評価に取り組めるような支援の提供が求められる。本制度の評価は、先に述べたとおり、実施主体が評価を活用し、発信し、社会資源の獲得を促すことを目指しているため、評価伴走者は無理に計画どおり・型どおりに進めるのではなく、実行団体が主体的に活用できるようになることを主眼に伴走支援を進める必要があり、そのためには、本制度で提示されている評価を、団体のレベルに合わせてカスタマイズしていくことが重要である。また、実行団体は自己評価を行うほか、資金分配団体の自己評価のアウトカム指標のためにデータ提供を求められることが多いため、助成元である資金分配団体がどのような指標測定を依頼しているか確認し、無理なくデータ収集をする仕組みができるように支援することが評価の負荷を下げるためには重要といえる。

(2) 資金分配団体の自己評価について

資金分配団体の自己評価では、各実行団体の成果の取りまとめだけではなく、資金分配団体が実施した当該分野や対象地域の環境整備や、実行団体の組織基盤強化の内容も含めて評価を行い、社会課題の分野や地域を俯瞰的に捉えた学びの抽出と共有につなげることが期待されている。

資金分配団体が自己評価を実践していく上での課題として挙がっているのは、資金分配団体事業の評価の取りまとめ方法についてである。具体的には、実行団体の自己評価との重複感や、実行団体の組織基盤強化や環境整備に関する取組について、アウトカムとして変化を捉える難しさ、また、これらの事項を総合的に評価としてまとめる方法、また判断基準の設定の妥当性の確保に難しさを感じている団体が多い。

資金分配団体の評価の取組における工夫としては、複数の実行団体を伴走している立場を活かし、全実行団体事業に共通指標を設定したり、ループリック評価を活用したり、フィデリティ尺度を導入するなど、実行団体同士を横並びで比較し、その共通点や差を分析することで、成功が生まれた要因や課題が生じた要因について分析し、学びを抽出する試みが行われている。実践事例で紹介したパブリックリソース財團の評価においても、各実行団体の取組で大事にしている姿勢を言語化し、コツとノウハウの抽出が試みられているとおりである。

他方で、全ての資金分配団体においてこうした取組が進んでいるわけではなく、先に述べたように「評価が事務作業になった」と振り返る事業も生じている。

今後対応していく課題としては、制度開始から6年が経過し、資金分配団体による評価手法も様々な事例が積みあがってきているため、実践事例を分かりやすく提示する等、好事例の共有を進め、資金分配団体ならではの評価や学びの抽出が進み、学びが活用されていく環境を整備していくことが挙げられる。

また、指標については、「適切な指標」をどのように考えるかであるが、これまでの実践をとおして示唆されるのは、「適切な指標」とは、団体が何に価値を置いているかによって異なるもので

あり、一律に、この分野ではこの指標が適切であると提示すれば、全ての団体が違和感なくその指標を用いて事業価値を可視化できるというものではないということである。資金分配団体事業において「適切な指標」として設定した共通指標は、必ずしも、各実行団体が考える事業価値の可視化トイコールとはなっていないこともあり得る。このため、資金分配団体においては、自身の自己評価における「適切な指標」と、各実行団体の自己評価における「適切な指標」の双方が設定されるよう取組を進めていくことが求められる。

資金分配団体の評価伴走者においては、JANPIAが主催する資金分配団体PO向け研修にオブザーバー参加し、研修で得た知識やノウハウを資金分配団体が自団体の評価実践に落とし込んでいくプロセスへの伴走が期待される。資金分配団体POに行ったアンケートでは、評価の実施意義の理解や評価計画の作成方法については理解できていると認識しているPOが多いが、他方で、指標設定や事業改善への活用、実行団体の評価力向上のための支援実施については、課題を感じているPOが多いことが明らかになっており（図2参照）、こうした点への伴走支援ニーズは高いといえる。

(3) JANPIAの自己評価について

JANPIAの自己評価では、実行団体や資金分配団体の個別事業の社会的成果の拡大だけではなく、社会の諸課題の担い手が育成され、資金分配団体や実行団体等も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて総合的に評価することが期待されている。

総合評価の作成にあたっては、第1回から第3回まで、毎回異なる手法を用いてきたが、ようやく第3回総合評価において、今後の総合評価のひな型となるJANPIAロジックモデルができた。試行錯誤を繰り返してきたが、第1回総合評価においてセオリー・オブ・チェンジを全職員で作ったことや、第2回総合評価において、残された課題を整理し、今後の事業運営への反映に受けて対応策を職員の手によって整理できたことは、次年度以降の業務改善に向けての検討プロセスにもなった。総合評価を進めるプロセスにおいては、

JANPIAだけではなく、外部専門家や評価アドバイザー、JANPIA審査委員や理事等からも助言を受け、またJANPIAの自己評価を点検検証する立場にある審議会からのフィードバックを基に、自己評価を進めたことが特徴といえる。こうした助言やフィードバックを受けた結果、総合評価を体系的に示すロジックモデルの整理が進み、総合評価の道筋が明確になるとともに、今後の事業改善のために活用していく土台ができたといえる。

今後の課題は、JANPIAの総合評価において抽出された学びが資金分配団体や実行団体に活用されるよう、総合評価の質を高めていくことが必要と考える。また本制度で述べている成果は、因果関係まで検証した成果ではなく、事業期間中に自己評価で捉えた変化をさしている。活動の有効性の検証を行っていくためには、現在よりも多くの費用、時間、労力、専門性が要求されることから、自己評価ではなく、別のある方法を検討することが必要と考える。

最後に、本制度では、あらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表していくことを原則の一つとしていることから、評価に関する取組についても情報公開が進んでいる。本制度で公開されている情報が積極的に活用され、現場の評価実践に参考となるフィードバックが活発に行われることを期待したい。

9. おわりに

本稿では、本制度の特徴でもある、実行団体、資金分配団体、JANPIAの3層におけるそれぞれの自己評価を振り返り、また資金分配団体やJANPIAからの伴走支援や、評価関連経費の助成による評価伴走者、分野専門家等の活用により、試行錯誤を進めながら、ほぼ全事業において評価が実施されている状況を紹介した。また、ロジックモデルや評価報告書の公開や、評価の取組を通じて事業改善が図られていることや、資金等の資源獲得に結び付いている事業も確認されており、本制度で掲げる評価の目的の達成に向けて着実に取組が進んでいるといえる。制度の運用を始めるに当たっては、基本方針で使われている言葉の解

釈を進めながら、専門家の助言を受けつつ試行錯誤を続け、3層において、それぞれが言語化を図ってきたことは、点検検証レビュー会等先に述べたとおりである。

一方で、取り組む社会課題や事業価値の言語化、適切な指標の設定の困難さについては、本制度が実行団体・資金分配団体・JANPIAの3層構造で社会課題解決やその仕組み作りを目指すというチャレンジを行っており、各層の期待される役割によって評価の視点が異なること、対象とする社会課題構造が複雑であることから、事業で起こしたい変化も多様であり、既存の事業や指標を参照するだけでは十分に表現できないことにも起因している。本稿で提言として取りまとめた、評価を伴走する関係者への示唆が、今後本制度において評価の実施に関わる関係者にとって現場のニーズに合った具体的な支援を考えるための一助となり、ひいては本制度の改善につながれば幸いである。

謝辞

本稿作成に協力いただいた日本社会事業大学の新藤健太先生、立教大学の津富宏先生及び事例として紹介させていただいた関係機関の皆様に謝意を表する。

注記

1 本稿で取り扱う社会的インパクト評価は「短期・長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的・環境的な『変化』や『便益』等の『アウトカム（短期・中期・長期）』を、定量的・定性的に把握し、当該事業や活動に価値判断を加える（評価を行う）こと。『インプット』、『活動』、『アウトプット』から、『アウトカム（短期・中期・長期）』に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、計画、実行、分析、報告・活用の4つの評価過程を経て実施される」という休眠預金等活用事業の評価指針の定義をさす。

2 日本NPOセンター（2017）「知っておきたいNPOのこと⑤【事業評価編】」では、全国のNPOを対象に2017年1-2月にアンケート調査（有効回答数931件）を行い、7割以上の回答者が「事業評価を実施した

こと」が「ない」と回答したと紹介している。

- 3 休眠預金活用等では、助成、出資、活動支援を実施しており、いずれも評価の目的、体系は同一であるが、本稿では助成事業における評価の実践について報告した。なお、JANPIA評価指針は3回改訂されているが、本稿の内容は、改訂に関わらず共通する内容について抽出したものである。
- 4 本制度における「追跡評価」は、事業終了から一定期間経過後、JANPIAにて対象となる実行団体事業を選定し、あらかじめ対象者と合意の上で実施する。

参考文献

- 甲信地域休眠預金等活用コンソーシアム（2024）2020年度通常枠 草の根活動支援事業「甲信地域支援と地域資源連携事業」事後評価報告書 <https://johokoukai.janpia.or.jp/result/F200076/expost-evaluation-report/>（2025年2月20日閲覧）
- スペースふう（2024）2020年度通常枠 草の根活動支援事業「リユースお弁当箱がつなぐ地域デザイン事業」事後評価報告書 <https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201357/expost-evaluation-report/>（2025年2月13日閲覧）
- 内閣府（2023）「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（令和5年12月25日一部改正）」
<https://www.henkou.pdf>（2025年2月7日閲覧）
- 日本民間公益活動連携機構（2024）「資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針（2024年5月改訂版）」
https://www.janpia.or.jp/_assets/download/dormant-deposits/ongoing/guideline/hyoka_shishin_rev202405.pdf（2025年2月7日閲覧）
- パブリックリソース財団（2023）2019年度通常枠 草の根活動支援事業「支援付住宅建設・人材育成事業」事後評価報告書 <https://johokoukai.janpia.or.jp/result/F200288/expost-evaluation-report/>（2025年2月4日閲覧）
(2025.7.4 受理)

Lessons learned from new initiatives on social impact evaluation —From the practice of the grant system utilizing dormant deposits—

Tomoko Neo

Japan Network for Public Interest Activities
hyouka@janpia.or.jp

Yoko Takagi

Japan Network for Public Interest Activities
hyouka@janpia.or.jp

Mikiko Goto

Japan Network for Public Interest Activities
hyouka@janpia.or.jp

Junichi Ando

Japan Network for Public Interest Activities
hyouka@janpia.or.jp

Abstract

In Japan, social impact evaluation has not been widely implemented among private sector organizations that have conducted public interest activities to address social issues. Under such circumstances, the grant system utilizing dormant deposits started operation in 2019 in a manner that requires all related organizations such as players, funds distribution organizations, and the designated utilization organization. This paper aims to provide information that will be useful for those supporting the self-evaluation of this system in the future to consider support in line with the needs of the fields by reporting on past practices and showing the results and issues that have emerged from the fields.

Keywords

social impact evaluation, utilization of dormant deposits, social sector,
hands-on and accompaniment support, self-evaluation

【実践報告・調査報告】

子どもの居場所に対する中間支援事業 (休眠預金等活用事業通常枠実行団体) の評価 —2020から2022年度における那覇市社会福祉協議会の 取り組みを通じて—

浦崎 直己

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

93879387@nahasyakyo.org

要 約

本稿は、2019年度休眠預金等活用事業通常枠で採択された那覇市社会福祉協議会（以下、那覇市社協）による中間支援事業「こども食堂等支援事業」（2020年4月～2023年3月、以下、本事業）で取り組んだ社会的インパクト評価の実践について報告する。本事業の社会的インパクト評価は自己評価を基本とし、時期を事前と中間、事後の3段階で実施している。

本稿では、当時の事業展開や評価のプロセスなどを振り返り、本事例を通じて、休眠預金等活用事業実行団体の事業における社会的インパクト評価の有効性や課題と、子どもの居場所中間支援の評価のあり方や課題について考察する。

キーワード

社会的インパクト評価、休眠預金等活用事業通常枠の実行団体事業、こども食堂、
子どもの居場所への中間支援、ロジックモデル

1. はじめに

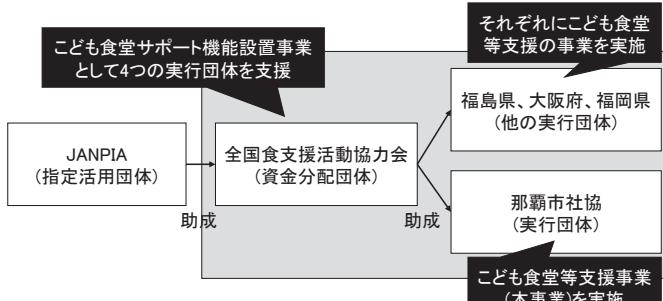
(1) 休眠預金活用事業と求められる社会的インパクト評価とは

休眠預金等活用事業（以下、休眠事業）とは、10年以上引きがない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する仕組みである。「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法

律」（休眠預金等活用法）に基づき、社会課題解決に取り組む事業等への助成が2019年度から始まっている。

休眠事業は、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下、JANPIA）による公募へ申し込み、採択された資金分配団体を通じて、各実行団体へ助成され、事業を展開していく。その事業で「社会的インパクト評価」を実施することが求められている。

図1 休眠事業における本事業の位置づけ



(出所) 筆者作成

「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」(JANPIA 2020)によると、休眠事業における社会的インパクト評価は自己評価を基に、①事前評価、②中間評価、③事後評価、そして必要に応じて④追跡評価を行うものとしている。各時期での評価を通じて、事業の必要性や設計の妥当性、進捗の確認や設計見直しの検討、成果の達成状況や事業の妥当性などを確認していくことで、成果の可視化と事業内容の向上を目指している。

また、休眠事業では、事業や社会的インパクト評価の実施にあたって、JANPIAや資金分配団体のプログラムオフィサー（事業担当者）が研修会実施や技術支援、評価の進捗確認などを通じて実行団体の自己評価を「伴走支援」する仕組みを設けており、これにより、評価の実務経験が少ない事業担当者の負担軽減を図るとともに、実行団体の事業目的や活動の遂行を妨げないよう配慮している。

(2) 「こども食堂等支援事業」とは

那覇市社協は、資金分配団体である一般社団法人全国食支援活動協力会の2019年度休眠事業通常枠「こども食堂サポート機能設置事業」の実行団体として採択され、本事業である「こども食堂等支援事業」を2020年4月から2022年3月まで実施した。実行団体には那覇市社協のほか、福島県や大阪府、福岡県で活動する団体も採択され、4実行団体で連携して事業に取り組んだ（図1）。

筆者は本事業の担当者として、事業申請時の事業の組み立てから、3年間の事業実施、事業の評

価を担った。事業実施の経験はあったが、評価の実務経験はなかったほか、2019年度にスタートした休眠事業の1期目の実行団体ということもあり、試行錯誤しながらの事業及び評価の実践となつた。事業費は3年間で約2,190万円、人員体制としてはパート職員（3年平均で約0.2人分）によるサポートを受けながら、ほぼ、筆者1人で事業全体を管理、遂行し、評価までを担った。

那覇市社協では2016年度から、子どもの居場所をサポートする中間支援事業を那覇市から受託し、「子どもと地域をつなぐサポートセンター糸」（以下、糸事業）を展開している。那覇市ではボランティアなどが運営することも食堂や学習支援団体、無料塾などの活動を合わせて「子どもの居場所」として捉えている。

糸事業では①子どもの居場所の実態把握と課題整理・改善、②支援団体と関係団体のネットワークづくり、③子どもの居場所及び地域向けの情報発信、④必要な支援のコーディネートの4つの機能を中間支援として取り組んできた。

そのような中、那覇市内の子どもの居場所が増えるにつれて、応援したいという物資寄贈や企業連携の申し出も増加してきた。こうした状況を踏まえ、多様なニーズに対応するとともに中間支援機能をより拡充するため、新たに本事業を立ち上げた。本事業では、寄付・寄贈の環境整備や、子どもの居場所を支えるネットワークづくりなどに取り組み、従来の糸事業と両輪で子どもの居場所支援を推進した。

(3) 子どもの居場所への中間支援とは

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下、むすびえ）のことども食堂10周年サイトによると、そもそも、「こども食堂」という言葉は、東京都大田区の団体が2012年に「だんだんこども食堂」と名付けたことがきっかけとされる（むすびえ 2021）。だんだんこども食堂が始まる以前から同様の活動はあったと思われるが、社会的な認知度の広がりや、全国的な活動団体数の増加はここ10年ほどの歴史と言える。また、むすびえの調査によると、全国で2016年度に319か所だったことども食堂は2024年度に10,867か所まで増加した。社会的な認知度も広がり、2019年度以降は毎年1,000か所以上増加している（むすびえ 2025）。

こども食堂の増加やその役割の拡大を踏まえ、厚生労働省は2018年の通知で、こども食堂を「地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組み」と定義した。そのうえで、困難を抱える子どもたちへの支援や地域交流拠点としての意義を挙げ、関係機関に対して連携・協力を呼び掛けている（厚生労働省 2018）。

こども食堂や子どもの居場所は、その自主性や活動の多様さが魅力であり、次々と新たな活動が生まれ、発展し続けている。そのため、活動の意義や評価方法についてはまだ確立された段階ではない。一方で、子どもたちを見守るという社会的役割への期待が高く、食材費などの運営コストも大きいことから、活動の継続性を高めるための中間支援に取り組む団体が全国的に増えつつある。

ただし、中間支援は、こども食堂以上に歴史が浅く、そのあり方や機能は発展途上である。那覇市社協としても、「どのような支援をどの程度担うのか」をその時々のニーズに合わせて模索しており、支援の強化が必要なタイミングで、本事業への挑戦に至った。

(4) 本稿の目的と構成

本稿では、那覇市社協が実施した「こども食堂等支援事業」の実践を振り返り、実行団体の休眠事業における社会的インパクト評価の有効性や課題について考察するとともに、子どもの居場所の中間支援の評価のあり方について考察することを目

的とする。

具体的にはまず、本事業で実施した社会的インパクト評価のプロセスを事前評価、中間評価、事後評価の各段階で整理し、当時の状況や評価内容について振り返る。続いて、本事業における社会的インパクト評価の有効性について考察し、子どもの居場所をサポートする中間支援における評価のあり方について整理していく。

2. 本事業における社会的インパクト評価

(1) 事前評価

①ロジックモデルづくり

本章では本事業の展開と社会的インパクト評価の取り組みについて記述する。

本事業の開始にあたり、那覇市社協はまず事業計画と評価計画の作成に取り組んだ。事業開始直前の2020年3月には、資金分配団体が主催する研修会が開催され、助成申請時に作成した事業計画と評価計画のブラッシュアップ、さらに事業のロジックモデルづくりを実施した。研修会には、資金分配団体と、助成事業に採択された実行団体4団体が参加した。

実行団体4団体は、資金分配団体が公募した「こども食堂サポート機能設置事業」へ応募し、審査を経て選定された団体である。審査段階で、これらの団体は助成事業の趣旨である「地域でこども食堂などの子どもの居場所への支援を展開し、利用する子どもたちの健やかな成長に貢献すること」を目指すことを共有し、また「地域における中間支援機能の不足」という課題認識でも一致していたため、事業の方向性とニーズ評価はおおむね統一されていた。

研修会において実行団体は、休眠事業における社会的インパクト評価の実施方法を初めて本格的に学び、社会的インパクト評価に基づく自己評価やロジックモデルを活用した事業展開を確認した。さらにロジックモデル作成のワークショップでは、達成したいアウトカムを明確化とともに、その実現に向けた道筋や具体的なプログラムについて検討を進めた。

資金分配団体が提示したロジックモデルや最終アウトカムを踏まえつつ、実行団体4団体で共通

表1 事業開始時における本事業のロジックモデルと評価方法（2020年3月時点）

アウトカム		指標（判断基準）	入手手段（時期）
最終 アウトカム (上位目的)	(波及効果) 支援地域が地域全体で子どもを育てられるような地域になる (最終アウトカム) 子どもが自分で生きる力を育める	(波及効果) 今後検討 (最終アウトカム) 子の態度の変化、子を取り巻く環境の変化	・各地域1年目に予備調査を行い、報告会にてシェアする ・3年目には準備を整え、「子ども食堂等居場所」を対象としたアンケート調査を実施する
中間 アウトカム (作戦目的)	子どもが「子ども食堂等居場所」につながり、自ら食事づくりが出来て健康的な生活を送れるようになる（自己肯定感や他者への信頼を含む）	①自炊できる子が増える ②健康的な生活を送れる子が増える	・各地域1年目に予備調査を行い、報告会にてシェアする ・3年目には準備を整え、「子ども食堂等居場所」を対象としたアンケート調査を実施する
直接 アウトカム	01 地域の「子ども食堂等居場所」が充足しその運営も安定している	①食事を提供する「子ども食堂等居場所」の数が増える ②「子ども食堂等居場所」の自己資金使用（持ち出し）が減る ③「子ども食堂等居場所」に提供される物資や人が増える ④獲得する助成金や補助金を受ける「子ども食堂等居場所」が増える	「子ども食堂等居場所」へのアンケート調査 実施時期：1年目：4月～5月 2年目：中旬 3年目：後半
	02 子ども自身が「子ども食堂等居場所」の情報をもてる	①「子ども食堂等居場所」を利用する子どもの数が増える ②初利用の子どもが増える（推移をみる） ③県貧困調査の「子ども食堂を知っているか」の数が増える ④「子ども食堂等居場所」に来ている子どもに「参加している理由やきっかけ」を聞く	①②「子ども食堂等居場所」の実績を確認する（四半期ごとに） ③県の貧困調査を確認する ④子どもが初めてきたときに確認する（集計は四半期ごと）
	03 地域に子どもを「子ども食堂等居場所」につなげるための体制ができる	情報共有があったケースの件数（提供した数、された数、連携内容）	隨時確認する
	04 「子ども食堂等居場所」が子どもの成長に貢献できる場になる（そういうった機能をしっかりともてるようになる）	①子どもの笑顔が増えた ②明るくなった子どもが増えた	「子ども食堂等居場所」運営者へのアンケート調査（年1回）
	05 子どもが自立的に「食」を楽しめるようになる	①子どもが毎日の食事（3食）を摂るようになった ②子どもに料理をする機会が増えた ③料理をする子どもが増えた ④個食する子どもの人数（あるいは個食の回数）が減った	子どもに対するアンケート調査（年1回）

（出所）那覇市社協「子ども食堂等支援事業」ロジックモデルから抜粋し、筆者が一部編集。

する最終アウトカム、中間アウトカム、直接アウトカムを設定した。表1には、那覇市社協の事業開始時ロジックモデルから、アウトカムとその評価指標、評価の実施時期を抜粋して示している。さらに、直接アウトカムの下には具体的な成果を表

すアウトプットが10項目、関連する活動が24項目設定された。各実行団体は、それぞれの地域特性や団体の状況、活動の優先順位などを考慮しながら取り組むべき活動を決定した。活動が設定したアウトカムの実現につながるプロセスに飛躍がな

いか、成果を出すために必要性や妥当性が確保されているかを確認したうえで、最終的な事業計画を策定した。

②中間支援に対する評価の計画づくり

本事業では、アウトカムの設定と同時に、その成果を測るための指標と目標、その根拠となるデータの入手方法や入手時期など、評価計画についても検討した。

アウトカムを評価するにあたり、子どもの居場所の変化だけでなく、子ども自身の変化も測定する必要性が生じた。那覇市社協ではこれまで、子どもの居場所を対象にしたアンケート調査などは実施してきたが、その先にある子ども自身を対象とした調査の経験はなかった。

子どもからどのようにデータを集めのか、そもそも子どもの変化を評価することは可能なのかといった課題も浮上した。事前評価段階の評価計画には「子どもに対するアンケート」と明記したもの、実質的には継続的な課題として残ることとなった。事業開始時に設定した直接アウトカムの評価指標としては、01子どもの居場所の数や運営の安定性、支援の増加、02子どもの居場所を利用する子どもの数、03個別支援の取り組み状況、04子ども自身の変化、05食育活動の実施状況など、量的・質的指標を設定した。これらの指標については、事前評価段階で初期値を確認し、初期値が明確でない項目は、事業開始後の早い段階で確認・決定することとして、事前評価を終了した。

(2) 中間評価

①新型コロナの影響を受けロジックモデルを変更

本事業が始まった2020年4月、新型コロナウイルス感染症が日本各地で広がり、同月16日には「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大した。学校の一斉休校や「不要不急の外出自粛」（朝日新聞2021）などに伴い、全国の子どもの居場所もその活動に影響を受け、本事業もコロナの状況に合わせた事業推進を強いられた。

コロナ禍で、子どもの居場所も休止した方がいい空気感が生まれる一方で、「学校が休校している今こそ課題のある子どもたちを見守ろう」という動きも誕生した。当初の事業計画では想定していない事態が生じ、子どもの居場所に対するニ

ズも、求められる支援も一変したことを踏まえ、本事業では2020年夏に、ロジックモデルの見直しを実施した。

アウトカムを変える必要はなかったが、コロナ禍により生じたニーズの変化を再確認し、「コロナ禍でも実施可能な支援・活動」と「実施が難しい支援・活動」を明確にするため、ロジックモデルやプロセスの見直しを行った。その結果、アウトプットに「コロナ禍の社会においても、こども食堂等の居場所が安心・安定して活動できるようになる」という項目を新たに追加した。活動内容には、「コロナ禍で形態を変えて（フードバンタリー等を含めて）活動する団体への支援、食材提供、情報提供」や、「感染症予防・食中毒対策を踏まえた居場所活動や弁当配布の支援体制の強化、保管・配達グッズの貸出・提供支援」を盛り込んだ。

これらは従来のような会食や交流を主目的とするこども食堂への中間支援から、お弁当の持ち帰りやフードバンタリー、自宅への食料提供（宅食支援）といった、より食支援を主とする活動への支援にシフトするものである。この変更は、支援対象となる団体や活動の範囲を広げることを意図したものだった。那覇市社協の支援は従来、学習支援など、こども食堂以外の活動も対象としていたため、本事業で対象を拡大することには否定的な意見もなくスムーズに実行できた。

また、このような迅速な対応が可能となったのは、休眠事業が法制度や行政からの委託事業ではなく、民間助成事業であり、社会的インパクト評価に基づいて柔軟に事業展開を図れる枠組みであったためである。

②事業と評価の進捗を踏まえた計画見直し

本事業では、実行団体を伴走支援する資金分配団体プログラムオフィサーとの進捗確認ミーティングや、実行団体4団体がそろった合同ミーティング、年度ごとの事業進捗の確認作業などを通じて、事業の達成状況やロジックモデルの妥当性、プロセスの適切さを定期的に確認し、必要に応じてロジックモデルの修正を行った。

また、2021年5月及び最終年度である2022年5月にもロジックモデルを見直し、事業終了までに計3回にわたりロジックモデルと事業計画を修正し、

表2 修正した本事業のロジックモデルと評価方法（2022年5月時点 最終版）

アウトカム		指標（判断基準）	入手手段（時期）
最終 アウトカム (上位目的)	(波及効果) 支援地域が地域全体で子どもを育てられるような地域になる (最終アウトカム) こどもが自分で生きる力を育める		
中間 アウトカム (作戦目的)	子どもが「こども食堂等居場所」につながり、食を通じて健康的な生活を送れるようになる（自己肯定感や他者への信頼を含む） ※対象は那覇市内のこども食堂につながっているこども達		
地域の「こども食堂等居場所」が充足し、その運営も安定している (支援ネットワーク、居場所を支える仕組みづくり、広報啓発・伴走支援がある)	①那覇市内のこども食堂数 (全数and稼働している数) ②運営が安定しているこども食堂の数	①増加か横ばい（現状維持） ②「安定」「満足」が増えているor維持している	
直接 アウトカム 01	0101 子どもたちや居場所にとってプラスになる支援のネットワーク・プロジェクトがある（那覇市社協として連携している） 0102 「こども食堂等居場所」を支える支援（ヒト・モノ・カネ・情報・企業・学生等）が集まり、必要なところへ届く仕組みがある 0103 こども食堂を運営したいという人が増える（あるいは一定数維持される）	①加盟・連携しているネットワーク・プロジェクトの数と利用する居場所数、連携内容（定性） ①定期的な寄贈の量や提供回数（居場所が定期的に支援を利用しているか） ②連携がある団体（企業団体・学生）の数とその内容 ③定期的な寄贈企業、密な連携企業の数・事例 ①新しく立ち上がった居場所数 ②立ち上げ相談団体数（余力があれば、相談回数）	①支援のネットワークや体制が未整備 ②27企業団体個人が定期的に支援 ①②③ ・初期値よりも増加している ・3年事業終了後も連携継続してくれる企業団体数（10社以上） ・具体的な事例 ①増えていればOK ②1件以上あればOK
直接 アウトカム 02	こども食堂等居場所が子ども達にとってプラスになる場所になっている (安全安心、SOSを言える、さまざまな体験ができる)	こども食堂運営者から「子どもの成長」に関するエピソードを収集する	初期値ゼロ ・子どもの前向きな変化を感じるエピソード ・学校や支援員と連携して対応したエピソードがある
	0201 子どもが居場所に繋がれる環境がある (広報発信、連携関係づくり、スキルアップ)	①こども食堂を利用している子どもの延べ人数 ②なは居場所マップの活用方法（配布先・活用事例・複数選択）	①前年比増（が理想）
	0202 子どもの居場所や那覇市社協が多様な活動に取り組み、子どもに役立つ体験を提供している	①多様な活動を定量的・定性的に数える 定量=活動内容・メニューの充実率、イベント開催、ほかの資源への繋ぎ ②+aの活動数（実施数、内容） 取り組み例挙 ・他者との関係を築くことができた子どもの人数（とその内容）	①交流・会食があるこども食堂の活動が増加し、それ以外の活動の種類や数も増えている ②イベント企画などの開催数

（出所）那覇市社協「こども食堂等支援事業」ロジックモデルから抜粋し、筆者が一部編集。

最終的には表2のように整理した。最も大きな変更点は、直接アウトカムを当初の5項目から整理・統合し、2項目に絞り込んだことである。直接ア

ウトカム01は「地域の『こども食堂等居場所』が充足し、その運営も安定している（支援ネットワーク、居場所を支える仕組みづくり、広報啓発・伴

走支援がある」とし、「中間支援機能の強化」という観点で統一した。直接アウトカム02は「こども食堂等居場所が子ども達にとってプラスになる場所になっている（安全安心、SOSを言える、さまざまな体験ができる）」と整理した。アウトカムだけでなく、アウトプットを10項目から5項目へ、活動を24項目から20項目へと減らした。ロジックモデルを見直した主な理由としては、社会的インパクト評価を進める中で、①アウトカムに紐づくアウトプットや活動が多くすぎて、休眠事業の予算やマンパワーでは対応しきれなかったこと、②アウトカム内で活動が重複しており効率的な評価が難しかったこと、③実績集計や評価項目の多さにより評価の負担が増え、事業推進に支障が生じたこと、④新型コロナの影響で会食や食育活動など実施困難となった項目が発生したことが挙げられる。これらの課題は、社会的インパクト評価が、現実的な制約や環境変化に対応した柔軟な見直しを求めていたことを示している。

休眠事業では、3年間の中間にあたる1年半の時期に中間評価を実施することが求められているが、本事業では年度ごとの進捗確認とともに、ロジックモデルや休眠事業そのものへの理解が深まる中で隨時見直しと修正を行い、評価手法の有効性や課題を常に検討するプロセスを重視した。これら3回にわたる計画やロジックモデルの修正により、現実的で実行可能な計画を作り上げた一方で、当初は理想を追いすぎ、予算や人員などのリソースを考慮しない実現性の低いロジックモデルや評価計画を作成したため、結果として時間やマンパワーの不足が生じたことは反省点と言える。

また、事業計画の修正に伴い評価計画も見直し、表2のように評価の指標を再整理した。事後評価の段階で評価指標そのものは設定できたものの、指標の価値を判断するための明確な基準や根拠を設定することは困難であった。例えば、子どもの居場所数については「子どもがつながる拠点が増えることは良い」という観点から「増加すること」を成果としたが、具体的な増加率や達成数の目標を定めることは難しく、「初期値より増加」「前年比増」といった曖昧な判断基準しか設定できなかった。この点に、本事業の成果を可視化することを目的とした社会的インパクト評価実施の難しさがあつた。

さがあつた。

(3) 事後評価

①評価計画書の見直し

2022年7月からは、事後評価に向けて評価計画書のさらなる見直しを行つた。この作業は資金分配団体のプログラムオフィサー及び評価アドバイザーと協力し、これまでの事業で得られたアウトプットや成果、蓄積してきたデータを踏まえて評価項目や指標を再確認した。また、曖昧だった判断基準や目標値の明確化を進め、新たに必要なデータの収集方法も検討した。

中間支援を通じて「居場所の充足と運営の安定」を目指す直接アウトカム01の評価指標は、以下のように設定した。まず①地域資源（地域で子どもを見守る力）とアクセスのしやすさという視点から「那覇市内の子どもの居場所数」を指標とした。次に、②子どもが徒歩圏内で居場所を利用できることの重要性から「校区充足率と人口比での居場所数比較」を設定した。さらに③数の増加だけでなく運営の安定性や継続性にも着目し、運営者を対象としたアンケートでそれらを評価することにした。

運営の安定性については当初「資金難の程度」を指標として設定していたが、アンケート設計段階でのヒアリングにより、「資金があればあるだけ活動を拡充したい」「具体的な資金目標を設定していない」という団体が多いことが判明したため、「活動の安定性や継続可能性」を問う設問に変更した。

直接アウトカム02の「こども食堂等居場所が子ども達にとってプラスになる場所になっている」については、こども食堂等の運営者を対象に、「子どもの成長」や「学校・支援員との連携」に関する具体的なエピソードを収集し、定性的な評価を実施した。

一方、事前評価時には結論が出なかつた最終受益者である子どもからの評価データの収集に関しては、「利用している子どもの居場所」をテーマにした子ども向けの作文コンテストを企画し、居場所に対する思いや体験に関するエピソードを集めめる方法を検討したものの、リソースの不足により実施を見送つた。

②評価計画の再修正と事後評価

見直した評価計画に基づいて、直接アウトカムの自己評価結果を図2及び図3にまとめた。

まず、子どもの居場所数については、事業開始前の2019年度末の33か所（うち子ども食堂は26か所）から、2021年度末には55か所（うち子ども食堂は41か所）に増加した。しかし、単純な数の増減だけでは成果を評価できないため、むすびえによる2022年度子ども食堂全国箇所数発表（2022年12月速報値）を基に校区充足率などの指標で比較し、充実度を評価した。

ただし、全国的にも子ども食堂が毎年約1,000か所ずつ増加している状況であるため、本事業や中間支援の直接的な影響を明確に示すことは困難であり、那覇市の増加状況が全国の動向に比べて特別に優れているというデータを提示することもできなかった。

そのため、数値的な評価だけでなく質的な評価も加えるために、子どもの居場所運営者向けのアンケートを実施し、「運営の安定性」「活動の持続可能性」を確認したほか、「活動に対する那覇市社協の貢献度」や、本事業開始時（2020年3月）と調査時点（2022年11月）における支援の向上度合を尋ねる設問を設定した。その結果、運営の安定性や活動満足度は高く、貢献度についても「大いに貢献」が68.6%、支援の向上についても「良くなった」が60%とポジティブな評価を得た。ただ、このアンケート調査は事業開始前に存在しなかった団体も含め、調査時点で活動している全ての団体を対象としたため、厳密な事前・事後比較デザインを採用できなかった。このため、外部要因の影響を完全に排除することは難しく、評価の精度や因果関係の特定に一定の課題が残ったものの、社会的インパクト評価を導入したことで本事業の成果を可視化でき、総合的に見て一定の成果が得られたと判断した。

本事業の評価報告書では、これらの分析に加えて物資寄贈件数などのアウトプットや活動実績も踏まえ、直接アウトカム01の達成度を「目標値を上回って達成できている」と結論付けた。

「子ども食堂等居場所が子ども達にとってプラスになる場所になっている」を目指した直接アウトカム02については、図3のように具体的なエピ

ソードを収集し、定性的な評価を行った。ただし、エピソード収集において詳細なヒアリングを実施できなかっただため、本事業が直接もたらした影響の程度を明確に示すことは難しく、居場所運営者自身のスキルや成長、外部要因による影響も否定できなかっただ。こうした評価手法の限界はあるものの、居場所が子どもに対してプラスの影響を与える環境（機能）として一定の役割を果たし、運営者やスタッフのスキル向上、多様な活動の増加という状況を総合的に評価し、「目標値が達成できている」と結論付けた。

③資金分配団体と連携した評価

本事業では、支援対象である那覇市内で活動する子どもの居場所に満遍なく支援を展開した。そのため、支援を受けなかった非介入群の設定は困難であり、また対象地域以外での事業展開を行っていないため、近似グループとの比較調査（マッチングデザイン）による評価も実施できなかった。前項でも述べたように、厳密な事前・事後比較デザインを用いた評価も行えていない。これは他の実行団体3団体についても同様であった。こうした状況を踏まえ、資金分配団体が中心となり実行団体4団体が連携して、全国の「子ども食堂等」を対象としたアンケート調査を実施した。本調査の設計や分析に筆者は関わっていないため、以下では大池・新藤（2023:2）から概要と結果を引用する。

全国の子ども食堂や子どもの居場所等に対して2022年8月1日から31日にアンケート調査を実施し、回答を得られた758団体を実行団体が介入した群と非介入群に分類して比較した。その結果、2021年度上半期と比較した物資の寄贈状況を「とても減った（1点）」から「とても増えた（5点）」までの5段階評価で尋ねたところ、介入群の平均点は3.76点、非介入群の平均点は3.60点であり、対応のないt検定の結果、両者の間に有意な差が確認された。また、行政担当者への訴えや教育委員会を通じた相談件数、子どもの変化については「挨拶ができるようになった」「他者への思いやりが増えた」「学校へ行けるようになった」といった項目で有意な差が確認されたと報告されている。

本事業では、こうした調査結果も踏まえ、中間的支援が子どもの居場所に対して有効であり、一

図2 直接アウトカム1の評価結果の概要

アウトカム1 《「子ども食堂等居場所」が充足し、その運営も安定している》の達成状況	
指標： ①那覇市内の子どもの居場所数／子ども食堂数（全数and稼働している数） ②居場所数データの全国比較（校区充足率、人口比で比較） ③運営が安定している子ども食堂の数	
初期値・初期状態	これまでの活動をとおして把握している変化・アウトカムの発現状況
①子どもの居場所数 33か所 ②居場所数データの全国比較 初期値ナシ(評価計画見直し追加) ③運営の安定 未把握	①なは子どもの居場所ネットワーク登録居場所数／子ども食堂数 2019年度末：33か所／26か所 2020年度末：42か所（休止6か所）／29か所 2021年度末：48か所（休止13か所）／40か所 2023年1月：55か所（休止7か所、立ち上げ相談中8件）／41か所 ②データ比較 ※2022年むすびえ調査と比較 2022年度 全国：7331か所、沖縄県294か所 (1) 校区充足率（子ども食堂のある小学校区数の割合） 全国：25.92%、沖縄県：55.89%（全国1位）、 那覇市：75% （36校区中27校区） (2) 人口比（人口10万人あたりの子ども食堂数） 全国：6.6か所、沖縄県：19.72か所（全国1位）、 那覇市：17.19か所 ③運営の「安定性」「持続性」など（アンケート調査から 詳細は添付資料参照） (1) 安定性：「 安定している（継続できる状況が整っている） 」：57.1% 「 安定していない（課題や不安が多い） 」：14.3% (2) 活動満足度 「 満足 」65%（内訳＝「満足」11.4%、「やや満足」54.3%） 「 不満足 」31.4%（内訳＝「あまり満足していない」25.7%、「 満足していない 」5.7%） (3) 何年続けたいか 「 5年以上 」54.1%、「2～3年」14.3% (4) 那覇市社協の貢献度 「 大いに貢献 」68.6%、「やや貢献」25.7% (5) 本事業開始後の那覇市社協の居場所支援「 良くなった 」60%、「悪くなつた」8.6%
目標値・目標状態	
①増加か横ばい（現状維持） ②現状の確認 ③「続けたい」「安定」が半数以上	
目標達成時期	
2022年度末	

(出所) 那覇市社協「子ども食堂等支援事業」事後評価報告書²から抜粋し、筆者が一部編集。

図3 直接アウトカム2の評価結果の概要

アウトカム2 《「子ども食堂等居場所が子ども達にとってプラスになる場所になっている（安全安心、SOSを言える、さまざまな体験ができる）》の達成状況	
指標： 子ども食堂運営者から「子どもの成長」に関するエピソードを収集する	
初期値・初期状態	これまでの活動をとおして把握している変化・アウトカムの発現状況
未把握	(下記は主な抜粋。詳細は、参考資料のアンケートや、個別支援取り組み概略図を参照) 【子どもの前向きな変化】 ・年長の子が他の子を世話する様になった ・保護者としか話せなかった児童が、みんなと遊べるようになった ・中学を卒業した生徒達がひょっこり、塾を訪ねて来ることが多くなった。就職の報告や、16歳で出産した子が赤ちゃんを見せに夫婦で来た等いろいろ報告がある ・中学生にならぬうちに遊びにきて、下の小学生の勉強を見ててくれる。赤ちゃん連れの母親がきた時に、甘えん坊だった小学生低学年の子が赤ちゃんの世話を率先してやっていた ・引きこもりで学校に全然行かなかつた3姉妹が、学校に揃つていけるようになり、高校進学は無理だろうと思われた長女が頑張って入学できた ・子どもたちが高齢者宅に弁当を届けてくれる ・お泊り会で子どもたちが話し合って計画や買い物出しなどの準備を進めた
目標値・目標状態	
・子どもの前向きな変化を感じるエピソード ・学校や支援員と連携して対応したエピソード がある	
目標達成時期	【学校や支援員との連携】 ・1日の食事が給食のみというネグレクト家庭の子ども（中学生）への夕食提供を学校や支援員から依頼あり、夕食の提供を続けている ・学校に行かないで子ども食堂に来た子どもたちの学校への連絡、困窮者家庭への食糧の支援等での連携。異常にたくさんのお金を持っている子どもについて、学校を通して親に確認を取ってもらう ・寄り添い支援員と連携して、物資配達につながった世帯あり ・親子とも知的特性があり、子の手帳取得のために病院や行政窓口に同行した
2022年度末	

(出所) 那覇市社協「子ども食堂等支援事業」事後評価報告書から抜粋し、筆者が一部編集。

定の社会的インパクトがあったことを示すことができた。

3. 考察

(1) 本事業における社会的インパクト評価の有効性と課題

①スキームの有効性と課題

本事業において社会的インパクト評価は、非常に有効に機能したと考える。

前章で述べたように、本事業ではロジックモデルを軸に事業を進め、ニーズや社会課題の変化に応じて評価を繰り返し、柔軟にロジックモデルや事業計画を修正することで、事業の成果向上を目指した。特に、休眠事業という枠組みの下で社会的インパクト評価を導入したことにより、柔軟かつ迅速な事業修正が可能となり、このスキームの有効性を確認することができた。行政サービスが対応できていない新しい社会問題や制度のはざまにある課題に対しても、このような柔軟性は有効であると考える。実際、コロナ禍において本事業は那覇市社協の取り組みの中でもいち早く活動内容や予算を再調整し、実施可能な活動へと切り替えた。これはロジックモデルの作成を通じてアウトカムを明確化し、資金分配団体と課題認識や方向性を共有していたために実現できた迅速な対応である。

また、那覇市社協としても、社会的インパクト評価を本格的に導入するのは初めての試みであった。従来の行政委託事業や補助事業は仕様書等により活動内容や実施回数が定められ、活動実績やアウトプットを中心とした評価が一般的だった。一方、本事業では、社会的インパクト評価を導入したことによって、活動が目指すべきアウトカム（成果）をより意識した事業設計が可能となり、評価に対する視野を広げる機会となった。

しかしながら、実践を通じて明らかになった課題もある。第一に、評価実務経験が少ない実行団体が取り組むには、求められる評価の水準が高すぎるという問題がある。本事業では当初、リソース（予算、マンパワー、時間など）を十分に考慮せず、実行性の分析や見通しが甘かったため、結

果として当初のロジックモデルを大幅に修正し、アウトカムや活動の整理・縮小を余儀なくされた。また、成果を評価するための指標や判断基準の設定にも困難があり、評価に費やすべき労力のバランスも明確にできなかった。評価実施のための予算は計上していたものの、調査委託の選択肢や評価の専門家とのつながりも十分ではなく、予算を活用しきれなかった。このため、信頼性の高いデータ収集や成果を客観的に示す比較評価が不足し、成果の可視化に限界があった。このように、社会的インパクト評価を基盤とした事業実施の仕組みは、うまく機能すれば高い効果をもたらす可能性を秘めている一方で、評価そのものに求められる専門性の高さや実務負担の大きさにより、実行団体が挫折するリスクも存在すると考える。

筆者自身も、休眠事業に対する事前の理解や準備不足、評価に関する経験やスキルの不足といった課題を痛感している。この経験を踏まえ、評価未経験者向けの事前研修や、評価専門家による助言・伴走支援、評価実務者とのマッチングなどのサポートをより一層充実させる必要性を強く感じている。

②資金分配団体と実行団体が連携した評価

本事業では、資金分配団体が主導して事業を構築し、資金分配団体と実行団体のロジックモデルを一定程度共通化したことにより、連動したアンケート調査の実施が可能となった。この取り組みは効果的であり、一定の信頼性を持つアウトカム評価の実現につながった。

これが可能となった背景には、実行団体が直接支援を行う現場団体ではなく、中間支援団体であったという要素が大きく影響していると考える。直接支援の場合、現場ごとの課題や状況の差異が大きいため、共通のアウトカムや評価指標を設定することは容易ではない。その点、本事業における中間支援団体としての実行団体は、「アウトカム」や「中間支援機能」といった共通の目的や機能を有しており、統一的な評価の枠組みを設計・実施しやすい環境であった。

また、資金分配団体が主導した評価アンケートは、介入群と非介入群の比較を可能にした点でも大きな意義があった。個々の実行団体が自らの活動エリア内で非介入群を設定することは現実的に

困難であり、エリア外での比較調査も容易ではない。この点においても、資金分配団体を通じて実行団体が各地域で社会課題の解決に取り組むという休眠事業の階層構造が有効に機能し、効果的な評価が実施された成果であると言える。

(2) 子どもの居場所への中間支援の評価のあり方

① こども食堂や子どもの居場所の評価

中間支援の評価について考察する前に、まず、こども食堂や子どもの居場所自体の評価について検討する必要がある。

2章でも述べた通り、多くの子どもの居場所はボランティアが運営する市民活動であり、福祉事業のような法制度や厳格な運営基準に縛られず、自主的で多様な活動を行っている点が魅力となっている。各団体がそれぞれの課題意識や理念をもとに、地域交流や見守り支援など、様々な活動を開催している。

一方で、コロナ禍の影響や孤独・孤立問題の深刻化に伴い、社会や行政からは、子ども食堂や居場所に対して「見守り」や「食支援」など個別支援的な役割を求める期待が高まっている。しかし、すべての子どもの居場所が個別支援機能を必ずしも持つ必要ではなく、交流活動に特化した居場所活動もまた尊重されるべきである。

2023年に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」(こども家庭庁 2023)においても、「地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割、自主性を尊重するとともに、特別なニーズを持つ子どもや若者には公的関与の下で支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じた官民の連携・協働が必要」として、自主性の重要性が指摘されている。

筆者は、子どもの居場所に共通して求められる基本的な理念・あり方として、「子どもの権利が守られ、安心・安全な環境であること」を挙げるが、それを客観的に評価するための具体的な方法はまだ確立されていない。

むすびえ前理事長の湯浅誠氏は、居場所を「利用する人が安心できる、元気になるといった『利用者自身が感じられる〈場〉であり、関係性を含んだ空間の概念』」として説明している。また、居場所の数についても、「まだ見ぬ誰かのための

居場所としての試み」であり、「居場所は星の数ほど無数にあった方が良い」と述べている（湯浅 2023:36-37）。

子どもの居場所の評価はまだ発展途上の段階にある。むしろ、居場所が多様化し進化する中で、その意義や役割も多様化し続いているのが現状である。居場所の評価については、利用する子ども、運営に関わるボランティア、地域住民などが各自の立場で評価を行うことが望ましいが、社会全体や地域づくりの観点からは、ある程度共通の評価基準や指標を持つことが必要となるだろう。

②子どもの居場所への中間支援に求められる役割と評価

それでは、自主性や多様性を尊重した子どもの居場所への中間支援とはどのような機能であり、どのように評価すればよいのだろうか。例えば、「個別支援」に力を入れたい子どもの居場所があつた場合、中間支援団体は個別支援スキルを向上させる研修を提供するのか、市民活動団体が個別支援に取り組むこと自体を支援すべきなのか、それとも個別支援が不要となるような地域づくりを推進すべきなのか、といった役割の判断も重要となる。

本事業では、子どもの居場所が抱える課題と中間支援が直面する課題をニーズとして、改善に向けた活動やアウトプットを設定したが、これらが真のニーズや社会的ニーズと一致しているかどうかを判断することは難しかった。また、仮に中間支援団体が「食育」や「学習支援」に対する支援メニューとして提供できても、それを活動団体に強制することはできない。市民活動の自主性を尊重するためには、活動内容の決定権は活動団体自身にあるべきであり、どの支援を利用するかどうかの判断も団体側に委ねる必要がある。

本事業の事後評価報告書で筆者は、市民活動を支援する中間支援に求められる機能として、①立ち上げ支援（スタートアップ支援、新規開拓）、②運営（組織基盤強化、伴走支援）、資金（助成金情報の案内、ファンドレイジング）、物資（物資確保、コーディネート、受け皿・流通網整備）に関する支援、③多様な活動・子どもの成長につながる支援（研修会、企業連携・体験活動などのコラボ企画）、④見守り・個別支援の支援（スーパー

バイズ、社会資源とのつなぎ)、⑤ネットワーク支援(居場所同士のつながり、意見形成支援、代弁機能)、⑥継続につながる環境整備(政策提言、社会への発信)の6つに整理した。しかし、3年間の事業実施を経て整理したこれらの機能も、事後評価段階ではそのアウトプットから導き出されるアウトカムや測定方法・指標までは具体的に設定できなかった。また、支援対象地域の規模や支援する居場所数によっても求められる機能が異なることが明らかになった。

日本で「中間支援」という言葉が普及した背景には、NPO法人設立の増加に伴い、NPOを支援する中間支援組織が多数誕生した経緯がある。内閣府が実施した「中間支援組織の現状と課題に関する調査」(内閣府 2001)では、中間支援の主な機能や役割が整理されている。この調査において示されたNPO発展に期待される機能を「子どもの居場所活動の発展」に置き換えると、①情報提供機能、②資源や技術の仲介機能、③人材育成機能、④マネジメント能力向上支援機能、⑤ネットワーク・コーディネート機能、⑥評価機能、⑦価値創出機能が挙げられる。こうした中間支援の機能をより詳細に整理し、アウトプットとそれに伴う成果を適切に測定できれば、さらに多面的な評価が可能になるだろう。

子どもの居場所への中間支援の評価方法を考えるにあたり、以下の2つの課題にも注意する必要がある。

1つ目は、最終受益者である子ども自身に対する調査の困難さである。本事業では、中間アウトカムを「子どもを取り巻く環境の変化」から評価する形をとった。活動団体への調査から一定の評価は可能であるものの、子ども自身から直接一次データを収集することが最も正確な評価につながる。しかし、継続的な調査や対象年齢、利用期間や頻度に応じたサンプリングが困難であり、本事業では実施を断念した。

2つ目は、中間支援の評価は成果が現れるまでに時間がかかり、効果測定が難しい点である。中間支援は直接的な介入ではなく、居場所を通じて子どもの変化を目指すアプローチであり、外部要因の影響を排除することは困難である。さらに、そもそも解決が難しい社会課題に取り組むことが

休眠事業の前提となっているため、3年間という限られた期間内で明確な成果を示すことには限界がある。

4. おわりに

(1) まとめ

本実践報告では、那覇市社協が休眠事業を活用して実施した子どもの居場所への中間支援事業における社会的インパクト評価の有効性と課題及び中間支援の評価のあり方について考察した。

特に、コロナ禍に伴うニーズの変化や中間評価に基づくロジックモデルや事業計画の柔軟な見直しは、休眠事業における社会的インパクト評価の仕組みが有効に機能したことを見ている。また、資金分配団体と実行団体が連携し、共通のアウトカムを設定したロジックモデル作りや評価調査を実施したこと、その有効性を裏付ける成果であった。

一方で、社会的インパクト評価を実施するため求められるスキルや労力の高さ、評価にかかる負担の大きさが課題として浮き彫りになった。評価を有効に活用するためには、評価経験が少ない団体への具体的な支援や工夫が必要であることを指摘した。

さらに、中間支援の評価については、子どもの居場所自体の評価手法がまだ確立されていない状況の中で、どのような中間支援を実施し、どのように評価を行うかを考察した。本事業を通じて整理した中間支援の機能や、NPOの中間支援におけるアプローチなどは、今後の評価指標設定や効果測定方法を考える上で参考にすべき重要な視点である。

休眠事業通常枠という3年間の事業期間において、中間支援という間接的なアプローチで社会課題解決の明確な成果を出すことは非常に難しい挑戦であった。それでも、事業の意義や必要性を社会的に示し、次なる取り組みへとつなげていくためにも、アウトカムを評価・可視化し、社会的インパクトを明確に示すことは重要なプロセスであると改めて感じている。

(2) 留意すべき点

本実践報告は、休眠事業通常枠の実行団体の実践と、社会的インパクト評価や中間支援の評価に関する分析である。本稿では文字数の都合上、事業の効率性や妥当性、費用対効果などの検証については取り上げていない。言及できなかった実績や評価については、注記で示している本事業の事後評価報告書を参照いただきたい。那覇市社協においては、休眠事業と併せて、従来から実施している中間支援事業「糸事業」と連動し、両輪の事業としてより効果的な支援展開を狙った。この点からも、休眠事業単体の成果分析は困難であり、アンケート調査などでも「那覇市社協における中間支援」などと一括りにした設問も設けている。

また、繰り返しとなるが、こども食堂の全国的な広がりやコロナ禍といった大きな外的要因も排除できていない。

そのため、1つの事業を事例とした社会的インパクト評価の実践報告であり、他の事例の全てで適応できるものではないことを留意しなければならない。

謝辞

日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科の准教授、新藤健太氏には本事業における評価の助言やサポートだけでなく、本実践報告としてまとめる機会と、執筆にあたって終始ご指導いただきました。大変感謝しております。また、本実践報告として取り扱うことを許可いただいた全国食支援活動協力会と那覇市社協にも感謝申し上げます。琉球大学人文社会学部人間社会学科の准教授、田中将太氏には本事業の遂行におけるご助言、ご指導に感謝いたします。最後に、本事業でともに取り組んだ中間支援関係者や活動団体等の全ての方々に感謝申し上げます。

注記

1 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ2022年度こども食堂全国箇所数発表（2022年12月速報値）<https://musubie.org/news/6022/>（2025年3月19日閲覧）2023年2月には確定値が発表され、居場所

数は32か所増の修正がされたが、評価実施段階の速報値をそのまま引用する。

- 2 那覇市社会福祉協議会 こども食堂等支援事業事後評価報告書<https://www.nahasyakyo.org/userfiles/files/hyokahoukoku.pdf>（2025年6月16日閲覧）

参考文献

- 朝日新聞（2021）『新型コロナウイルス感染 日本の1年』
<<https://www.asahi.com/special/corona/japan-yearly/>>（2025年3月24日閲覧）
- 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）（n.d.）
<<https://www.janpia.or.jp/>>（2025年3月16日閲覧）
- 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）（2020）「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針（改訂版2020.7）」、JANPIA Shin_rev202007.pdf（2025年3月16日閲覧）
- 大池絵梨香・新藤健太（2023）「こども食堂を支援する中間支援組織の有効性－休眠預金活用事業による『こども食堂サポート機能設置事業』の調査分析から－」、『2022年度日本社会福祉学会関東部会研究大会抄録』、1-2
- 厚生労働省（2018）『子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）』、厚生労働省
- こども家庭庁（2023）『子どもの居場所づくりに関する指針』、こども家庭庁
- 内閣府（2001）「平成13年度中間支援組織の現状と課題に関する調査」<<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2001nposhien-report>>（2025年3月24日閲覧）
- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（2021）『「こども食堂10周年」サイト』<<https://ks10th.musubie.org/#sec-10th>>（2025年3月16日閲覧）
- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（2025）『【確定値】こども食堂数が「1万867箇所」に～24年度に日本で初めて1万箇所を超える、公立中学校数を上回る～2024年度こども食堂全国箇所数調査』<<https://musubie.org/news/11208/>>（2025年6月15日閲覧）
- 湯浅誠（2023）『居場所の政策論〈試論〉～こども食堂を切り口に考える』、『地域福祉研究公11（51）』、32-44（2025.7.13受理）

Evaluation of an Intermediate Support Project for Children's Cafeterias: The Case of the Naha City Social Welfare Council under the Dormant Deposit Utilization Program (2020–2022)

Naoki Urasaki

Naha City of Social Welfare Council
93879387@nahasyakyo.org

Abstract

This practical report examines the effectiveness and challenges of social impact assessment in intermediate support projects that utilize dormant businesses to create cafeterias for children. It also explores attempts at intermediate support.

The implementation of social impact assessment by executing organizations proved effective, as it allowed for the clarification of challenges and objectives through a logic model. Additionally, the flexibility to revise plans based on interim evaluations, such as tracking changes in challenges and the achievement of outputs, contributed to its utility. However, the elevated level of skill required and the significant burden of conducting such assessments emerged as major challenges. These factors indicate a potential risk of ineffective utilization and highlight the need for improvements to lower the barriers to implementation.

Regarding the evaluation of intermediate support for children's cafeterias, not only intermediate support itself but also the assessment of the children's cafeterias remains in its developmental stages. Nevertheless, this project provided insights into the potential for establishing evaluation indicators and measuring effectiveness by utilizing the knowledge gained and the approaches of NPO intermediate support organizations as references.

Keywords

Social impact assessment, Utilization of Dormant Deposits, Children's Cafeteria,
Intermediate support for children's cafeterias, Program Logic Model

【実践報告・調査報告】

求められる評価の伴走支援とは —休眠預金等活用制度の事例から—

新藤 健太

日本社会事業大学

shindo@jcsu.ac.jp

要 約

本稿では、休眠預金等活用制度における社会的インパクト評価に着目し、こども食堂サポート機能設置事業と支援付き住宅建設・人材育成事業の2事例を分析することで、求められる評価伴走支援の在り方とは何かを考察した。その結果、評価伴走支援者には「実践的な評価の設計力」や「伴走支援者と第三者性のバランス感覚」、「評価をスタッフ・組織に定着させるための支援・ファシリテーションの専門性」が求められることを考察した。

また、評価伴走支援が有効に機能した要因として、休眠預金等活用制度では社会的インパクト評価の実施が義務付けられていること、事業実施者との関係性構築・評価設計上の工夫があること、評価伴走支援者と事業実施団体との間で協働の蓄積が重要であることを考察した。

キーワード

評価伴走支援、社会的インパクト評価、休眠預金等活用制度、評価キャパシティ形成

1. 本報告の背景及び目的、意義

我が国では、2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引がない預金等（以下、休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度（以下、休眠預金等活用制度）が2019年度から開始された。

この休眠預金等は指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下、JANPIA）に交付され、その後、JANPIAが資金分配団体を助成し、資金分配団体は実行団体を助成する。つまり資金分配団体は実行団体の活動を支援する中間支援組織の役割を担っている。そしてこの制度

は、国民の資産である休眠預金等を活用することから、資金分配団体や実行団体に対して「最終的に社会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出すこと」を求め、社会的インパクト評価の実施を義務付けている（JANPIA 2024）。

一方で、こうした制度設計のもとに行われる社会的インパクト評価は基本的には自己評価で実施されるが、自己評価は自らに有利な評価結果を生み出しやすく、外部評価に比べて評価結果の信頼性が劣るという指摘もある（佐々木 2014：54；Weiss 1998=2014：250）。また、資金分配団体や実行団体には社会的インパクト評価に関する知識や技術、経験が不足していることも多く、自己評価

を進めていくことに困難を抱えることが容易に想定される。そのため、JANPIA（2024）は「評価の客觀性や正当性を確保すること」を自己評価の前提とし、必要に応じて評価専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等に係る伴走支援で資金分配団体や実行団体の自己評価を支援している。加えて、こうした伴走支援は資金分配団体や実行団体の自己評価に係る能力向上を支援することも目的としている。評価学の分野では、こうした組織や個人の評価に関する知識・技術・態度を体系的に向上させることを評価キャパシティ形成と呼び、その重要性が指摘されている（Preskill et al. 2008；大島ら 2019）。

以上のように、休眠預金等活用制度において評価の伴走支援は重要な役割を担っているが、この伴走支援に関する標準化された方法は示されておらず、また管見の限りでは、実践事例の報告もほとんどない。そこで本報告では、筆者の伴走支援に関する経験を実践事例に基づき報告することで、求められる評価伴走支援の在り方を考察する。標準的な評価の伴走支援に関する方法が示されておらず、実践事例の報告も少ないことを考えると、本報告は評価伴走支援の在り方を議論するきっかけを提供し得るものであり、評価学及び評価実践において重要なものであると考える。

2. 本報告の方法と構成

休眠預金等活用制度の事例をもとに求められる評価伴走支援の在り方を考察するために、まずは休眠預金等活用制度における社会的インパクト評価の概要を述べる。続いて、一般社団法人全国食支援活動協力会が実施した「こども食堂サポート機能設置事業」における評価伴走支援の事例、公益財団法人パブリックリソース財団が実施した「支援付き住宅建設・人材育成事業」における評価伴走支援の事例を紹介する。事例紹介にあたっては、それぞれに事業概要及び評価伴走支援の内容、伴走支援の成果と課題を述べる。

なお、筆者は評価学に加えて社会福祉学・ソーシャルワークを専門とする研究者・実践者であり、こうした立場からこれら2つの事業において資金

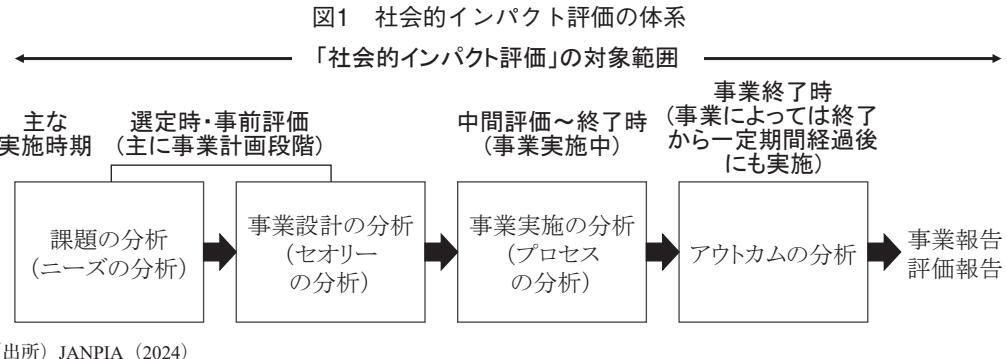
分配団体の評価アドバイザーとして、評価の伴走支援を行った。また、本稿で使用した事例や関連情報については、JANPIA及び資金分配団体から、本稿執筆・公表に関する許可を得ている。

3. 休眠預金等活用制度における社会的インパクト評価

JANPIA（2024）は休眠預金等活用における社会的インパクト評価を「短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な変化や便益等のアウトカム（短期・中期・長期）を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加えること」と定義している。

また、こうした社会的インパクト評価の体系を図1のように示し、社会的インパクト評価は「課題の分析（ニーズの分析）」、「事業設計の分析（セオリーの分析）」、「実施状況の分析（プロセスの分析）」、「アウトカムの分析」から成るとしている。具体的に「課題の分析（ニーズの分析）」では課題の特定や対象者のニーズ把握について検証し、「事業設計の分析（セオリーの分析）」では活動からアウトプット、アウトカムまでの論理的なつながりを検証する。多くの場合、ここでは事業のロジックモデルが作成され、その妥当性が評価される。そして、「実施状況の分析（プロセスの分析）」では事業が計画どおりに遂行されているか等、事業の実施状況を検証し、「アウトカムの分析」ではアウトカムの達成状況を検証する。なお、ここでは費用対効果の検証、すなわち効率性評価を行うことも推奨している。

こうした評価体系はRossi et al. (2004=2005 : 77-78) が示したプログラム評価の評価階層（ニーズ評価、セオリー評価、プロセス評価、アウトカム・インパクト評価、効率性評価）と多くの共通点を有している。一般に社会的インパクト評価という用語は広範な社会的・環境的影響の把握を意図して使用されることも多いが、休眠預金等活用制度において実施が義務付けられている社会的インパクト評価の具体的な方法論やプロセスは、実質的にプログラム評価の方法論と同様であるといえる。



4. 評価の伴走支援事例

(1) こども食堂サポート機能設置事業

①事業概要と評価伴走支援の内容

こども食堂サポート機能設置事業は、近年急増しているこども食堂等における運営基盤の脆弱さ、学校や関連機関との関係構築に関するノウハウ不足等の問題を軽減・解消することを目的として、全国4地域（福島・大阪・北九州・那覇）に「こども食堂サポートセンター」を設置した事業である。この4地域に設置された「こども食堂サポートセンター」が実行団体であり、資金分配団体である一般社団法人全国食支援活動協力会はこれらをバックアップする中央センターの役割を担った。事業実施期間は2019年度から2022年度の3年間、助成金の合計額は約1億4千万円強である。

この事業のロジックモデルを図2に示す。中長期アウトカムを「こども食堂等居場所につながった子どもたちが、食を通じて健康的な生活を送れるようになる」、短期アウトカムを「(01) 地域のこども食堂等居場所が充足し、その運営も安定している」、「(02) 支援地域内でこども食堂等居場所が広く認知されるようになる」、「(03) こども食堂等居場所が子どもから高齢者まで多様な人々を包摂することができる」とし、これらを達成するために様々な事業活動が実施された。ここで設定された短期アウトカムは、いずれも個人レベルの変化を直接的に狙ったものではなく、むしろ地域レベルのインパクトを意図したものである。地域レベルでの環境改善やネットワークの充実が個人の健康や生活の質向上に間接的に寄与するとい

う考え方を基盤にしている。

筆者が評価の伴走支援者としてこの事業に関与し始めたのは、事業が開始されて間もなくの時期であった。おおよそ3年間という事業実施期間のうち、筆者は評価の伴走支援者として、次に示す①～⑤を行った。主にはこのうち、①及び②を事前評価時に、③を中間評価時に、④及び⑤を事後評価時に実施した。

【①社会的インパクト評価に関する研修】

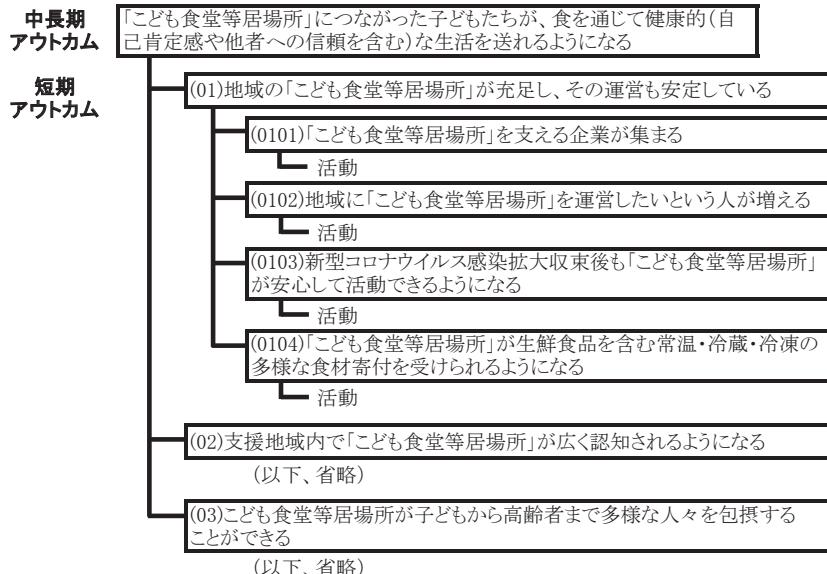
評価の伴走支援にあたって、まずは資金分配団体及び実行団体のスタッフを対象に、休眠預金等活用制度における社会的インパクト評価に関する研修を実施した。講師は筆者が担当し、具体的な内容として「評価の基本」、「休眠預金等活用における評価の意義」、「評価の主体」、「評価の実施時期」、「休眠預金等活用における評価の原則」、「社会的インパクト評価の体系」、「社会的インパクト評価の流れ」等を説明した。これらはJANPIA(2024)が作成した評価指針の内容に基づいている。

また、こうした研修は事前評価時のみではなく、中間評価時、事後評価時と繰り返し行い、YouTube動画を作成して資金分配団体・実行団体スタッフに共有したりました。

【②ワークショップによるロジックモデルの再整理及び評価デザインの検討】

次に、資金分配団体及び実行団体のスタッフ、当時のJANPIA担当スタッフと協働してロジックモデル作成を目的としたワークショップを実施した。ファシリテーターは筆者と資金分配団体の主担当スタッフが担当し、こども食堂サポート機能設置事業の中長期アウトカム、短期アウトカム、

図2 こども食堂サポート機能設置事業のロジックモデル



（出所）一般社団法人全国食支援活動協力会（2023）をもとに筆者著作成

そして短期アウトカムを達成するための事業活動について検討した。また、ロジックモデル作成後は、アウトカムを測定するための指標・測定方法・目標値（目標状態）を検討するためのワークショップを実施した。ただ、中長期アウトカムに設定した「こどもたちの健康」を測定する指標についてはワークショップ内での結論は得られず、事業を進捗するなかで継続的に検討していくことが確認された。なお、このワークショップでは「ロジックモデルはこの後、事業実施と社会的インパクト評価を通じて修正が可能であること」を強調して伝えた。

【③事業実施状況のモニタリングとロジックモデルの修正】

事業開始後、資金分配団体と実行団体の間で月1回程度のオンライン会議の機会が設定されていたが、筆者も評価アドバイザーとしてこの会議に参加した。この会議ではロジックモデルに規定した事業やアウトカムの進捗状況を確認した。また、いくつか実行団体の取組み視察に同行したり、Slackというビジネスチャットツールを使い、日常的に事業に関するやり取りを行ったりもした。筆

者もメンバーの一人として主には評価に関するコメント等を行った。なお、事業実施期間がコロナウイルス感染拡大の最中であり、緊急事態宣言が発令されたこと等もあって、ロジックモデルに規定した一部の事業活動が実施できないという問題が生じていた。そのため、ロジックモデルを修正する必要性が生じ、何度もロジックモデルの修正を行っている。図2はこうした修正を重ね、最終的に確定したロジックモデルを示している。

【④事後評価に向けた評価デザインの見直し】

事後評価に向けて評価デザイン、とりわけアウトカムの測定方法や分析方法の見直しを行った。筆者は評価アドバイザーとして資金分配団体の見直し作業を補助した。

アウトカムの分析は、全国のこども食堂を含む「居場所を通じたこども支援機関」を対象にアンケート調査を行い、こども食堂サポートセンターが関与した群と関与していない群の間でアウトカムの比較を行うこととした。

検討課題であった「こども食堂等居場所につながった子どもたちが、食を通じて健康的（自己肯定感や他者への信頼を含む）な生活を送れるよう

になる」という中長期アウトカムは、居場所を通じたこども支援機関の運営者によるこどもの変化に関する印象（例えば、「友達ができた」、「学校にいけるようになった」、等）を測定することとした。なお、こうした見直し作業に際して、倫理的な問題が生じていないかも確認した。また、こうした評価デザインは実行団体のスタッフとも協議し、了承を得たうえで実際の調査を実施した。

【⑤事後評価のためのデータ分析補助】

居場所を通じたこども支援機関を対象にしたアンケート調査のデータは資金分配団体を通じて筆者が受け取り、集計や分析を行った。

筆者から資金分配団体に対して、こども食堂サポートセンターが関与した群は、関与していない群に比べて寄贈物資が多いこと、市町村・都道府県といった自治体との関係が強固なこと、こどもの変化に関する支援機関運営者の印象がより望ましいものであったこと等の結果を伝え、資金分配団体は事後評価報告書の作成にとりかかった。

なお、筆者は資金分配団体が作成した事後評価報告書の内容を確認し、コメントする等、報告書の作成補助も行った。

②評価伴走支援の成果と課題

【評価伴走支援の成果】

こども食堂サポート機能設置事業における評価伴走支援の成果として、大きくは次の3点が挙げられる。

第1に、自己評価に伴う信頼性の低下を多少なりとも補正する効果があったと考えられる。ロジックモデルや指標設定、データ収集の設計過程で筆者という第三者的な視点が入り込むことで、少なからず評価の客観性が向上し、データ収集等にあたっての倫理的配慮も意識されるようになった。特に子ども支援を取り扱う場面では、プライバシーや心理的負担に対する注意が必要で、中長期アウトカムをこども支援機関の運営者が抱く印象にした点は倫理的配慮を検討した結果だったといえる。こうした結果の一部は筆者と資金分配団体主担当スタッフが共同で日本社会福祉学会での発表に臨み、公表した（新藤ら 2021）。

第2に、こうした評価視点の導入によって事業のマネジメントが柔軟化し、想定外の事態や環境変化が生じても、ロジックモデルを検討の軸にし、

想定するアウトカムや事業内容を見直すプロセスが育まれた。たとえばコロナウイルス感染拡大の最中においては、オンライン会議やSlackを活用した日常的な進捗確認を通じ、アウトカムや事業活動の一部を変更するといった意思決定を迅速に行えた。これらの結果も筆者と資金分配団体主担当スタッフが共同で日本社会福祉学会での発表に臨み、公表した（新藤ら 2022）。

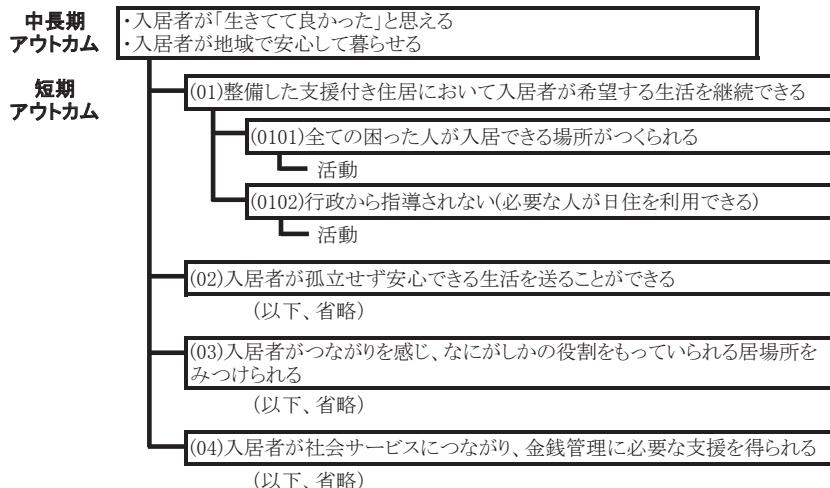
第3に、評価伴走支援を通じて組織内の評価キャパシティが着実に形成された。ワークショップや研修、YouTube動画を活用した学習機会の提供、日常的な評価活動の協働により、評価設計やデータ分析に取り組むスタッフの意欲とスキルが向上した。最終的には評価アドバイザーである筆者に依存せずとも評価報告書をまとめる力が育まれ、資金分配団体として実行団体の社会的インパクト評価を伴走することもできていた。こうした評価キャパシティ形成についても、筆者と資金分配団体主担当スタッフが共同で日本評価学会での発表に臨み、公表した（新藤ら 2020）。また、当該事業終了後、別の事業を休眠預金等活用制度で実施しているが、その際のロジックモデル作成や評価設計、実行団体の評価伴走支援は資金分配団体がほぼ単独で行っていた。

【評価伴走支援の課題】

本事業において評価伴走支援が一定の成果を上げた一方で、次の3つの課題が指摘できる。

第1に、客観性の維持が容易ではない点である。評価伴走支援者がロジックモデルの作成やデータ収集の設計に関わることで第三者的視点が入り、一定の客観性向上に寄与したと考えられるが、長期にわたって深く事業運営に関与すればするほど、支援者が事業者側の意図を汲み取りすぎるリスクも生じる。実際、アウトカム指標や調査項目の修正を繰り返す中で、現場の声は優先しなくてはならず、評価の厳正性が弱まる可能性はあった。

第2に、評価の伴走支援者がいたとしても、評価活動が後回しになる場面も生じる。前述したとおり、評価視点を用いたプログラムマネジメントは一定の効果を生んだと考えられるが、資金分配団体や実行団体の現場には、事業の遂行や資金獲得等、優先度の高い実務が多く、データの収集やロジックモデル見直しの作業が計画どおりには進

図3 支援付き住宅建設・人材育成事業のロジックモデル¹

(出所) 公益財団法人パブリックリソース財団（2023）をもとに筆者作成

まない場面も散見された。

第3に、評価の伴走支援があったとしても測定指標の設定やデータ収集の設定にはいくらかの困難さがあったことが挙げられる。例えば「こどもたちが、食を通じて健康的（自己肯定感や他者への信頼を含む）な生活を送れるようになる」という中長期アウトカムは抽象的概念であり、このアウトカムの測定には倫理面や調査手法の制約が伴う。こども食堂等を利用するこども自身からデータを収集することは難しく、結果としてこども食堂等の運営者を対象にした印象評価に依拠せざるを得なかった。

（2）支援付き住宅建設・人材育成事業

①事業概要と評価伴走支援の内容

支援付き住宅建設・人材育成事業は、低所得の単身高齢者、障害者等、地域や家族から孤立し、既存制度や福祉・医療等からも阻害され、住まいを確保しにくい人々に居住の受け皿を提供することで、住宅セーフティネットの構築を目指したもので、全国3か所（東京・仙台・北九州）に支援付き住宅を建設した事業である。この3地域に建設した支援付き住宅を運営するのが実行団体であり、資金分配団体である公益財団法人パブリックリソース財団は支援付き住宅の建設やここで働く

支援者の育成、その他、支援付き住宅の運営に関するバックアップ支援等を行った。事業実施期間は2019年度から2022年度の3年間、助成金の合計額は約2億3千万円強である。

この事業のロジックモデルを図3に示す。中長期アウトカムを「入居者が生きてて良かったと思える」と「入居者が地域で安心して暮らせる」、短期アウトカムを「(01) 整備した支援付き住居において入居者が希望する生活を継続できる」、「(02) 入居者が孤立せず安心できる生活を送ることができる」、「(03) 入居者がつながりを感じ、なにがしかの役割をもっていられる居場所をみつけられる」、「(04) 入居者が社会サービスにつながり、金銭管理に必要な支援を得られる」とし、これらを達成するために様々な事業活動が実施された。

ここで設定されたアウトカムは個人レベルの変化を直接的に捉えたものであるが、その基盤として「支援付き住宅」という地域レベルの環境整備が先行している。すなわち、入居者の個人的な安心感や生活の質向上は、地域における居住環境や支援体制の整備、さらにはコミュニティとのつながりといった地域レベルのインパクトがあってこそ持続的に実現可能になるという考え方を基盤にしている。

筆者が評価の伴走支援者としてこの事業に関与し始めたのは、2022年4月頃、この事業の最後の1年間が始まった時期だった。この1年間のうち、筆者は評価の伴走支援者として、次に示す①～④を行った。筆者が評価の伴走支援者として関与した時期が事業実施期間3年間のうち、最後の1年間のみという状況だったため、①～④は全て、事後評価時に実施した。

【①社会的インパクト評価に関する研修】

評価の伴走支援にあたって、まずは資金分配団体及び実行団体のスタッフを対象に、休眠預金等活用制度における社会的インパクト評価に関する研修を実施した。なお、この事業では最終的にプログラムの準拠度を測定するためのフィデリティ尺度（Bond et al. 2000；新藤ら 2017；大島ら2019）の作成を目指したため、研修にはこの内容を含めた。講師は筆者が担当し、具体的な内容として「評価の意義」、「休眠預金等活用における評価の意義」、「社会的インパクト評価の体系」、「ロジックモデルとフィデリティ尺度」、「EBP（Evidence-Based Practices）と呼ばれるような効果的プログラムモデルの例」等を説明した。これら的一部はJANPIA（2024）が作成した評価指針の内容に基づいている。

【②ワークショップによるロジックモデルの再整理及び支援のコツリスト作成】

次に、資金分配団体及び実行団体のスタッフと協働してロジックモデルの作成を目的としたワークショップを実施した。ファシリテーターは筆者が担当し、支援付き住宅建設・人材育成事業の中長期アウトカム、短期アウトカム、そして短期アウトカムを達成するための事業活動について検討した。

また、ワークショップ内で挙げられた具体的な事業活動をもとに「支援のコツリスト」を作成した。ここでの「支援のコツ」とは短期アウトカムの達成に結びつく、詳細な活動内容のことを意味している。これらは効果的プログラムモデル開発の取組みにおいて「効果的援助要素」と呼ばれるものであり、フィデリティ尺度はこの「効果的援助要素」をもとに作成される（新藤ら 2017；大島ら 2019）。

【③事後評価に向けた評価デザインの見直し】

事後評価に向けて評価デザイン、とりわけ実施状況及びアウトカムの測定方法や分析方法の再整理を行った。筆者は評価アドバイザーとして資金分配団体の再整理を補助した。

支援付き住宅建設・支援者育成事業の実施状況は建築された施設数等のアウトプット指標に加えて、効果的と思われる支援が行われている程度、すなわちフィデリティ尺度の得点を測定することとした。フィデリティ尺度は「すべての困った人が入居できる場所をつくる（支援のコツ7つ）」「必要な人に日住（支援付き住居）を利用してもらうための取組み（支援のコツ5つ）」「支援者が入居者の気持ちを理解するための取組み（支援のコツ8つ）」等、支援のコツが実践できている程度を測定する形で作成した。

アウトカムは、建設された支援付き住宅の入居者を対象に他記式のアンケート調査を行うこととし、支援付き住宅入居前（あるいは支援を受ける前）と現在（調査時点）でのアウトカムの比較を行うこととした。なお、調査は一時点でしか実行ができなかっただため、調査時点で「支援付き住宅入居前」及び「現在」両方の状況を回答してもらう方法をとった。この際、可能な入居者にはインタビュー調査を実施し、この事業の影響がどれだけあったかを定性的に把握することとした。

また、こうした評価デザインについては実行団体のスタッフとも協議し、了承を得たうえで実際の調査を実施した。

【④事後評価のためのデータ収集・分析、事後評価報告書の作成補助】

支援付き住宅の入居者を対象にした他記式アンケート調査及びインタビュー調査では、筆者が調査者として各現場（東京・仙台・北九州）に入り、調査を行った。

こうして得たデータを分析し、多くの入居者が「希望した生活を送っている」と回答したこと、「不安なときに話せる人がいる」、「必要な福祉サービス等を利用できる」、「食事に困らない程度のお金を持っている」、「毎日の食事に困らない」、「生きていて良かったと思える」等が、支援付き住宅入居前後（支援を受ける前後）でより望ましい状況になっていること等の結果を把握し、事後評価報

告書の作成にとりかかった。

事後評価報告書の作成にあたって、筆者も報告書の一部分、とりわけ、支援付き住宅・支援者育成事業のロジックモデルや支援のコツリスト・フィデリティ尺度の作成、フィデリティ尺度を用いた実施状況の分析や、支援付き住宅の入居者を対象にした他記式アンケート調査及びインタビュー調査の結果を用いたアウトカムの分析を担当した。

②評価伴走支援の成果と課題

【評価伴走支援の成果】

支援付き住宅・支援者育成事業における評価伴走支援の成果として、大きくは次の3点が挙げられる。

第1に、事業の最終年度のみの関わりではあったものの、限られた時間の中で評価の伴走支援を実施し、ロジックモデルの再整理と評価体制の構築を短期間で推進できた点は大きな成果といえる。ワークショップを通じて作成した「支援のコツリスト」及び「フィデリティ尺度」は、支援現場で行われている具体的な活動状況を可視化し、どのようにアウトカムに結びつくのかを整理するうえで有益なものになると期待できる。

第2に、フィデリティ尺度を用いた実施状況の分析や他記式アンケート調査によるアウトカムの前後比較といった評価手法を、最終年度という限られた期間に導入するノウハウが提供できることも挙げられる。振り返りによって入居前（支援を受ける前）に関するデータを収集する今回の評価方法は、厳密な因果推論には大きな限界があるものの、短期集中での評価には適しており、またインタビュー調査を併用することで入居者のアウトカムに関する状況を入居者本人の声と併せて確認できる利点があった。

第3に、筆者が評価活動の一部を実働したことで、資金分配団体スタッフの負担を軽減できた点も挙げられる。資金分配団体にとって、事業運営と評価活動の同時並行によるスタッフ負担は大きく、どうしても評価活動を後回しにせざるを得ない状況が生じたり、評価活動に圧迫されて事業の実施がスムーズにいかなかったりすることも散見されるが、筆者が入居者調査を実施し、報告書の一部を執筆したことで、短期間ながらも事後評価

を完結し、報告書をまとめることができた。

【評価伴走支援の課題】

本事業も評価伴走支援が一定の成果を上げた一方で、次の3つの課題が指摘できる。

第1に、評価の客観性に関する課題が挙げられる。支援付き住宅建設・支援者育成事業では、筆者が調査の実施や事後評価報告書の一部執筆までを担ったことで、資金分配団体単独での自己評価に比べれば一定の客観性が確保されたといえる。しかし、筆者は外部評価者ではなく評価の伴走支援者として関与したため、資金分配団体との関係は密接になり、資金分配団体・実行団体の事情や立場に寄り添うことで、第三者としての距離感が取りにくくなる場面もあった。

第2に、筆者が評価伴走支援者として資金分配団体とともに検討した評価デザインに内在する限界がある。今回の評価では、一時点で入居（支援）前後の状況を回顧的に回答してもらう形式を採用したが、この方法には回顧バイアス等のリスクが伴う²。そのため、厳密な因果関係の特定には限界があり、評価結果の妥当性を慎重に判断する必要がある。評価専門家が伴走しても、調査期間や調査対象者の状況等、生じ得る制約のもとでは、こうしたバイアスを完全に排除することは難しく、現実的に生じるいくつかの限界を認識したうえで実際の評価は行わざるを得ない。

第3に、評価キャパシティの形成が十分に達成されたとはいえない点が挙げられる。事業の最終年度のみの短期間の関与では、スタッフが評価の知識やスキルを体系的に学び、定着させるには時間が不足していた。ロジックモデルや「支援のコツリスト（フィデリティ尺度）」を作成する過程で評価的思考に触れる機会は得られたものの、組織全体として評価を日常業務に取り入れ、継続的に活用するための十分な経験を得られたとはいえない。

5. 求められる評価伴走支援の在り方

(1) 評価伴走支援者の専門性

評価伴走支援者に求められる専門性は多岐にわたるが、筆者の2事例での実践を通じて得られた

知見からは、以下の3点に整理することができる。

第1に、実践的な評価の設計力が挙げられる。評価の伴走支援者には、評価対象事業の目的や構造を理解し、状況に応じた評価設計を行う力が求められる (Rossi et al. 2004=2005 : 32-33 ; 源ら 2020 : 22)。特に休眠預金等活用制度においては、事業期間やリソースに制限がある中で、評価枠組みを柔軟かつ現実的に設計しなければならない。実際、こども食堂サポート機能設置事業の事例ではロジックモデルの再整理とアウトカム指標の設計、比較対象群を設けたアンケート調査の設計が求められた。支援付き住宅建設・人材育成事業の事例では、フィデリティ尺度の開発や、一時点に入居（支援）前後の状況を回顧的に回答してもらうデータ収集方法の導入等、実施可能な範囲での実践的評価手法が活用された。こうした状況に応じた設計力・分析力に加え、調査実施やデータ整理を現場と協働で進めるためのコミュニケーション力も含めた実践的スキルが、評価伴走支援者には不可欠である。

また、社会的インパクト評価を効果的に進めるうえでは、対象事業の専門分野に関する一定の知識や理解も必要となる。本稿で取り上げた2事例はいずれも、地域レベルの環境整備を通じて個人レベルの変化を促すことを意図しているが、こうした実践は社会福祉学やソーシャルワークにおけるエコロジカルアプローチやエンパワメント理論等の理論的枠組みと強く親和性がある。今回の評価伴走支援事例においては、筆者自身がこれらの理論を専門とする分野専門家でもあったため、評価伴走支援者として評価設計を支援すると同時に、分野専門家としての役割も果たした。ただし、評価伴走支援者自身が必ずしも事業分野の専門的知識を深く有している必要はなく、評価伴走支援者とは別に分野専門家が存在し、必要に応じて協働することで評価の質を担保することが十分に可能であると考える。

第2に、伴走支援者と第三者性のバランス感覚が挙げられる。評価の伴走支援者は、外部評価者とは異なり、資金分配団体や実行団体と協働的に関わりながら彼らの評価支援を行う立場にある。そのため、支援対象の実情や意図を理解しながら、柔軟に評価設計や実施を進めるという特徴がある

一方で、評価の客觀性や厳正性をいかに担保するかという課題が常に伴う。例えば、こども食堂サポート機能設置事業の事例では、3年間という事業期間を協働することで、現場の負担感に配慮した評価を設計し、評価結果を事業のマネジメントに活用できた一方で、関係性が密接になるにつれて、評価の中立性が疑問視される可能性も生じ得た。このように、評価伴走支援者は、構造的に完全な第三者にはなり得ない立場にある。そのため、第三者性を意識した姿勢は重要であるものの、それだけで客觀性や正当性を確保することには限界がある。したがって、社会的説明責任や評価結果の信頼性を高めるためには、別途第三者評価者による独立した視点の導入や、評価過程そのものを検証・再評価するメタ評価の併用といった仕組みが必要である。評価伴走支援者は、こうした構造的限界を自覚したうえで、自己の関わりの立ち位置を透明化し、果たし得ない役割は他の仕組み（第三者評価やメタ評価）で補うべきことを理解しておく必要がある。こうした第三者性と協働性のバランスを意識した態度・姿勢は評価の伴走支援者にとって不可欠な専門性といえる。

第3に、評価をスタッフや組織に定着させるための支援・ファシリテーションの専門性が挙げられる。Preskill et al. (2008) 及び源 (2020) は、評価キャパシティ形成のための戦略について次の10点を挙げている。それは、①スタッフの評価設計もしくは評価過程への参加、②評価トレーニングへの参加、③組織内部もしくは外部の評価専門家からの技術支援、④評価を学ぶための既存資料の活用、⑤評価経験や情報の共有を促す実践共同体の形成、⑥組織のアセットベースによる協働型アプローチ、⑦eラーニング等のオンラインリソース活用、⑧経験の浅い評価者へのインターンシップ機会の提供、⑨個別のメンタリングやコーチング、⑩評価を学びに活かすための評価会議の設定である。

なお、Preskill et al. (2008) は、評価キャパシティ形成を組織に定着させるためには、評価に関する学びを組織文化として醸成し、それを組織の日常的な実践に根付かせることが重要だと指摘している。この考え方は、組織學習理論や実践共同体理論といった組織行動論における主要な理論とも親

和性が高い。例えば、組織学習理論は、組織が経験や振り返りを通じて継続的に学習し、組織としてのパフォーマンスを改善していくプロセスを示しており、特に日常的なメンタリングや評価会議等の実施によって促進される。実践共同体理論は、共通の関心や課題をもつメンバーが知識や経験を共有することで集団的に学習するプロセスを重視し、評価経験や情報共有の場づくりによって促進されると考えられる。

本稿の事例を振り返れば、こども食堂サポート機能設置事業及び支援付き住宅建設・支援者育成事業の両方で、スタッフがワークショップ等でロジックモデルや評価デザインの設計に参加し（上記①に該当）、筆者が技術的支援を提供しながら設計・実施を支援し（上記③に該当）、伴走支援者による日常的なコメントややり取りを通じたメンタリング的支援が実施された（上記⑨に該当）。また、こども食堂サポート機能設置事業の事例では、Slackや定例会議を活用した実践知の共有の場づくり（上記⑤に該当）やYouTube動画による繰り返し学習の促進（上記⑦に該当）の実施もあった。

評価伴走支援者には、評価の知識や技法を伝えるだけでなく、現場の声に耳を傾け、組織の学びと変化を支えるファシリテーターとしての資質が求められる。

（2）こうした評価伴走支援が成立した背景

本稿で取り上げた事例において、評価伴走支援が成立した背景には、制度的な枠組みと、それを現場が実践的に受け入れていくための関係性構築、評価設計上の工夫、さらには一定期間にわたる協働の蓄積があったと考えられる。まず大きな要因として、休眠預金等活用制度においては、資金分配団体及び実行団体に対して、事業の実施のみならず「社会的インパクト評価」の実施が義務付けられていた点が挙げられる。こうした制度的要請があったからこそ、評価は「やってもやらなくても良いこと」ではなく、「実施すべきこと」として明確に位置づけられ、日々の業務が多くあっても、評価の取組みが忘れ去られることなく、一定の重みをもって組織内に意識され続けたといえる。

一方で、資金分配団体等が社会的インパクト評

価を単なる義務としてではなく、前向きかつ実践的に取り組んでいたことは注目に値する。JANPIA（2024）が作成した評価指針には「評価は事業の価値を引き出す取組み」という内容が記載され、筆者も研修等を通して繰り返し伝えたことで、資金分配団体や実行団体においても、社会的インパクト評価を「自らの事業の価値や成果を社会に届けるための取組み」として積極的に捉える視点が浸透していたと考えられる。とりわけ民間公益活動を担う団体にとって、成果の可視化は信頼構築や資金調達、他団体との連携強化といった持続可能性の確保に直結するものであり、評価は単なる義務ではなく、戦略的資源獲得の方法としても理解されていた。

さらに、評価伴走支援が一方的な指導や監査的な関わりではなく、「ともに考え、つくりあげていく協働的プロセス」として機能していたことも、実践的な評価への取組みを後押ししたと考えられる。筆者は、評価フレームを外部から持ち込むのではなく、ワークショップや日常的なやり取りを通じて、現場の声や経験を丁寧に拾い上げながら、ロジックモデルや評価デザインの設計にあたった。その結果、スタッフには「評価が自分たちの実践を振り返るための有効な手段である」という認識が醸成され、評価への内発的な動機づけが育まれたものと考えられる。

このような協働的な関係性のなかで、評価そのものが「実践の質を高める学習の機会」としても機能した。例えば、こども食堂サポート機能設置事業の事例では、3年間という比較的長い期間を通じて、ロジックモデルの再整理や複数回の評価研修、YouTube教材による学習支援、Slackや定例会議による実践知の共有といった継続的な取組みが重ねられ、組織内での評価キャパシティ形成が着実に進んだ。一方で、支援付き住宅建設・支援者育成事業の事例は事業の最終年度の1年間のみという短期間での関与であったため、支援のコツリストやファイデリティ尺度の作成を通じた実践の可視化等、限られた範囲での成果は得られたが、評価を事業のマネジメントに活用する等の成果を得ることは難しかった。評価を現場に根づかせ、学習と実践の運動を促すには、ある程度の時間的継続性と信頼関係の蓄積が重要であることが示唆

される。

加えて、こうした実践を支える制度的な後押しとして、社会的インパクト評価を円滑に進めるための予算措置があらかじめ確保されていた点も挙げられる。休眠預金等活用制度では、評価アドバイザー等外部の評価専門家を招聘するための業務委託費や謝金を予算として計上することが可能であり、実務に追われる現場においても、専門性と中立性を備えた支援を受けながら評価を進める体制が構築可能である。このような仕組みにより、社会的インパクト評価は制度の中に組み込まれた「形式的義務」にとどまらず、専門性の導入と現場との協働を通じて「意味ある実践」へと転換される可能性を得たといえる。

このように、制度的義務と予算措置という制度的支えに加え、評価伴走支援者による支援の在り方、そして一定期間にわたる協働関係の構築があるので、評価は休眠預金等活用制度の現場に受け入れられ、評価キャパシティ形成へとつながる。このことが、評価伴走支援者が果たすべき最も重要な役割であり、本稿で取り上げた事例が提供する実践的な知見でもある。

6. おわりに

(1) まとめ

本稿では、求められる評価伴走支援の在り方を検討するために、こども食堂サポート機能設置事業と支援付き住宅建設・人材育成事業の2事例を取り上げ、その成果・課題を整理するとともに、評価伴走支援者に求められる専門性や支援が成立する背景を考察した。その結果、評価伴走支援者がロジックモデルの作成や修正、評価デザインの再考等に日常的に協働することで、自己評価に伴うバイアスやリソース不足を一定程度補完し、事業運営と評価活動との有機的な連動を促進する効果が確認された。特に、ワークショップや研修、日常的な対話や支援ツールの提供等を通じて、スタッフが評価の知識・技法を学び、実践へと取り入れていくプロセスが形成されていた点は、評価キャパシティ形成という観点からも重要な成果といえる。

一方で、こうした支援がもたらす効果は決して自動的なものではなく、評価伴走支援者が深く関わることによって第三者性を保ちにくくなるという構造的リスクや、現場の多忙さから評価活動が後回しになるといった実務上の課題、さらには抽象的なアウトカムに対する測定指標の設定や適切なデータ収集の困難さといった技術的課題も確認された。これらの課題に対しては、評価伴走支援者が第三者性と協働性のバランスを意識しつつ、支援の在り方を検討し続けていく必要がある。加えて、自己評価の限界を補完するためには、第三者評価やメタ評価等の外部的仕組みとの併用も必要になる。

また、評価伴走支援が制度的に成立するための条件として、休眠預金等活用制度が社会的インパクト評価の実施を義務付け、外部アドバイザーの招聘に必要な予算措置を確保している点も重要である。しかしそれ以上に、評価を「義務」ではなく「価値を引き出す営み」として捉え直し、現場のスタッフが自らの実践を振り返り、改善へとつなげようとする内発的な姿勢を醸成する関わりが、評価伴走支援者には求められる。

このように考えると、評価伴走支援者が果たすべき最も重要な役割は、単なる技術支援にとどまらず、現場における評価キャパシティ形成を支援し、評価を通じた学びと組織変容を促すことであるといえる。そのためには、評価の技法や知識を一方的に伝えるだけでなく、スタッフの声に耳を傾け、日々の実践に評価が根づくようなファシリテーションを行うことが必要である。評価伴走支援は、社会的インパクト評価を単なる報告業務ではなく、意味ある実践とするための鍵であり、今後の休眠預金等活用制度の実施において、その重要性は一層増していくものと考えられる。

(2) 本報告の課題

最後に本報告の課題を述べる。本報告で扱った事例は、いずれも筆者が伴走支援者として関与したものであり、地域や分野、組織の性質が限定されている点に留意が必要である。また、評価に対する受け入れ姿勢や体制整備の状況が比較的整っていた団体を対象にしているため、評価への抵抗感が強い組織や、伴走支援者との関係構築に困難

を抱えるケースへの適用可能性は、さらに検討を要する。

したがって、今後はより多様な分野・地域・組織形態における評価伴走支援の実践事例を蓄積し、それらを比較・分析することで、より汎用性のある支援の在り方等を検討していくことが重要である。継続的な実践と考察の積み重ねにより、評価伴走支援の知見が深化し、より実効性の高い支援が展開されていくことが期待される。

謝辞

休眠預金活用制度における社会的インパクト評価とともに進めていただきました一般社団法人全国食支援活動協力会の皆様、公益財団法人パブリックリソース財団の皆様、またそれぞれの事業にご協力いただきましたJANPIAの皆様、調査にご協力いただきましたこども支援機関運営者や支援付き住宅入居者の皆様、その他ご関係の皆様に、心よりお礼申し上げます。

注記

- 1 ロジックモデルに記載されている「日住」とは生活保護法に規定されている「日常生活支援住居施設」の略称。「(0102) 行政から指導されない（必要な人が日住を利用できる）」とは、行政の理解不足等から「この人は支援対象外」といわれることを少なくし、必要な人々に住居支援が届けられる状況を目指したアウトカムである。
- 2 回顧バイアスとは、過去の出来事が記憶によって歪められ、過去の事実と記憶の間にギャップを生じさせる心理事象のことという。支援付き住宅建設・支援者育成事業の評価では、調査対象者の負担軽減、評価期間の制約等があり、この調査方法を採用することとした。

参考文献

一般社団法人全国食支援活動協力会 (2023) 『こども食堂サポート機能設置事業 2019年度休眠預金活用事業 事後評価報告書』、一般社団法人全国食支援活動協力会

大島巖・源由理子・山野則子・他 (2019) 『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法：CD-TEP法：協働によるEBP効果モデルの構築』、日本評論社

公益財団法人パブリックリソース財団 (2023) 『住宅困窮者が「生きてて良かった」と思える支援付き住宅を目指して：2019年度休眠預金事業 支援付き住宅建設・人材育成事業 事後評価報告書』、公益財団法人パブリックリソース財団

佐々木亮 (2014) 『評価倫理：評価学の基礎』、多賀出版
JANPIA (一般財団法人日本民間公益活動連携機構)
(2024) 『資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針 (2024年5月改訂版)』、JANPIA

新藤健太・大島巖・浦野由佳・他 (2017) 「障害者就労移行支援プログラムにおける効果モデルの実践への適用可能性と効果的援助要素の検討：全国22事業所における1年間の試行的介入研究の結果から」、『社会福祉学』、58 (1) : 57-70

新藤健太・大池恵梨香 (2020) 「日本におけるECBの現場から①：休眠預金等活用の事例（資金分配団体による評価支援）」、『日本評価学会第21回全国大会発表要旨収録』、日本評価学会

新藤健太・大池恵梨香 (2021) 「社会福祉分野における社会的インパクト・マネジメント活用の可能性：休眠預金等活用事業による『こども食堂サポート機能設置事業』を題材に」、『2020年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会自由研究報告抄録集』、10-11

新藤健太・大池恵梨香 (2022) 「こども食堂を支援する中間支援組織の有効性：休眠預金活用事業による『こども食堂サポート機能設置事業』の調査分析から」、『2022年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会自由研究報告抄録集』

源由理子 (2020) 「なぜ今、日本のソーシャルセクターでECBか？：今後の取組みに向けての論点整理」、『日本評価学会第21回全国大会発表要旨集録』、日本評価学会

源由理子・大島巖・他 (2020) 『プログラム評価ハンドブック：社会課題解決に向けた評価方法の基礎・応用』、晃洋書房

Bond, G. R., Evans, L., Salyers, M. P. et al. (2000). Measurement of Fidelity in Psychiatric Rehabilitation. *Mental Health Services Research*, 2, 75-87.

Preskill, H. and Boyle, S. (2008). Insights into Evaluation Capacity Building: Motivations, Strategies, Outcomes and

- Lesson Learned. *The Canadian Journal of Program Evaluation*, 23(3), 147-174.
- Rossi, P. H., Lipsey, M. W. and Fetterman, H. E. (2004). *Evaluation: A Systematic Approach, 7th edition*. Sage Publications (=大島巖・平岡公一・森俊夫・他訳 (2005)
『プログラム評価の理論と方法：システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド』、日本評論社)
- Weiss, H. C. (1998). *Evaluation: Methods for studying programs and policies. 2nd edition*. Prentice Hall (=佐々木亮監修・前川美湖・池田満監訳 (2014) 『入門評価学：政策・プログラム研究の方法』、日本評論社)
(2025.6.29 受理)

Reconsidering the Role of Evaluation Supporters —Case Studies from Japan’s Dormant Deposit Utilization Program—

Kenta Shindo

Japan College of Social Work
shindo@jcsw.ac.jp

Abstract

This paper explores the ideal role of evaluation support practitioners by analyzing two case studies under Japan’s Dormant Deposit Utilization Program: the “Child Cafeteria Support Function Establishment Project” and the “Supported Housing Construction and Human Resource Development Project.” Focusing on the implementation of social impact evaluations, the analysis identifies three key competencies required of evaluation support practitioners: (1) practical evaluation design skills; (2) the ability to balance close collaboration with a third-party perspective; and (3) facilitation expertise to help embed evaluation within organizations and build staff capacity.

The study also highlights several conditions that enabled effective evaluation support: the institutional requirement for social impact evaluation within the Dormant Deposit Utilization Program, strategic design choices in the evaluation process, and the accumulation of collaborative experience between evaluation supporters and implementing organizations. These findings suggest that evaluation support can meaningfully contribute to both program improvement and organizational learning when carefully implemented.

Keywords

Evaluation support, Social impact evaluation,
Dormant Deposit Utilization Program (Japan), Evaluation capacity building

【実践報告・調査報告】

実践報告・調査報告の有効性： ケーススタディメソッドの考え方の比較と最新の事例

佐々木 亮

国際開発センター

sasaki.ryo@idcj.or.jp

要 約

実践報告・調査報告はケーススタディ（事例調査）の報告であり、大規模なサーベイ調査などとは違う独自の特徴と意義がある。本報告では、日本評価学会の学会誌「日本評価研究」の投稿要領と主要な研究者の解説をレビューしたうえで、近年広く使われるサクセスケースメソッドの現代的な適用事例（タンザニアの公務員研修の評価）を解説して、実践報告・調査報告の有効性と改善の示唆を得る。

キーワード

実践報告・調査報告、ケーススタディ、サクセスケースメソッド、プリンカホフ

1. はじめに

研究論文とは違う「実践報告・調査報告」の独自の意義はなんであろうか。日本評価研究に掲載された原稿を集計してみると、2023-2024年度刊行の四つの号に掲載された合計19本のうち7本(37%)が「実践・調査報告」であった（第24巻第1号より「実践報告・調査報告」と名称変更された）。号によって幅はあるが、多くが「実践・調査報告」であることが分かる。そこで実践・調査報告の定義を明らかにするとともに、先人たちがその特徴と意義をどう解説してきたかをレビューする。それを踏まえて、ケーススタディの最近の事例（タンザニア国「地方行政機能強化支援情報収集・確認調査」）を紹介して、今後の示唆を得る。

2. 世界の主要学会誌の「実践報告・調査報告」にあたるカテゴリーの定義の例

日本評価研究の投稿要領によると、「原稿の種類は、①研究論文、②総説、③研究ノート、④実践報告・調査報告、⑤その他とする。」とされている¹。そのなかで、④実践報告・調査報告は「(i) 評価の実践報告または(ii) 評価に関する調査報告」という記載がある((i) (ii) という番号は筆者が追加した)。ちなみに①研究論文は、「評価理論または評価慣行について重要な貢献が認められる論文」とされている。

次に、アメリカ評価学会の学会誌であるアメリカ評価研究(American Journal of Evaluation (AJE))の投稿カテゴリー(contribution categories)では、10の投稿カテゴリー(section)を設けているが、その中の論文(article)の説明文の中でいくつか

の例を挙げており、その一つとして「最近の評価研究（evaluation study）から得られた課題や教訓の描写」を挙げており、これが実践報告・調査報告に当たると理解される²。

さらに、カナダ評価学会の学会誌であるカナダ・プログラム評価研究（Canadian Journal of Program Evaluation）は、四つの投稿カテゴリーを設けているが、その一つである評価の理論と実践の論文（article）の例として「評価事例の報告と使用（reporting and use of evaluations）」を挙げており、これが実践報告・調査報告に当たると理解される³。

さらに、評価学の創始者の一人と見做されることがあるScriven⁴が創設してウェスタンミシガン大学評価センター（The Evaluation Center, Western Michigan University）が主催する学会誌である学際的評価研究（Journal of MultiDisciplinary Evaluation）の投稿カテゴリーの解説では、(1) リサーチ論文（Research article）、(2) ケーススタディ（Case study）、(3) 評価教育（Teaching evaluation）を設けている。その中の(2) ケーススタディを次のように説明しており、これが実践報告・調査報告に当たると見做すことができる⁵。

ケーススタディは、(a) 新しい評価実践を展示し、(b) 評価研究に関する詳細なリサーチに役立つ評価事例（evaluation case）の必要かつ適切な記述（例えば、背景、方法論、発見、使用法など）を提供する、ユニークな評価の詳細な描写。

これら学会誌の投稿カテゴリーの解説のレビューから分かることは、実践報告・調査報告はいわゆるケーススタディメソッド（case study method）を適用した事例調査（まさにcase study）の報告あるいはそれに近く、(1) 評価実践の詳細な描写で、(2) 将來の評価実践や評価研究への課題・教訓・その他役立つ情報を提供する投稿、とまとめることが可能なのではないだろうか。

3. 学術的レビュー：ケーススタディメソッドの調査手法としての特徴

それでは、ケーススタディメソッドはどのような要素で成り立っていて、どのような特徴があるのだろうか。定量的なインパクト評価に先立つ先行研究から因果推論のアイディアを得るとしてその先行研究をケーススタディと呼んだり、定量的分析では分からぬ定性的な質的变化を分析するのがケーススタディだとされることがある⁶。こうしたいわば補完的・副次的な調査法という位置づけではなく、それだけで独立かつ有効な調査法としてケーススタディを解説している過去の主要な研究者の解説をレビューしてみる。言い換えると、定量・定性の二元論を越えて、ケーススタディメソッドだけで独立かつ有効な調査法として存在するということだが、二元論の対比に興味のある読者はいわゆるKKV論争が参考になるので参照されたい（King, Keohana & Verba 1994; 2021）。なお、それぞれの研究者の解説について、いわゆる内的妥当性と外的妥当性の観点のすべてをレビューしているわけではなく、実践報告・調査報告の位置づけを考えるうえで役に立つと思われる当該研究者の特徴的な解説のみに焦点を絞って紹介する。なお、以下の(3)～(5)は既刊の佐々木（2010）をベースに大幅に加筆した。

(1) スクリヴェン：ケーススタディの基本的特徴

評価に関する用語の定義の議論で最初に紹介されることが多いのが、評価学の唯一の哲学学者⁷とも言われることがあるスクリヴェンの著書Evaluation Thesaurus（1991）であるが、スクリヴェンはその中で、ケーススタディメソッドは大規模なサーベイ調査とは対極に位置する（つまりマクロの端ではなくミクロの端に位置する）として、3点をその特徴として挙げていると言える。それは、(i) インタビューのほかに現場で観察を行う、(ii) 因果関係の分析は実験群と対照群の比較ではなく、丁寧な足跡の追跡（modus operandi：本来は「手口」「行動方式」の意味のラテン語であるがその本来の意味から転じた比喩的な表現）によって行う、(iii) 大規模なサーベイ調査の統計分析では明らかにできなかった因果関係を明らか

にすることができ、はるかに深い解釈を示唆する、の3点である (Scriven 1991, pp.76-77) ((i) ~ (iii) という番号は筆者が追加した)。

(2) パットン：事例の詳細な描写と帰納的な分析

これに対して「定性的評価法」(Qualitative Evaluation Methods) の著書があるパットン (Patton 1980) は、その著書の中でケーススタディメソッドの具体的な基本的手続きを次のように解説している。まず、インタビュー情報、観察の情報、既存文書の情報、第三者の印象や発言をすべて含むローデータ (raw data) を収集して、意味があつて操作可能なケースレコード（事例記録）を作成する。そして、複数のケースレコードを用いて、対象としたユニーク（独特）なケース（事例）の細部を詳細に描き出して、側面や要因や変数やカテゴリーを明らかにする。その際の分析は帰納的分析 (inductive analysis) であり、既知のパターンやカテゴリーに分類したり、新たなパターンやカテゴリーを創出することを行う (Patton 1980, pp.303-306)。

(3) グーバ&リンカーン：ケーススタディを通じて新しい経験をする

スクリヴェンとパットンは手続き的な側面を重視してケーススタディを解説しているが、グーバ&リンカーンは、手続きよりも認識論を含めた「世代」が違うのだと解説する。「自然的調査」(Naturalistic Inquiry) の唱道者で (Lincoln & Guba 1985)、評価学ではこれを第4世代評価 (Fourth Generation Evaluation) と呼ぶ (Guba & Lincoln 1989)。彼らが定義する第1～3世代とは、測定志向 (measurement-oriented)、叙述志向 (description-oriented)、判断志向 (judgement-oriented) である。これらを経て第4世代評価は、反応主義 (responsive focusing) と現実構築主義の手法 (constructivist methodology) の二つを要素とする (Guba & Lincoln 1989, p.11)。反応主義とは、複数のステークホルダーの話し合いによる現実認識のことでの現実構築主義の手法とは対話によるグループディスカッションを含む定性的手法のことである (p.13)。そして、現実構築は認識と経験を通じて行われるのだから、新しい（あるいは追加的な）

情報を提供するもっとも有用な報告形式はケーススタディであると述べている。つまり、ケーススタディの報告書を読むことで、ステークホルダーそれぞれが新しい（あるいは追加的な）経験をするということである。

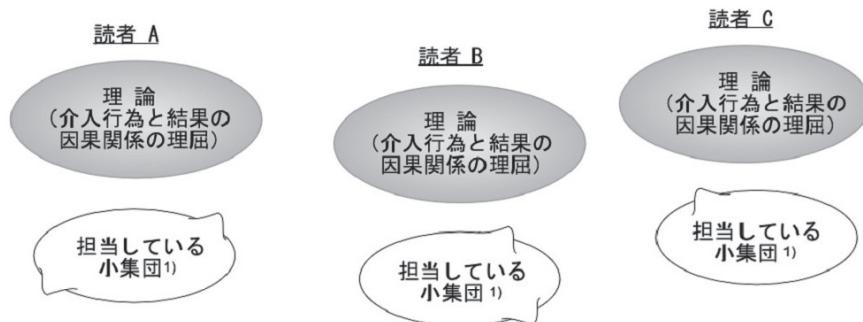
(4) ステイク：一般とは違うことに価値を見る

グーバ&リンカーンと発想を共有していると理解できるステイクは「ケーススタディメソッド」(Stake 1995) という著書の中で、そのケース（事例）が全体を代表しているのかどうかが重要なではなく、そのケースが全体とどう違うのか、その違う点を明らかにすることに意味があるのだと述べている。全体の一般的な状況と違うからこそ、新たな学びにつながるのだとしているのだ。筆者が理解するステイクの解説を図示したので参照されたい（図1）。

人々はそれぞれ、自分が関わっている集団や政策課題に関して、すでに一定の理論（介入行為と結果の因果関係の理屈など）を構築して自分の中に保有しているはずである。また、現場で向き合っている小集団も有するはずである（図1のII.参照）。そこで、ある集団に対して適用されたプログラムの評価結果を見ることによって、人々は自身が用意して保有している認識枠組をわずかに独自に修正することができる。つまり、評価結果を見ることにより、一人一人がそれぞれ独自に学んで現場に生かすということである (petit generalization) (図1のIII.参照)。ある演劇を見て、観客がそれぞれの感想を胸に抱き、明日からのそれぞれの生活に生かすという感じに似ている。この考え方を有効に機能させるためには、評価結果に加えて、評価対象となったプログラムや小集団や地域の状況が評価報告書に細かく書き込まれていることが重要である。人々は、その細かい状況を読んで、自分が関わっている状況（自分が関わっている小集団や、政策課題や、それらを取り巻く環境など）とどこが似ていてどこが違うのかを検討し、そのうえで評価結果を参照して活用の仕方を考えることができると言える。

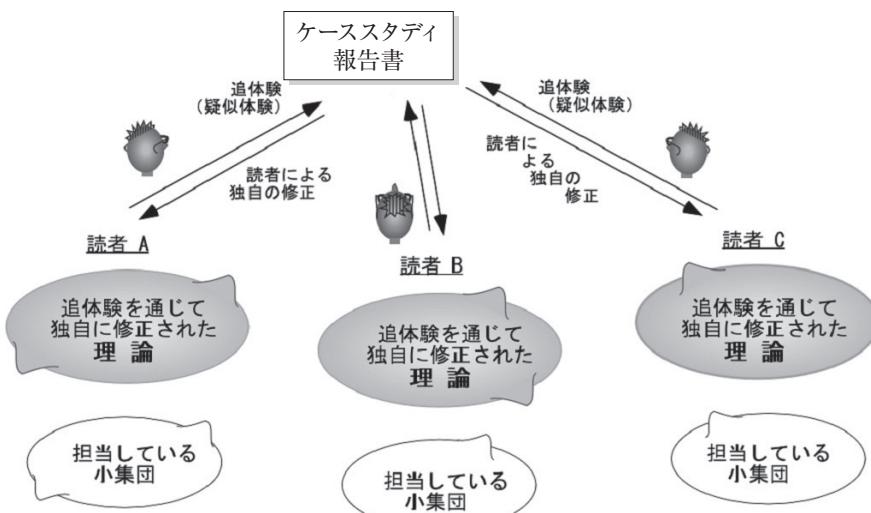
図1 ステイク、グーバ&リンカーンが解説するケーススタディを通じた自然的一般化

- I. ケーススタディの報告者は、「無限の母集団（世界全体とも言える）を考える必要はない。また、自分が向き合っている小集団が全体を代表していると言えるかどうかを考える必要もない。
- II. ケーススタディ報告書を読む読者一人一人は、(1) 理論、(2) 担当している小集団の二つをあらかじめ持っているものである。なお理論とは、介入行為と結果の因果関係の理論などを指す。



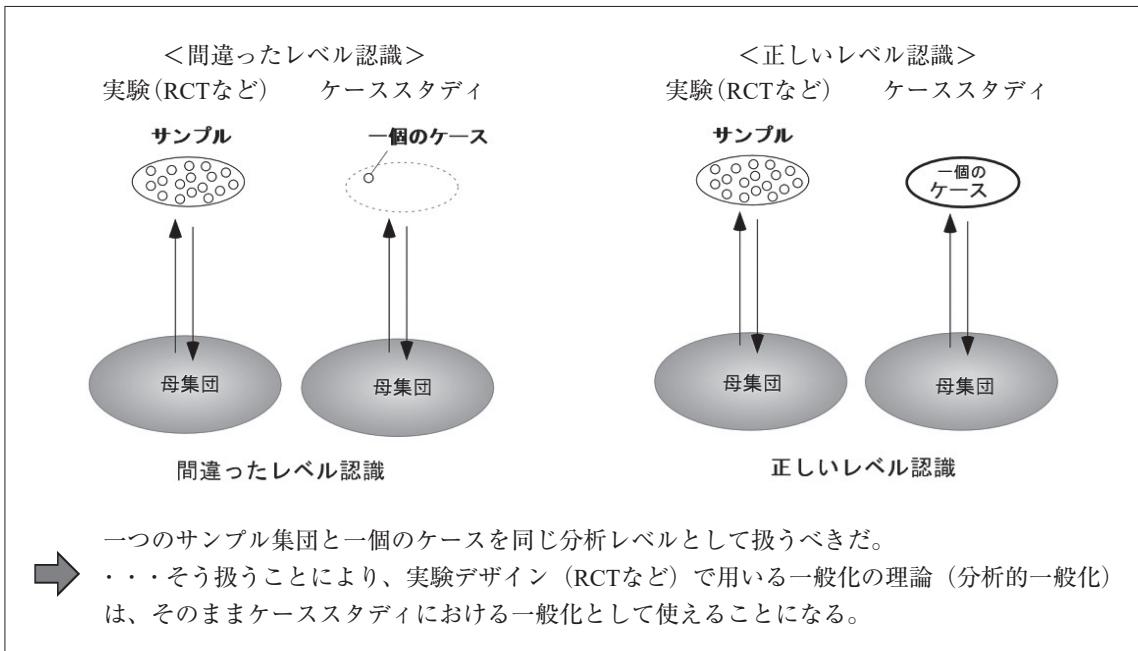
¹⁾ それぞれの読者が担当する小集団の形や特徴はそれぞれ違う。

- III. ケーススタディ報告書を読むことは「追体験（疑似体験）」をするということ。その「追体験（疑似体験）」を通じてそれぞれの読者は、自分があらかじめ持っている理論が、担当する小集団によりよくフィットするように、理論を独自に修正することができる。



(出所) 佐々木 (2010) p.80の図 (一部修正)

図2 インが解説するケーススタディと実験のレベル認識

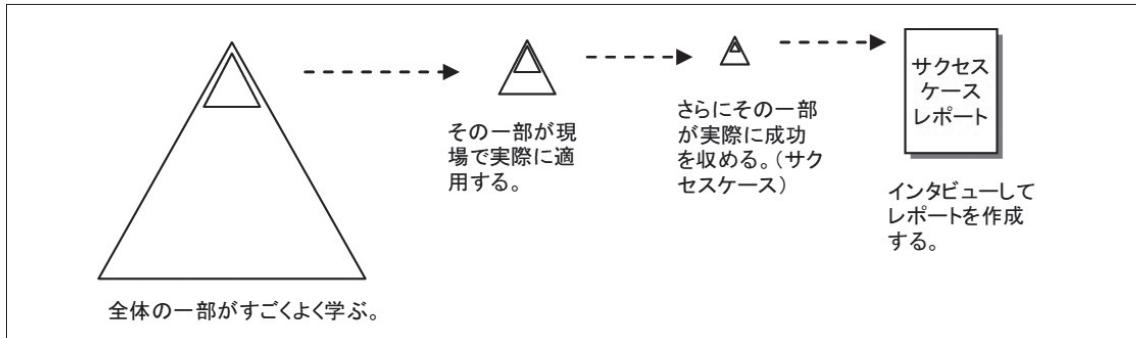


（5）イン（Yin）：統計分析の発想の利用と論理的一般化（分析的一般化）

「ケーススタディメソッドは従来から学術論文（thesis）や学位論文（dissertation）で頻繁に用いられる調査手法であるし、評価調査（evaluation research）でさえもますます一般的に用いられる調査手法になってきているが、もしケーススタディメソッドが深刻な弱点を有しているならなぜ今でも使用され続けているのか？」という問題意識をイン（Yin）は提示した（Yin 1994, p.viii）。ステイクは自然的一般化を実現する手法としてケーススタディメソッド（case study method）を重視したが、これに対して、インは、ケーススタディは実験デザイン（experimental design. 現在はRCTに代表される厳格なデザインの総称として用いられることがある）（Campbell & Stanley 1966）のアナロジーであって、本質的な原理は同じだと解説した（Yin 1994, p.31）⁸。つまり、ケーススタディメソッドを用いた場合であっても、厳格な実験デザインと同等レベルの一般化可能性（他の集団に

も適用できる可能性）を見出すことができると解説している。ただしそのためには、分析のレベルあるいは分析単位（unit of analysis）に関する適切な理解が必要であるとしている。たとえば、実験デザインではサンプルとして抽出された100人を一つのグループとして実験を適用して因果関係を検証するのに対して、ケーススタディでは選択された一つのケースを一つのグループと同等とみなして因果関係を検証するべきということだと筆者は理解している。インは、実験デザインはサンプルを抽出してきた母集団への一般化（=統計的一般化）と、理論を通じた一般化（=分析的一般化）の2種類の一般化のルートがあると述べている（Yin 1994, p.32）。そして、このような分析単位の適切な理解がなされれば、キャンベルも主張しているとする理論を通じた一般化（分析的一般化（analytical generalization））が、そのままケーススタディ法においてもあてはまると言っている。筆者が理解するインの解説を図示したので参照されたい（図2参照）。

図3 サクセスケースメソッドの概念図



(出所) 佐々木 (2010) p.84の図 (一部修正)

(6) ブリンカホフのサクセスケースメソッド

ここまで述べたように、これまでのケーススタディメソッドの解説はアカデミズムの研究者の文献によるものだったが、ケーススタディメソッドの一環である「サクセスケースメソッド」(Brinkerhoff 2002) は、民間の経験と発想から提案されて急速に普及してきたアプローチである。アメックス、ソニー、ホンダなどの民間企業での適用の実績があるほか、近年では世界銀行、赤十字社など公共・非営利セクターの組織でも導入されている（ブリンカホフの提供資料による。当該提供資料は次のサイトに本人の許可を得て掲載している https://socialexperimentation.web.fc2.com/scm/successcasemethods_jp6.html）。

すでに述べたようにサクセスケースメソッドは、もともと企業研修の評価から始まった。企業は莫大な予算を社内研修につぎ込んでいるが、その効果は？というとよく分からないというのが大方の場合である。少数の人のみがあるタイミングで成功するだろうが、すべての人がいつも成功するわけではない。サクセスケースメソッドによって、新しい試みについて、人々は有用で正確な情報を得られるのだと述べている (Brinkerhoff 2002, pp.vii-viii)。この主張を筆者が解説すると、多くの場合は研修直後にアンケートを取って理解度がどれだけ高まったかを計算するだけである。たとえば、研修前は5段階評価で平均2.5だったが事後には平均3.5に高まったなどである。これに関してブリンカホフは、研修参加者の平均値を出すことにはあまり意味がないと指摘した。実際の経験か

ら言えることは、全参加者のうち2～3割がすごくよく学び、そのうちの2～3割が現場で実際に適用し、さらにそのうちの2～3割が上司の奨励や資源利用可能といった外部要因が揃って実際に営業成績の向上を実現するというのである。つまり企業研修に参加した100名のうち何名かが大成功を収めればそれでその研修は大成功と言えると指摘する。その何名かを「サクセスケース」と呼び、詳細に文章でレポートを書くことで、企業経営者は、サクセスケースを増やすためにはどうしたらいいかを考えることができるとする。筆者が理解するブリンカホフの解説を図示したので参照されたい（図3）。

このサクセスケースメソッドは、なんらかの形で全員に一般化することを最初からあきらめており、伸びる人を伸ばそう、伸びる環境をより利用するようにしよう、という発想に基づいており、新たな一般化の考え方を提示していると言える。このサクセスケースメソッドが、公共セクターでどのように適用可能なのかは議論が始まったばかりであり今後の議論の進展を待たねばならないが、一般化可能性の議論に大きな貢献をする可能性を秘めているのは確かである。なお公共・非営利セクターへの適用について論じた論文として、コーリン、シュローター、ハッセンの論文がある (Coryn, Shroter & Hanssen 2009)。公共セクターにおけるサクセスケースメソッドの実際の適用事例として、BOX 1にタンザニア国「地方行政機能強化支援情報収集・確認調査」の事例を紹介した。

以上、ケーススタディメソッドの理解の仕方のいくつかのバリエーションをレビューしてきたが、統計学的な因果関係の特定や統計学的な一般化の発想とは違う独自の価値がケーススタディにはあるというのが共通した見解であると言える（インだけは統計学と同じ一般化の発想がケーススタディメソッドでも適用できるとしているが）。

4. サクセスケースメソッドの現代的な適用事例：グーグルサーベイとズーム遠隔インタビュー

本稿の最後に、現代的なケーススタディメソッドの適用の事例を解説して議論する。サクセスケースメソッド（Brinkerhoff 2001）では、(1) 研修参加者全員に研修の満足度や有用度を質問して集計するという統計学的な処理と、(2) 特定された成功例（サクセスケース）に深堀インタビューを実施して、(3) 今後の成功事例を増やすためのケーススタディレポートを作成・報告する、という手続きで、もっとも現代的なケーススタディメソッドの一つとして解説されている。提案者のプリンカホフは具体的に次の手続きを提案している。

- (手順1) 研修終了後の一定期間後に、参加者全員に電子メールを流し、わずか2～3問の質問に答えてもらう（1. 研修は有益だったと思うか、2. 習得した技術を利用しているか、3. 何か特別な成功事例があったかの3問）。
- (手順2) 特別な成功事例があった、と回答した研修参加者に電話して（それは長距離電話の場合もある）インタビューをする。成功事例はどのようなもので、どのような個別環境のもとで実現し、そのなかで習得技術はどのような役割を果たしたか。
- (手順3) 電子メールで得た回答の比率を明記のうえ、成功事例を記述してレポートを完成させる。

ただしプリンカホフが提案したのは2001年であ

り、当時は電子メールが最新のコミュニケーション技術であったが、それから24年が経った2025年では、グーグルサーベイフォームなどのリモートサーベイと、ズームなどを使用したリモートインタビューの技術が普及している。この二つの最新のコミュニケーション技術を使ったサクセスケースメソッドの実例を以下に紹介して議論する。なお、リモートインタビューの実施は、サクセスケースの体験者とインタビュアーの相互作用を通じて構築される特定の文脈におけるストーリーの構築作業と見做すことができるとも言える。

すでに解説した評価学における議論では、なぜケーススタディという手法だけで十分なのか、どうやってその少数のケーススタディを選んだのかが延々と議論されてきたと見做すことができるが、この事例から分かるることは、サクセスケースメソッドは「大規模なサーベイと統計分析」と「小規模（たった一件）のケーススタディ」という、スクリーヴンが挙げたマクロとミクロの対極の比較の時代から、コミュニケーション技術の進歩と普及によって、両者の利点を利用できる調査が可能な時代になってきたということかも知れない。このコミュニケーション技術の発展により両者の利点を利用できるようになったことは、評価の実践件数の拡大や評価報告書のクオリティの向上につながるという意義が見込まれる。

5. 結論と示唆

以上、実践報告・調査報告の学会誌投稿規定の位置づけと定義、今までの評価研究者のケーススタディの理解、そして最後に現代的なケーススタディ（サクセスケースメソッド）の適用の事例について解説した。なお、本稿自体もケーススタディの一つであるので、まるで劇場で演劇を見て、オーディエンス一人一人がわずかに少し学ぶように、本稿を読む読者一人一人が、すでに持っている実践報告・調査報告の理解や抱えている現場の認識を、わずかに独自に更新することを期待している。

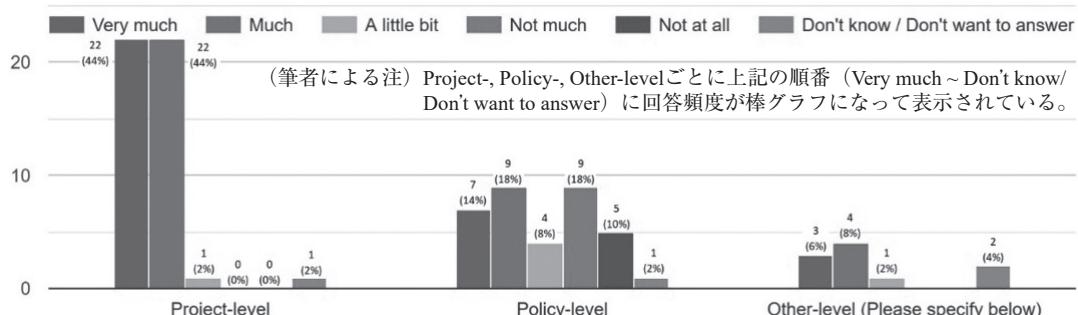
また、今後への示唆としては、コミュニケーション技術の発達が与える影響に注目して、その技術を積極的に取り入れることにより、調査手法とそ

**BOX1: 事例：ケーススタディ（サクセスケースメソッド）の適用事例：
タンザニア国「地方行政機能強化支援プログラム」**

国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）は、タンザニア国「地方行政改革支援プログラム」を通じて、2000年代初頭から15年以上に亘り同國の地方行政分野への支援を実施してきた（出所に記載した報告書 p.1）。今回、TOA（Tanzania Osaka Local Government Reform Alumni Association）の事務局から入手したタンザニア大阪研修同窓会のメンバーリスト（n=273）に調査団からメールで回答を依頼した。最終的に50名（18%）から回答を得た（p.3）。今回のサーベイ（n=50）から、サクセスケースとみなせる事例をコメントした回答者に対して、深堀インタビュー（In-depth Interview）を実施した。以下では、4つのサクセスケースを掲載する。サクセスケースの分析により、1) どのような要因や条件が成功に影響したのか、2) その「成功例」を他の関係者／事例に再現するためには、どのような条件が必要か、を知ることができる（同報告書 p.80）。

[第1段階] ゲーベルサーベイフォームによる主なサーベイ結果の一つは以下のとおりであった。研修参加により取得したスキルや知識の活用度合を、事業レベルと政策レベル、その他レベルに分けて質問している。これらの回答の集計により全体像が把握されたとともに、点数をつけて比較したわけではないが、サクセスケース（成功事例）の特定が可能となった。

質問3a：「研修後、取得したスキルや知識をどの程度仕事に活かしましたか？」



（出所）同報告書 pp.76-77

[第2段階] 今回のサーベイ（n=50）からサクセスケースと見做せる事例をコメントした回答者に対して深堀インタビュー（In-depth Interview）を実施した（p.80）。サクセスケースとして4つのケースが特定されたが実践報告としての分かりやすさの観点から、本実践報告のために、その中の一つである、「物乞いから脱して、道路清掃とコメの精米・包装・販売で自立した女性グループ」を紹介する。なお、以下の1) 2) 3) は同報告書 pp.82-83の文章そのままを掲載した。

1) あなたの“サクセスケース”を具体的に教えてください。

- 2015年にマサシ DC からムトワラ・ミキンダニ MC に異動してきたとき、町中で物乞いをしている女性たちを見つけたが、彼女たちは未亡人だからそうするべきだと考えていた。彼女たちは以前、葬儀や結婚式などの社会活動にボランティアとして参加し、皿洗いや鍋の調理などの仕事をしていた。ある日、彼女たちは私のオフィスを訪れて援助を求めたが、私はお金を与えるのではなく、彼女たちを私が住んでいる家に連れて行き、草を刈ってもらった。
- その後、私は彼女たちと話をして、物乞いではなく、何か収入を得られる方法があるのではないかと説得し、彼女たちも同意してくれた。その後、私は彼女たちを市の環境衛生担当者のところに連れて行き、請負業者ではなく1本の道路で契約するように説得した。彼らは、清掃や草花の植

え付けなど、非常に良い仕事をしてくれたので、道路はとてもスマートになり、地方長官も彼らを高く評価してくれた。今ではすべての道路の清掃を請け負っている。

- ・その後、彼女たちは、Youth and Women Fund からソフトローンを受けて、精米機を購入し、今では、道路の清掃に加えて、コメの精米・等級分け・包装・販売を行っている。
- ・彼女たちは、銀行口座を開設し、毎月の支払いは月末に銀行に振り込まれ、生活費や清掃用具の購入に使っている。その後、グループ形成、資金管理、収入を得るための活動について学んだ。
- ・彼女たちは、以前に比べて経済的にも恵まれている。無一文からスタートした彼女たちは、今では物乞いではなく、しっかりと人生のフェリーに乗っているのである。

写真1：清掃の風景



写真2：人生のフェリーに乗った女性たち



2) 同じトレーニングやプログラムを受けても、同じ結果にならない役人もいます。しかし、あなたは「成功例」を作りました。あなたの場合、どのような要因や条件が成功に影響したでしょうか？

- ・大阪研修では、目と心をフルに使って学んだ。収入を得るために活動をしている女性たちのグループを訪問したときには、いつもタンザニアの自分の職場のことを考え、貧しい女性たちが持っている資源に基づいて収入を得るためにどのような支援ができるかを考えた。
- ・このケースでは、唯一の資源は女性の労働力と女性基金からの協議会資金だった。
- ・人々がどのように学び、どのように考え、どのように物事を捉えるかが重要である。私にとっては、女性たちに常にモラル面のサポートをすること（「自尊心」と言い換えてもいい）が、彼女たちが活動を続けるための大きな要因であった。

3) 自分の「成功例」を他の関係者／事例に再現するためには、どのような条件が必要ですか？

- ・1) 決断力、2) 道徳的なサポート、そして3) 物事を行うことへのコミットメントである。
- ・私は何かをしたい、私はそれが実現するのを見たい、というコミットメントがなければ、それを行うことはできない。さらに、地域で利用可能な知識やリソースも必要な条件である。

れを用いる評価を実現していくべき、ということ
が挙げられる。

6. 本論文の制約

本稿は少なくとも以下の制約があると言える。

- (1) 実践報告・調査報告の手法はケーススタディメソッドに限定されるものではない。特に調査報告には通常の定量的手法、例えば大規模サーベイと厳密な統計分析を適用した報告が含まれるかも知れない。
- (2) ケーススタディメソッドに関して筆者が学んだ評価学の研究者の何人かを取り上げたが、すべての主要な評価研究者を網羅できているわけではないことも制約である。
- (3) 統計分析の厳密な手続きのすべての側面について、ケーススタディの対応する側面を解説・議論できていない点も制約となる。
- (4) ケーススタディはプロセスや文脈の複雑性を理解すること自体にも大きな価値があるとの主張があるが本稿では取り上げていない。
- (5) 本稿で解説した評価研究者の理論は時に難解であり、特に定性的手法の研究者の解説は哲学的になりがちであり、すべてを理解して網羅しているわけではないことも制約の一つとして挙げねばならない（とくに共創など認識論的な議論）⁹。
- (6) 本稿は、質的評価について論じたわけではないが、ケーススタディメソッドが用いられる質的評価の本質的な強みは、一般化可能性だけにあるのではないというmixed method的な視点も重要である。具体的には、①定量的指標では必ずしも把握できない心理的変化を含む質的側面の変化を明らかにできることがある可能性がある、②定量的指標の変化として把握される介入行為の効果について因果関係の解釈を提供できる可能性がある、③定量的指標では必ずしも把握できない介入行為のプロセスや背景要因の情報も提供する可能性がある、といった視点である。

謝辞

匿名の査読者から、たいへん示唆に富む有益なコメントをいただくことができたおかげで、本稿の質を大幅に改善することができました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

注記

- 1 日本評価研究投稿要領https://evaluationjp.org/wp-content/uploads/2024/09/1hen2_TOKOyoryo20240408.pdf (2025年5月10日閲覧)
- 2 原文（英語）は以下のとおり。Articles focus on topics applicable to the broad field of program evaluation. We seek articles that examine topics in evaluation methods, theory, and/or practice. In all cases implications for practicing evaluators should be clearly identified. Examples of contributions included, but are not limited to, (i) reviews of new developments in evaluation, (ii) descriptions of challenges or lessons from a current evaluation study, (iii) critical reviews of some area of evaluation practice, and (iv) presentations of important new techniques. (筆者注：(i)～(iv)の番号は筆者が追加している)
(Source) <https://www.eval.org/Publications/Publications/American-Journal-of-Evaluation/Contribution-Categories> (2025年3月18日閲覧)
- 3 原文は次のとおり。Articles of up to 7,000 words (including references) on evaluation theory and practice, including innovative methodological approaches, original empirical research, standards of practice, strategies to enhance the implementation, and reporting and use of evaluations.
(Source) <https://evaluationcanada.ca/learning-and-events/cjpe/index.html> (2025年3月18日閲覧)
- 4 Shadish, Cook & Leviton (1991) は、3ステージで7人の評価学のパイオニアを解説しているが、一番最初にスクリヴェンを解説して次のように述べている。“Scriven is one of the earliest of modern evaluation theorists, since 1960” (p.74).
- 5 原文は以下のとおり。b. Case Studies: Each case study is a detailed description of a unique evaluation that (a) showcases novel evaluation practice and (b) provides the necessary and relevant/pertinent documentation of the

- evaluation case (e.g., context, methodology, findings, and use) to inform future research on evaluation studies.
(Source) https://journals.sfu.ca/jmde/index.php/jmde_1/overview_sections_types (2025年3月18日閲覧)
- 6 例えば、MIT「貧困アクションラボ」(MIT J-PAL)の研究者は、深堀インタビュー、フォーカスグループディスカッション、サイト訪問観察などケーススタディで用いるこれらの定性的手法を実験デザインに統合するメリットとして、(1) デザイン段階では研究仮説を特定すること、(2) 実施段階ではアウトカム測定によりニュアンスのある測定が可能となること、(3) 解釈段階では因果関係を探ること、などをそのメリットとして解説している (Paul & David 2024)。
- 7 スティクが次のように書いている。“He is the only philosopher we have” (Stake 1982, p.12).
- 8 これに対して、実験デザインの唱道者のキャンベルはどう反応しているだろうか。キャンベルは有名な「調査のための実験と準実験」(1963)において、実験デザイン未満のデザイン——一回だけのケーススタディ (Pre-experimental designs — The one-shot case study) と述べている (p.6)。具体的には「一つのグループが一回だけ調査される」(a single group is studied only once) と定義して「科学的なエビデンスを確保するには少なくとも一つの比較（という営為）が必要だ」(securing scientific evidence involves making at least one comparison) として、ほとんど科学的な価値はない (almost no scientific value) と述べている。一方で、キャンベルはそれから20年後にYinのケーススタディメソッド (Yin 1984) にForward (本の最初に掲載される推薦の言葉) を寄せて次のように記載している。「私たちの道具箱は、同一の質問と同一の目標・知識を共有するのだが、(a) インが教鞭を取っている定量的・準実験的ケーススタディのコースに加えて、(b) 人文的な有効性追求のケーススタディメソッドを必要としている」((a) (b) は筆者が追加した)。さらに次のようにも述べている。「インは実験心理学 (experimental psychology) の博士号 (Ph.D.) を有しているがその後のキャリアを通じて、知識を創出するためにはパターンとコンテクストの決定的な重要性を理解したのだと信じる。この本 (Yin 1994) が社会科学の調査法コースの標準的なテキストになることを信じている」(Yin 1994,

pp.ix-xi)。つまりキャンベルも、実験デザインとケーススタディメソッドが同じ原理を共有していることを理解して認めたと言える。

- 9 定性的手法の研究者の中には、ケースを固定的な単位として捉えるのではなく、理論と経験的証拠の対話を通じて形成される「理論的構築物」であるとする主張もある (例えばRagin (2010) などがある)。

参考文献

- 株式会社国際開発センター (2021) 『タンザニア国「地方行政機能強化支援情報収集・確認調査」最終報告書』、国際協力機構JR21-009 (URL:<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12361283.pdf>) (2025年5月5日閲覧)
- 佐々木亮 (2010) 『評価論理：評価学の基礎』、多賀出版
- 日本評価学会 (2021) 『日本評価研究投稿要領』(最終改訂2024年4月8日) (https://evaluationjp.org/wp-content/uploads/2024/09/1hen2_TOKOyoryo20240408.pdf) (2025年5月10日閲覧)
- Brinkerhoff, R.O. (2002). *Success Case Methods: Find Out Quickly What's Working and What's Not*. Oakland, CA: Berrett-Koehler Publication.
- Campbell, D. T., & Stanley, J. C. (1966). *Experimental and Quasi-experimental designs for research*. Skokie, IL: Rand McNally.
- Coryn, C.L.S., Shroter, D.C. & Hanssen, C.E., (2009). Adding a Time-Series Design Element to the Success Case Method to Improve Methodological Rigor: An Application for Nonprofit Program Evaluation. *American Journal of Evaluation*, 30(1), 80-92.
- Guba, E.G.& Lincoln, S.L. (1989). *Fourth Generation Evaluation*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- King, G., Keohane, R.O., & Verba, S. (1994=2021). *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton NJ: Princeton Univ Press.
- Lincoln, S.L. & Guba, E.G. (1985). *Naturalistic Inquiry*. Beverly Hills, CA: Sage Publications.
- Patton, M.Q. (1980). *Qualitative Evaluation Methods*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Paul, E. & David, T. (2024). *Integrating qualitative methods into randomized evaluations*. In Research Resources of MIT The Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab (J-PAL)

- Website. (URL:<https://www.povertyactionlab.org/resource/integrating-qualitative-methods-randomized-evaluations>) (2025年3月23日閲覧)
- Ragin, C. (2010). *What Is a Case?: Exploring the Foundations of Social Inquiry*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Scriven, M. (1991). *Evaluation Thesaurus (4th ed.)*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Shadish, W. R., Cook, T. D., & Leviton, L. C. (1991). *Foundations of Program Evaluation: Theories of Practice*. Sage Publications. CA: Thousand Oaks.
- Stake, R.E. (1982). The two cultures and evaluation evolution. In *Evaluation News* 3. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Stake, R.E. (1995). *The Art of Case Study Research*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Yin, R. (1984). *Case Study Research: Design and Methods*. Sage Publications. CA: Thousand Oaks.
- Yin, R. (1994). *Case Study Research: Design and Methods, 2nd edition*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

(2025.7.7 受理)

The validity of practice reports and research reports: A comparison of Case Study Method approaches

Ryo Sasaki

International Development Center of Japan(IDCJ)
sasaki.ryo@idcj.or.jp

Abstract

Practice reports and research reports are case study reports, and have their own unique characteristics and significance that are different from large-scale survey research. In this report, we review the submission guidelines for evaluation journals and commentaries by major researchers, then explain a modern application example of the success case method, which has been widely used in recent years (evaluation of civil servant training in Tanzania), and obtain suggestions for the effectiveness and improvement of practice reports and research reports.

Keywords

practice report, research report, case study, success case method, Brinkerhoff

【研究論文】

評価の実践認識論のモデル化 —Weiss-Patton論争を手がかりとして—

西村 君平

東北大学

kunpei.nishimura.a6@tohoku.ac.jp

原田 健太郎

東邦大学

kentaro.harada@med.toho-u.ac.jp

呉 書雅

岩手県立大学

wu_s@iwate-pu.ac.jp

渡部 芳栄

岩手県立大学

w_yoshi@iwate-pu.ac.jp

要 約

本稿の目的はWeiss-Patton論争において暗黙裡に前提とされていた評価の実践認識論をモデルとして明確化することである。評価の実践認識論とは、評価はどのような知を生成するべきか、その知をどのように利用するべきかを明らかにする理論である。Weiss-Patton論争は評価利用に関する基本的な考え方を巡る論争として知られるが、先行研究では論争の実践認識論に誤解が生じており、その理論的な含意や実践上の示唆が明確化しきれていない。そこで本稿では実践認識論に着目してWeiss-Patton論争を再検討し、工学モデル、啓蒙モデル、臨床モデルという評価の実践認識論のモデルを3つ提案する。3つの基本モデルは評価利用論に焦点や体系を与えるものであり、評価者が評価利用に着目した方法論の選択や改善の指針となり得る。

キーワード

評価利用、評価の実践認識論、Weiss-Patton論争

1. はじめに

本稿の目的はWeiss-Patton論争において暗黙裡に前提とされていた評価の実践認識論をモデルとして明確化することである。ここで言う評価の実践認識論とは、評価はどのような知を生成するべきか、その知をどのように利用するべきかを明らかにする理論である。

なぜ評価の実践認識論に焦点を当てるのか。それは評価の実践認識論が、評価利用論¹を俯瞰で捉えるための理論的な立脚点となり得ると考えるからである。

評価には個別の評価対象に関する具体的な意思決定への貢献という機能が含まれる。そのため意思決定における評価利用は、伝統的に評価研究の主要な関心の1つである。評価論には、利用を重

視する下位領域として、評価利用論が含まれる (Alkin and King 2016: 569)。評価利用論では、評価の利用のあり方や利用を促進するための活動や条件が多角的に検討される。その知見には、利用促進に資する活動や条件の適用範囲、実施のノウハウやその効果、効果の再現性に関する理論的考察や経験的根拠が含まれる (King and Alkin 2018: 436)。このように利用の観点から評価のリサーチデザインを多角的に検討し、意思決定に貢献し得る評価のあり方を明らかにすることが評価利用論の主眼である。

しかし、評価論が一般的にそうであるように (Stufflebeam and Coryn 2014: 46)、評価利用論は評価の実践や制度における評価利用の実態を明らかにした記述モデルに比べて、評価利用のあるべき姿を明らかにした規範モデルに偏っている (King and Alkin 2018: 435)。結果として、様々な規範モデルが林立する状態が続いている、評価利用論の焦点や体系は明確ではない。

この課題の解消に向けて、本稿はWeiss-Patton論争の再検討を試みる。この論争は1987年のアメリカ評価学会ボストン大会においてC. W. WeissとM. Q. Pattonの間で生じ、翌年の『Evaluation Practice』誌上に展開したものである。初発の論点は想定利用者の評価への参加が評価の利用を促進するかであり、方法論的な問い合わせ前景化していた。後の誌上論争では、評価はどのような知を生成するべきなのか、その知は意思決定においてどのように利用されるべきかという認識論的な問い合わせられている (Patton 1988a, b; Weiss 1988a, b)。

このようにWeiss-Patton論争は単なる評価利用を促進するための方法を巡る論争ではなく、その根底にある評価の知の性質を巡る認識論的な論点に踏み込んでいる。

特に、Weiss-Patton論争における評価の認識論を巡る応酬が、あくまでも評価実践への省察に根ざして展開した点は重要である。哲学や科学哲学で論じられてきた認識論は、高度に抽象化されており、現実味を失っていることも少なくない。一方で、Weiss-Patton論争における認識論は実践と密接に関わっている。それは「実践者が現場で行う知の生成 (knowing) の性質に関する理論」(Schön 1983=2007: ii) という意味において、実践認識論

と呼びうるものである。

また、論争において萌芽した評価の実践認識論は、評価はどのような知を生成するべきか、その知をどのように利用するべきかを問い合わせ内容となっており、明示的であれ暗黙的であれ、評価利用論の根幹を問い合わせるものとなっている。だからこそ、論争において生じた評価の実践認識論は、評価利用に着目した様々な方法論の意義や限界、好適条件を俯瞰で精査し、評価利用論に焦点や体系を見出すための理論的な立脚点となる。こうした知見は評価者が評価利用に着目した方法論の選択や改善の指針となり得る。

ただし、Weiss-Patton論争では、評価の実践認識論に関する概念の精緻化やその理論的な含意の明確化、実践上の示唆の導出が自覚的に行われているとは言い難い。魅力的なアイデアではあるが、有効なモデルには落とし込まれていないのが評価の実践認識論の現状である。

こうした観点から、本稿ではWeiss-Patton論争において生じた評価の実践認識論をモデル化することで、論争の評価利用に関する理論的な含意や実践上の示唆の明確化を試みる。

2. 先行研究の検討と本稿の課題

(1) 評価利用論の基本的な動機の形成

まずはAlkin and King (2016) をベースに評価利用論の基本的な動機を確認したい。

Alkin and King (2016: 571) によれば、評価利用は黎明期の評価実践を支えた心理測定アプローチに対する反省を基本的な動機としている。1957年のスポートニクショックをきっかけに、数理・科学教育の教育プログラム（カリキュラム）開発が国策となっていた。多額の公共投資を受けた教育プログラムが実際に効果を生じさせているかが、社会の耳目を集め重要な課題となった。この課題を取り組んだのが、教育学や心理学、社会学といった社会科学諸領域の研究者であった。しかし、当時のプログラム評価を担った社会学者はプログラム評価のニーズを理解していなかった。社会学者は当時の社会科学の有力なパラダイムであった行動科学からの影響を受ける形で、プログ

ラム評価を心理測定と同一視した。具体的には、標準テストによって客観的に教育プログラムの効果を測定することが基本とされ、当時その方法論が確立しつつあった実験・準実験デザインが評価デザインとして採用された。一方、プログラム開発者や提供者は、単に自らが手掛けたプログラムに効果があったかどうかを知りたかったわけではなく、プログラムの改善の手掛かりを求めていた。心理測定アプローチはこのニーズに応えられず、結果として評価利用は限定的になった。

こうして単に科学的厳密性の高いプログラム評価を実現するだけでは充足できない評価の機能があるという発想が生まれる。その機能こそがプログラムの改善や開発への寄与である。この機能を重視した場合に、プログラム評価はどういうデザインされるべきかを改めて問い合わせることが、評価利用論の基本的な動機である。

この基本的な動機を端的に表現した画期的論文がCronbach (1963) の「コース改善のための評価」である (Alkin and King 2016: 570-571)。またCronbach (1963) を受けて評価の機能を総括的評価と形成的評価に区別したScriven (1967) も同様に評価利用論の基本的な動機の形成に寄与した重要な論考である。ただし、Scriven (1967) はプログラム改善(形成的機能)と効果検証(総括的機能)の双方の意義を認めたうえで、総括的機能も重要な評価の利用目的となり得ることを改めて強調している。さらに、プログラムの提供者と評価者が協働的にプログラムの開発に取り組む発展的評価を加えたPatton (1994) も、時代は下るが、この系譜に位置づく。総括的評価、形成的評価、発展的評価のいずれを重視するかについては議論が分かれるが、評価は意思決定のために利用されるものであり、その観点から評価デザインを問い合わせるべきという評価利用論の基本的な動機は通底している。

(2) 評価の多様な利用形態への着目

黎明期の評価利用論に大きな影響を与えたもう1つのアプローチとして、社会調査アプローチがある。社会調査アプローチは社会調査の方法論をプログラム評価に応用しようという企図を持っていました。しかし、次第に当時の社会科学の方法論で

はカバーしきれない評価利用というトピックを深堀りする中で、評価の多様な利用形態に関する洞察が得られた点がむしろ重要である (Alkin and King 2016: 572)。

評価の利用形態を道具的利用(評価結果に従って意思決定を行う)と概念的利用(評価結果を意思決定の参考にする)に区別したRich (1975)、さらに象徴的利用(評価結果により政治的な正当性を得る)を指摘したKnorr (1977) が代表的である (Alkin and King 2016: 572-573)。想定利用者を評価に参加させることで、評価の過程からも学びを提供する過程利用(process use)も、この系譜に位置づく (Alkin and King 2016: 575)。

(3) 規範モデルの林立

このような基礎的な研究が進む一方で、評価利用論の規範モデルの構築も進展した。すでに触れた通り、評価利用論には唯一絶対の普遍的な規範モデルは存在しない。ただし、評価利用論に特に大きな影響を与えた規範モデルとしては²、D. StufflebeamのCIPPモデル(Context, Input, Process, Product model)と実用重視評価(Utilization focused evaluation)が挙げられる (Alkin and King 2017: 438-439)。

CIPPモデルは、プログラムの文脈、インプット、プロセス、結果の実態を継続的に調査・分析することで、プログラムの開発や運用の改善に貢献しようとするものである。実用重視評価は、評価の想定利用者を特定し、想定利用者に徹底的に寄り添った形で評価を設計・運用しようとするものである。

この2つのモデルの影響から、評価利用の規範モデルには、1) 利用の観点から評価のデザインを構想する発想、2) 利用の文脈依存性に対する感受性、3) 想定利用者の参画による多様な学習機会の活用という共通の特徴が見られる (Alkin and King 2017: 439)。

(4) Weiss-Patton論争

既に述べた通り、Weiss-Patton論争の初発の論点は想定利用者の評価への参加の是非であった。想定利用者の参加はPattonあるいは彼の主張する実用重視評価に固有のものではなく、評価利用論

の主要な規範モデルに共通する考え方である。この意味でWeissはPattonのみならず、評価利用の主要な基本モデルに疑義を呈したのである。だからこそWeiss–Patton論争は評価利用論の理論史において重要な位置を占めている。

論争はWeissが想定利用者の評価への参加を批判する形でスタートする。彼女にしてみれば、想定利用者の評価への参加は特定の立場を評価が代弁することに他ならない。想定利用者の参加は社会プログラムの政治性に対して無防備であり、評価の利用を制限することになる。Weissはむしろ複雑に絡まった利害関係から距離を取った客観的な知識を重視する。「評価により得られた知見やそれを一般化したものは、政策領域に関わる多くの集団や利害関係者の間で通用する」(Weiss 1988a: 9) からである。こうした知識は「議論の条件や概念、問題解決の考え方へ影響を与える」(Weiss 1988a: 10)。これにより概念的利用が生じると期待される。

これに対してPattonは利用者の評価への参加によって重要な評価利用が実現した事例は現に無数にあると反論する (Patton 1988a: 9-10)。ここでいう重要な評価利用は「変化に直接影響を与えること、意思決定に直接影響を与えること、即座にプログラムを改善すること、具体的な改善案を提供すること」である (Patton 1988a: 12)。つまり、Pattonは概念的利用を否定するわけではないものの、評価結果の利用については、道具的利用を中心には据えている。過程利用においても、論争では必ずしも明言されていないが、やはり意思決定への直接的な影響や改善の観点から擁護されている (Patton 1988a: 20-21)。

Weiss–Patton論争については、Smith and Chircop (1989)、Alkin (1990) が検討している。我が国の評価研究では吉澤 (2008) が利用形態に関する研究動向を整理する中でWeiss–Patton論争に触れている。

Smith and Chircop (1989) は、両者が想定する意思決定の質に着目する。Weissは分権的で政治的な意思決定を想定しているとする。この状況では社会プログラムの目的や評価の規準が自明ではない。だからこそWeissは意思決定の基礎となる共通認識の構築のために評価を利用せよと主張す

る。Smith and Chircop (1989) ではこのような主張をコミュニケーション的行為により特徴づける。コミュニケーション的行為とは、妥当な認識に基づく他者との相互了解を目的とした行為である。一方、Pattonは集権的で技術的な意思決定を想定しているとする。この状況では目的は自明であり、その目的の達成状況を確認したり、さらなる改善のための手掛けりを模索することに集中することができる。この前提のもとで問題解決のために評価を利用せよというのがPattonの主張である。このようなPattonの主張は技術的合理性により特徴づけられる。技術的合理性とは科学の理論や技術を厳密に適用することで道具的に問題を解決できるという信念である。技術的合理性は、実践認識論の主要な立場の1つである。

Alkin (1990) は意思決定の舞台となる組織の規模に着目して、Weissは連邦政府レベルの大規模な社会プログラムを想定しており、Pattonは地域レベルの小規模な社会プログラムを想定していると指摘する。だからWeissは意思決定の複雑性への対応のための共通理解の醸成を重視し、Pattonは単純な意思決定を念頭に問題の技術的解決に焦点を当てるという解釈である。

このようにWeissは意思決定の政治的側面に着目し、Pattonは意思決定の技術的側面に着目しているという整理は共通している。この点は吉澤 (2008) でも踏襲されている。

しかし、Weiss–Patton論争の解釈には疑問が残る。先行研究ではPattonの評価利用論を技術的合理性によって特徴づけているが、この点は疑わしい。Pattonは論争の中で自らを奉仕的評価者 (service evaluator) と呼び、想定利用者の問題意識に即して柔軟に評価を設計・運用するべきだと主張する。ここでは利用者と評価者が協働して、眞の問題を探索する過程が強調されている。このような主張はもっぱら問題の技術的な解決に焦点を当てる技術的合理性に合致しない。また、社会プログラムの規模に関する指摘はWeissとPattonから否定されている (Weiss 1988b; Patton 1988b)。

つまりWeissとPattonには評価の実践認識論に関する相違があるが、その相違を適切に把握するには至っていない。総じて言えば、Weiss–Patton論争に関しては誤解が残っている。

(5) 本稿の課題

このような先行研究の限界を克服するために、本稿では実践認識論に着目してWeiss-Patton論争を再考する。一般に、実践認識論とは、実践者が現場で行う知の生成（knowing）の性質に関する理論である（Schön 1983=2007: ii）。

実践認識論の背景には、近代科学に特権的な地位が与えられ、現場での知の生成が軽視されてきたことへの問題意識がある。こうした問題意識のもとで、科学と実践の関係を問い合わせし、特に近代科学に基づく技術的合理性とは異なる知の生成の様式の探求に向かう。先行研究における誤解は、技術的合理性の理解や位置づけに関する混乱に由来する部分が大きいため、実践認識論に焦点を当てて論争を捉え直すことで、先行研究が残した課題を克服できる。

そこで本稿の課題は、1) 評価利用論における技術的合理性の位置づけを明らかにすること、2) 論争におけるWeissとPattonの評価利用に関する実践認識論を明確化すること、3) 明らかになった実践認識論の観点からWeiss-Patton論争が示唆する評価利用のデザインに関する基本モデルを明らかにすることの3点とする。

以下、3節では技術的合理性が評価利用においてどのような形で現れるのかを確認する。これにより技術的合理性は評価利用論の仮想敵としての位置づけにあることが明らかになるとともに、技術的合理性はPattonの実践認識論ではないということを明らかにする（課題1）。4節では実践認識論に着目してWeiss-Patton論争について検討し、両者の実践認識論の概要を確認する。ここではコミュニケーション的行為と省察的実践が両者の実践認識論を特徴づける主要な概念として浮上する（課題2）。5節では3節、4節で得た知見をもとに評価利用論における実践認識論をそれぞれに関連する規範モデルを手がかりとして、工学モデル、啓蒙モデル、臨床モデルに操作化する。これにより Weiss-Patton論争の評価利用論への具体的な示唆を明らかにする（課題3）。6節では結論を明らかにする。

3. 評価利用論における技術的合理性

(1) 技術的合理性と工学モデル

技術的合理性とは科学の理論や技術を厳密に適用することで問題を解決できるという信念であった。このような実践認識論に立った場合、評価のあり方はどのようなものになるのだろうか。この問い合わせに対する答えを導くためには工学モデル（engineering model）が手がかりとなる（Schön 1983=2007: 39）。

工学モデルは、基礎研究、応用研究、評価研究と続く一連のサイクルを想定した研究開発のモデルである（Janowitz 1969: 309-310）。ただし、ここで言う評価研究は、学術研究の一環として行う評価を指す概念であって、評価に関する研究という意味ではない。基礎研究は社会科学上的一般理論を構築する。応用研究は一般理論を社会プログラムの形で現実に適用して社会問題の解決に挑む。そして社会プログラムの効果を明らかにすることが評価研究の機能となる。こうして社会問題の解決に資する理論や技術を構築しようと試みるのが工学モデルである。

ここで最初期のプログラム評価が学術研究者主導でスタートしたこと想起してほしい。当時は、社会プログラムは応用研究という位置づけが与えられており、プログラム評価の主眼は社会プログラムの純粋な効果を析出することであった。この関心のもとで実験・準実験の方法論が結実したのである（Rossi and Wright 1984: 332）。最初期のプログラム評価に技術的合理性を中心とした工学モデルを見て取れる。

(2) 素朴な道具主義

工学モデルにおける評価利用は素朴な道具主義（naïve instrumentalism）と呼ばれる特異な評価利用論を暗黙の前提にしている。

素朴な道具主義は最初期のプログラム評価に見られる暗黙の評価利用論である（Shadish et al. 1993: 70）。素朴な道具主義は2つの要素で構成されている。まず素朴な道具主義はプログラムの効果を明らかにし、その結果を政策形成者にフィードバックすれば、効果の有無に即してプログラムの存廃に関する抜本的な意思決定が行われると期

待する。次にこのような評価利用は、評価者が特段の創意工夫を施さなかったとしても実現すると考える。

素朴な道具主義は技術的合理性の考え方と密接に結びついている。一旦、問題解決に資する理論や技術が構築されてしまえば（技術的合理性）、それは自ずから幅広く利用されるはずだと期待すること（素朴な道具主義）は自然である。しかし、評価の理論史は、この期待が妥当ではなかったことを教えている。

（3）素朴な道具主義からの脱却

評価利用が明示的に評価論の課題となっていく中で、素朴な道具主義からの脱却が通奏低音となる。素朴な道具主義との対比では2つのポイントが挙げられる（Shadish et al. 1993: 171-172）。まず幅広い評価利用について考慮すること、次に幅広い評価利用を実現するために、評価の想定利用者が埋め込まれた文脈に細心の配慮を払うべきだと考えることである。

こうした考え方のもとで、評価利用論は理論の構築や技術の開発といった一般性や汎用性の高い知識は志向せずに、具体的な現実に即した多様な評価利用に焦点を当てようとする。

このように評価利用論の理論史からは、素朴な道具主義や技術的合理性といった最初期の評価利用のあり方を乗り越えようとする発想を見て取れる。Weiss-Patton論争に関する先行研究はこの点を見落としている。

（4）Weiss-Patton論争に対する誤解

Weiss-Patton論争では、幅広い評価利用のあり方が前提にあり、想定利用者をどのように設定するかが議論されていた。こうした論調になったこと自体に技術的合理性を乗り越えるべく登場した後年の評価利用論の影響がある。

特に先行研究のPattonが技術的合理性の観点から論争に参加したという解釈は誤解である。もしそうであればPattonは工学モデルに沿った主張を開いたはずだ。道具的利用を実現するための一般理論の意義、社会プログラムの応用研究としての位置づけ、その効果検証の科学的厳密性の重要性が主張されていただろう。しかし、そのような

主張は登場しない。

この論争は技術的合理性とその他の実践認識論の対立ではなく、技術的合理性とは異なる2つの実践認識論の間の対立である。ではWeissとPattonの評価利用に関する実践認識論はどのようなものか。この点に着目してWeiss-Patton論争を精査しよう。

4. Weiss-Patton論争における実践認識論

（1）Weissの実践認識論

まずWeissの実践認識論を確認する。論争においてWeiss自身が啓蒙モデルに言及している（Weiss 1988a: 10）。

啓蒙モデルは社会的現実の多元性（複雑性、曖昧性、予測不可能性）に鑑みて、相対的にではあるが客観的な事実を発見する方法や幅広い文脈に妥当する理論を実践に提供することで、実践者の間に共通認識を醸成する社会科学モデルである（Janowitz 1969: 313-314）。

Smith and Chircop (1989) では啓蒙モデルの核心となる実践認識論はコミュニケーション的行為に求められている（Smith and Chircop 1989: 9-12）。コミュニケーション的行為とは、妥当な認識に基づく他者との相互了解を目的とした行為である。まさに啓蒙モデルに合致した実践認識論であり、この点についてはSmith and Chircop (1989) に異論はない。

（2）Pattonの実践認識論

Pattonは論争において特定のモデルに言及していない。しかし、想定利用者との協働を主軸にした彼の評価論は臨床モデル（clinical model）に合致している。

臨床モデルは科学者と実践者が協働して解決するべき問題を問い合わせていく社会科学モデルである（Gouldner 1989: 31-33）。臨床医は患者が苦痛や症状を訴えた時に、その声を尊重しつつ、専門的見地から患者が抱える疾病を診断する。社会プログラムが抱える問題も同様である。実践者は課題感や問題意識を持っているが、その感覚の奥にある真の問題を把握できているとは限らない。科

学者は実践者との間に信頼関係を築き、協働的に社会プログラムの実態を評価することで、真に解決するべき問題を探索しながら、問題解決にあたる。このような臨床モデルの考え方は想定利用者との協働を基礎づける社会科学モデルである。

実践認識論の観点から見れば、臨床モデルの基本原理は省察的実践である。省察的実践とは、実践に対するフィードバックをもとに実践者の行為の参照枠組みを再構築することで、実践者の専門職的発達を図ることである (Schön 1983=2007: 50-51)。臨床モデルに見られる研究者と実践者の協働的な試行錯誤の過程にこうした特徴が現れる。

(3) 評価利用論の示唆の導出に向けて

Weiss-Patton論争において展開している主張は、それぞれコミュニケーション的行為、省察的実践という実践認識論に特徴づけられる。前者は啓蒙モデル、後者は臨床モデルを伴う。

このように見ると、評価利用には工学モデル、啓蒙モデル、臨床モデルという3つの基本モデルを区別できる。3つのモデルの特徴を具体化すれば、評価利用に関する基本的な見解の相違に則って評価の設計や運用のあり方を描き出し、評価利用論に、緩やかな焦点や体系を見出すことができるだろう。こうした観点から、以下では基本モデルをリサーチデザインの論理の形で具体化する。

ここで改めてリサーチデザインについて確認しておきたい。リサーチデザインとは、研究の問い合わせに対する解を導くために必要な根拠は何かを明らかにしたものである (de Vaus 2001: 9)。リサーチデザインは論理の問題であって (logical problem)、管理の問題ではない (logistical problem) (Yin 1989: 29)。どのような問題を設定するのか、どのような問い合わせ論理、仮説を設定するのかによって必要なデータは決まる。研究や評価で必要なデータが定まれば、採るべき方法や期待される知見の方向性も見えてくる (Deforge 2022: 1403-1405)。

このようにリサーチデザインは研究や評価の論理そのものである。3つの基本モデルのリサーチデザインを明確化すれば、評価利用に着目した評価のあり方が浮かび上がると期待できる。

5. 利用に着目した評価のリサーチデザイン

(1) 工学モデル

ここでは工学モデルのリサーチデザインの論理を実験・準実験デザインから導出する。実験・準実験デザインについては、Campbell and Stanley (1963) が代表的である。本稿ではこれと併せて、Torgerson and Torgerson (2008=2010)、津富・正木 (2020) を参照する。

①問題設定

工学モデルのリサーチクエスチョンは、「社会プログラムに効果はあったか」である。工学モデルでは、社会プログラムが一般理論により基礎づけられていることを前提として、効果の厳密な検証にプログラム評価を焦点化させる。「ほとんどすべての介入法は、何らかの理論的基盤を有しているものの、ここで最も重要な問題は効果があるのかどうかということであり、なぜ効果があるのか、どのように効果をもたらしているのかは二の次なのだということを忘れないようにしたい」 (Torgerson and Torgerson 2008=2010: 233) という言葉はこの点を克明に表している。

②理論の選択と仮説の導出

工学モデルが検証する理論は社会プログラムの基礎にある一般理論であり、それは評価においては所与である。一般理論から演繹的に仮説を導出するにあたっては、独立変数(原因)と従属変数(結果)で構成されたシンプルなものとなる。一般化して言えば、「CならばE ($C \Rightarrow E$)」という原因Cと結果Eで構成されたモデルが仮説として設定される。原因と結果という2つの変数の間の純粋な因果関係に着目する考え方を継起的因果と呼ぶ(西村・呉 2024: 32)。

③データの入手と分析

工学モデルにおいて必要なデータは、介入あり・なしの条件下で結果の差を比較するデータである。このデータは社会科学で広く見られる実験研究 (experimental study) を通して得られる。実験研究の理念型はランダム化比較実験 (Randomized Controlled Trial: RCT) である (Campbell and Stanley 1963)。

RCTは被験者を実験群と統制群にランダムに割り当てる、実験群にだけ介入を施すことで、介入以外の要因が効果に与える影響を統制するものである。

特定の地域でRCTを行うのがフィールド実験である。他にも、偶発的に生じたランダムな割当に類する状況を利用する自然実験、統計的な操作によって処置と介入以外の要素を統制する準実験といったデザインがある。いずれにせよ、原因（社会プログラム）の有無を統制した形でデータを取得することで、その結果（効果）を可能な限り純粋な形で析出しようという発想は共通している（津富・正木 2020: 114）。

実験・準実験では、科学的厳密性を担保する見地から主に量的データが利用される。ただし、質的データが排除されるわけではない（Torgerson and Torgerson 2008=2010: 185）。

④評価利用

工学モデルは、社会プログラムの効果を明らかにした知見をもたらす。この知見はアカウンタビリティの検証の根拠となるものであり、この意味において工学モデルは総括的評価の機能を担うのに適している。

科学的に厳密な総括的評価を行い、その結果が政策形成者やその背後にいる有権者に広く参照されていけば、効果のある社会プログラムだけが選定されていく。この意思決定は、プログラムの規模にもよるが、数年単位のものとなる。中長期的な観点から、科学的な理論や技術を発展させることで社会問題を解決しようという発想は技術的合理性の考え方から導かれる。

また、この工学モデルにおける評価利用は社会プログラムのあり方を直接的に変更するものである。そのため、工学モデルの利用形態は道具体的利用に該当する。

（2）啓蒙モデル

啓蒙モデルに則った規範モデルとして、理論準拠評価（theory based evaluation/theory driven evaluation）が挙げられる（Pawson et al. 2005: 33-34）。

理論準拠評価はWeissをはじめとする様々な研究者の手によって発展させられてきた方法であり、理論準拠評価にも様々な解釈がある。ここでは Weiss (1995=2014)、Stame (2004)、Chen (2005)、Pawson and Tilley (2005)、Coryn et al. (2011)、Astbury (2024)、西村・呉 (2024) に依拠して、理論準拠評価に共通する基本的な考え方について着目し、そ

れを手がかりとして啓蒙モデルを検討していきたい。

①問題設定

なぜ介入が効果を生じさせるのかを説明する理論を構築することが理論準拠評価の基本的な問題関心である（Chen 2005: 419）。この観点から理論準拠評価では何が、誰に、どのような条件のもとで、どのような点で、どのように機能するのかを明らかにすることで「どのような条件があれば効果が生じるか」を多角的に検討していく（Pawson and Tilley 2005: 364-365）。このリサーチクエスチョンに社会的現実の多元性を紐解く啓蒙モデルの発想が反映されている。

②理論の選択と仮説の導出

近年の理論準拠評価の方法論では、社会学における中範囲理論に着目して社会的現実の多元性を紐解こうとする発想が注目されている（Stame 2004; Astbury and Leeuw 2010; 西村・呉 2024）。その要点は以下の通りである。

社会学の観点に立てば、人は自らの行為主体性（例：知識や選好、属性）と自らが埋め込まれた社会構造（例：文化や階層、制度）の相互作用に規定されながら行動する。このことは介入の効果は受益者の社会的条件に依存することを意味する。こうした社会学的な行動決定の過程を生成メカニズムと呼び、「どのような条件があれば効果が生じるか」を問うことが理論準拠評価の主眼となってきた。また、生成メカニズムは個人的なものではなく、一定の人々に共有されている。ただし、社会的現実の多元性に鑑みれば、その共有の範囲は限定的である。よって生成メカニズムは社会学でいう中範囲理論に該当するものになる。

中範囲理論を導出する方法は様々である（Weiss 1995=2014: 79-80）。大まかに言えば評価者が社会科学理論を参照してそこからターゲットに関連性の深い理論を選択したりモデルを導出したりする演绎的アプローチと、関係者への調査やワークショップをもとに暗黙の理論を明確化してモデルを導出する帰納的アプローチに大別できる³。

一般化して言えば啓蒙モデルが探索・検証する仮説は「CならばE、なぜならM ($C \Rightarrow E \because M$)」という論理文で表現される。Mが生成メカニズム

であり、Mを明らかにしたもののが中範囲理論となる⁴。CとEに加えてMに着目する考え方を生成的因果と呼ぶ（西村・呉 2024: 32）。

③データの入手と分析

生成メカニズムの解明に必要なデータを得るためにには、観察研究（observational study）が適合的である⁵。観察研究には縦断的研究、横断的研究、事例比較研究がある（de Vaus 2001）。いずれの場合も、因果関係を織りなすメカニズムに関する仮説に立脚したうえで、その仮説を特定の現象の観察を通して検証する。縦断的研究の場合には特定の集団を長期に及んで観察することで、時間的変化の中で生じた様々な要素を含めて、原因と結果の関係を描き出す。横断的研究の場合には異なる集団を比較しながら観察することで、集団を構成する諸要素を分析の視野に収める。事例比較研究の場合は、国や地域に固有の歴史や制度、文化といったマクロ要因の影響を分析に含める。

啓蒙モデルでは量的データのみならず質的データも参照される。一般に、効果については工学モデルと同様に量的データが利用されることが多い。一方、メカニズムについては質的データも利用される（Chen 2005: 419）。

④評価利用

啓蒙モデルは社会プログラムの効果を左右する生成メカニズムに関する知見をもたらす。この知見は社会プログラムが解決に取り組む問題やその解決の手立てに関する共通理解の基礎となる。この共通理解はプログラムの提供者が行動の指針を得たり、既存の理解や信念を確認したり、プログラムに対する支援を集めたり、確かな理解に基づいた新しい組織文化を醸成したりするために利用される（Weiss 1995=2014: 418-419）。この考え方は、妥当な認識に基づく他者との相互了解を図るコミュニケーション的行為から導かれる。

啓蒙モデルは形成的評価の機能を担う。想定されている意思決定のタイムスパンは工学モデルよりも短い。想定される利用者はプログラムの開発者や提供者であり、プログラムの開発や実施のマイルストーンに合わせたフィードバックを提供する。評価利用の形態としては、概念的利用に属する。

(3) 臨床モデル

Pattonが唱導する発展的評価（Patton 1994; Gamble et al. 2021=2022）や実用重視評価（Patton 1997=2001）を参照して、臨床モデルのリサーチデザインの論理を整理する。

①問題設定

臨床モデルの問いは「いかにして効果的な実践を構築するか」である。「介入」のような事前に標準化された行為として社会プログラムを捉える発想は臨床モデルには馴染まない。むしろ社会プログラムの現場でそれを発展的に展開していくような「実践」（practice）の考え方方がこのモデルには相応しい。

そしてこの問い合わせるために、臨床モデルでは徹底的に実践者に寄り添う。実用重視評価において、この姿勢は能動、反応、適応という概念でこの姿勢を説明される（Patton 1997=2001: 91）。

能動とは評価者が多様な利害関係者とコミュニケーションを取りながら、積極的かつ意図的に想定利用者を特定することである。反応とは想定利用者の期待や要求を傾聴し、想定利用者とともに評価の設計や運用に取り組んでいくことである。適応とは、状況や条件の変化やそれに対する理解が深まるに応じて評価のあり方を絶えず調整していくことである。教科書どおりの評価を追求せず、想定利用者とともに個々の状況やその変化に向き合う姿勢こそが評価者に求められる。

②理論の選択と仮説の導出

効果的な実践を構築するという観点から注目するべき理論は行為理論⁶（theory of action）である（Patton 1997=2005: 147）。実践者は自らの行為とその結果に関する予期を持っている。この予期は主観的で、しばしば暗黙的である。しかし、当事者の実践の中では一定の妥当性が見込める因果的な仮説もある。これが行為理論である。行為理論は実践者が培ってきた専門職としての経験則により構成されている。そこには実践に関する哲学や基本的な仮定が反映される。

行為理論の明確化は容易なことではない。行為理論を明晰に自覚している実践者は稀で、その検証には忌避感が伴うことも多い。実用重視評価では、行為理論に焦点を当てるために、想定利用者が安心して行為理論の内省に取り組めるような環

境作りを重視する。行為理論に関して説明したり、その探索や検証の過程を想定利用者が許容できるものにするといった配慮を徹底する (Patton 1997=2005: 148)。このように想定利用者への特段の配慮を伴いつつも、基本的には帰納的に仮説を導出する形になる。

行為理論は現象を説明するための科学理論とは異なる。ただし、行為と結果の関係を説明する原理である点は変わりない。よって行為理論のモデルとしての構造は、啓蒙モデルにおける因果モデルと同様に、生成的因果の形をとる。

③データの入手と分析

Pattonは想定利用者のためであれば使えるデザインや方法はなんでも使うという姿勢を強調する。ただし、それでもなお重要視するデザインはある。それはアクションリサーチである (Patton 1988b: 88-89)。

行為理論の探索や検証のためには、実践を通して得たデータが必要であり、この点においてアクションリサーチは好適である。アクションリサーチは、実践者が研究者と協働して現場で行為理論に基づく介入を行い、その展開の過程や結果を観察することで、実践に関する省察を得る方法である (King and Stevahn 2013: 19)。アクションリサーチは実験と観察の複合体である。介入を伴うという点では実験研究であり、介入の帰結を自然な状態の中で見定めるという点では観察研究である。

啓蒙モデルと同様に、臨床モデルでは量的データと質的データの双方が利用されるが、他のモデルとの対比で見れば、質的データの利用に積極的である (Patton 1997=2005: 192-194)。

④評価利用

アクションリサーチにより得られる知見は、Argyris and Schön (1978) に即して概念化できる (Patton 1997=2005: 147-148)。Argyris and Schön (1978) によれば、行為理論は信奉する理論 (*espoused theory*) と使用する理論 (*theory in use*) の2つに区別される。信奉する理論とは望ましい行為理論であり、使用する理論とは当事者が実際に参照する行為理論である。ほとんどの場合、信奉する理論と使用する理論には齟齬がある。実用重視評価では信奉する理論の現実への妥当性を検証しその結果を想定利用者にフィードバックする。

これにより使用する理論を特定し、信奉する理論と使用する理論の齟齬を解消する形で使用する理論を再構築する。

このように臨床モデルは実践者の行為理論に関する知見をもたらす。この考え方の根底には、実践に対するフィードバックをもとに、実践者の行為の参照枠組みを再構築していくことで、実践者の専門職的発達を図る省察的実践がある。

臨床モデルでは評価者は社会プログラムの提供者と協働してプログラムの開発、管理、実施、そして改善に深く携わる。この意味において評価は発展的評価の機能を担う。この中で社会プログラムの提供者は評価にも参加し、常時フィードバックを得る。こうして過程利用が生じる。

臨床モデルはプログラムを構成する実践に直接的な変更を加えるものであり、評価利用の形態としては道具的利用に該当する。

(4) 比較検討

表1は利用の観点から評価のリサーチデザインの論理を構成する論点を整理したものである。工学モデル、啓蒙モデル、臨床モデルは基本的な仮定、問い合わせ、理論、データに相違がある。それぞれのモデルの適例や意義、限界を見極めることが評価実践では重要である。

①工学モデル

工学モデルの優位性は科学的に厳密な形で効果を明らかにできる点である。評価対象への公共投資が大きく利害関係者が多い場合には、効果の有無という共有しやすい論点に確かな知見を提出できる工学モデルは重宝する。

現に、近年発展が著しいEBPM (Evidence-Based Policy Making)においては、科学的厳密性の高いエビデンスへのニーズが高く、このニーズに工学モデルは応えられる。

確かに、単に科学的に厳密な効果検証の結果を提供するだけでは、改善に直結した手がかりを求めるプログラム開発者や提供者の声には応えられなかった。しかし、現場だけが評価の利用者というわけではない。アカウンタビリティの検証に关心を寄せる者、例えば政策形成者や納税者、受益者は、科学的に厳密な効果検証の結果に積極的な意義を見出すはずだ。EBPMの隆盛という時代の

表1 工学モデル・啓蒙モデル・臨床モデルの比較

		工学モデル	啓蒙モデル	臨床モデル
問題	実践認識論	技術的合理性	コミュニケーション的行為	省察的実践
	問い合わせ	社会プログラムの純粋な効果は？	どのような条件があれば効果が生じるか？	いかにして効果的な実践を構成するか？
理論	理論の選択	一般理論	中範囲理論	行為理論
	仮説の導出	演繹	演繹／帰納	帰納
	仮説の構造	C→E	C→E (∴M)	C→E (∴A)
データ	データの取得	実験研究	観察研究	アクションリサーチ
	データのタイプ	量的データ重視	量的データ・質的データ	質的データ重視
利用	評価の機能	総括的評価	形成的評価	発展的評価
	利用時期	長期	中期	常時
	利用形態	道具的利用	概念的利用	道具的利用

(出所)筆者作成

変化もあり、工学モデルに対する需要は高い。

②啓蒙モデル

啓蒙モデルの優位性は社会プログラムの実態を多角的に捉えられる点にある。工学モデルと同様、相対的に規模が大きく、異なる関心や立場を持った様々な利害関係者が存在する社会プログラムを理解し、改善していくために啓蒙モデルが適している。

工学モデルと啓蒙モデルは評価のターゲットは類似している。その一方で、両者は着眼点が異なる。工学モデルは実験や準実験を通して社会プログラムの平均効果量に着目する。しかし、実際の社会プログラムは複雑で、受益者によって介入の効果が異なる。個々の受益者レベルで見れば、負の効果が生じることも少なくない。その結果、効果には大きな分散が生じる。こうした異質性を無視して単純に平均化すると、正の効果と負の効果が打ち消し合うことで、全体の平均効果量が小さく観測される。Rossi (1987) はこの傾向を「あらゆる大規模な社会プログラムの純粋な効果測定の期待値はゼロである」と指摘した (Rossi 1987: 4)。この評価の鉄則は、大規模な社会プログラムであればあるほど (iron law)、厳密な実験・準実験によって効果を検証すればするほど (stainless steel law)、人間の行動変容を意図した複雑な社会プログラムであればあるほど (brass law)、顕著となる。

失敗の可能性の高い挑戦的な社会プログラムだからこそ評価の対象となるのだから (zinc law)、平均効果量の期待値がゼロに近づく傾向は評価の制度的・構造的な問題でもある (Rossi 1987: 4-5)。

効果の分散を説明する文脈を明らかにし、分散を縮約したり平均を高めたりするための手がかりに着目する発想は、工学モデルにはない啓蒙モデルの強みである。

③臨床モデル

臨床モデルの優位性は想定利用者の実践に寄り添える点である。実践者が漠然とした課題感や問題意識を抱いているときには臨床モデルは特に有益である。

改善や開発に向けたアクションを創出するための徹底した工夫が臨床モデルの特徴である。この特徴は啓蒙モデルにはない臨床モデルの美点である。啓蒙モデルがもたらす知見はプログラムの理解をもたらすに留まる。しかし、信奉する理論と使用する理論の齟齬が示すように、社会プログラムに関する理解が深まったからといって、それが直ちに改善や開発に向けた行為の創出を意味するわけではない。啓蒙モデルは知識と行動の一致の仮定を置いているが、この仮定は疑わしいとも言える。

ただし、Weissが指摘したように、臨床モデルの特徴である評価利用者の参加は利害関係者の政

治的な対立への配慮に欠ける (Weiss 1988a: 7)。この限界が必ずしも問題化しない状況、例えば社会プログラムの立ち上げの段階でプログラムのリーダーと評価者が協働してプログラムの発展に挑むような状況にこそ臨床モデルは適合的である。

④モデルの適用指針

評価利用論の基本的な動機に鑑みれば、評価利用の中心的な目的は社会プログラムの改善や開発である。この目的に照らせば、啓蒙モデルと臨床モデルが有望である。ただし、工学モデルには、効果の総括による有望なプログラムの選抜という機能があることも忘れるべきではない。3者の間には優劣があるわけではない。目的により使い分けるべきである。

⑤合理性の多義性の検討

実践認識論には評価や意思決定の合理性を捉え直す側面がある。EBPMの隆盛の中で、評価や意思決定の合理化への関心が高まっている (杉谷 2024)。では合理性とは何か。この点については必ずしも明確ではない。

本稿の知見に照らして言えば、EBPMに親和的な実践認識論は技術的合理性である。他方で、コミュニケーション的行為、省察的実践の観点から政策形成の合理性を捉える余地もある。

例えば、まず工学モデルに即して、錯綜する利害関係の中で意思決定に確かな知見を提供する。次にその知見を立脚点として啓蒙モデルや臨床モデルの考え方を組み込んだ評価に歩みを進めれば、より堅固な根拠に基づいた形で、社会プログラムの改善や開発に直結した手がかりを構築できるはずである。

6. おわりに

(1) 知見の要約

本稿では、1) 評価利用論において技術的合理性には仮想敵としての側面があり、評価利用論の発展に大きく寄与してきたPatton (ならびにWeiss) の実践認識論ではないこと、2) Weissの実践認識論はコミュニケーション的行為、Pattonの実践認識論は省察的実践であること、3) 技術的

合理性を中心とした工学モデル、コミュニケーション的行為を中心とした啓蒙モデル、省察的実践を中心とした臨床モデルの3つの基本モデルがあることを明らかにした。また、EBPMの機運の醸成の中で、工学モデルの固有の意義を見つめ直すべきでもあるという点も明らかになった。

本稿では評価はどのような知を生成し、どのようにそれを利用るべきかという評価の実践認識論の核心をなす問い合わせに対して、3つの有望なアプローチが見出されたとも言える。

工学モデルでは、社会プログラムの効果を科学的に厳密に検証し、その知見を効果の高いプログラムの選出に用いる。啓蒙モデルでは、社会プログラムが効果を生成するメカニズムを多角的に明らかにし、その知見を社会問題や解決の手立てに関する共通理解を構築するために用いる。臨床モデルでは、実践者と協働して社会プログラムの中核となる実践者の行為理論を見つめ直し、その知見を社会プログラムの発展のアイデアやヒントとして利用する。

評価の背景や目的によって、3つのアプローチから取捨選択し、評価のデザインや運用、その使い方を検討していくことが望ましい。

(2) 本稿の意義と限界

Weiss-Patton論争の評価利用への示唆を明らかにした点は本稿の評価理論上の意義である。特にPattonの実践認識論への誤解を払拭した点、Weiss-Patton論争に関する新しい解釈のもとで工学・啓蒙・臨床という3つの基本モデルを提示した点に本稿のオリジナリティがある。

また、Weiss-Patton論争の再検討から得られた示唆を評価のリサーチデザインの論理に具体化したことで、評価実践の手がかりを提供できた。特に工学モデルの意義を確認した点、合理性の多義性の一端を明らかにした点は、我が国のEBPMの制度設計・制度運用を見直すための有益な手がかりとなるはずだ。

本稿の限界として2点指摘しなければならない。1) Weiss-Patton論争とは別の切り口で評価利用に接近し得ること、2) そもそも利用とは異なる論点に着目して評価のリサーチデザインの論理を描き出し得ることである。

注記

- 1 評価利用は、国際的な評価研究の文脈では“utilization of evaluation”や“evaluation use”という概念が当てられている。本稿では両者の間に特段の区別は設けず、「評価利用」と訳出する。また、評価利用論についても“theory of evaluation use”や“utilization theory”といった複数の呼称があるが、本稿では同様に「評価利用論」とする。
- 2 記述モデルについては益田（2019）参照。
- 3 演繹的アプローチ・帰納的アプローチという呼称は Patton (1997=2005: 146-147) を参考にしている。
- 4 ここでの説明はAstbury (2024) を参考にしている。ただし、Astbury (2024) は生成メカニズムに関する理論をプログラム理論と総称しているが、この用語法は少なくとも日本の評価研究にはなじまないので採用していない。
- 5 理論準拠評価の枠組みの中でも実験的研究は採用できる。ただし、実験的研究は社会的相互作用の分析に適しているとは言えない。詳しくは、西村・呉 (2024) 参照。
- 6 発展的評価では行為理論はプリンシップと呼ぶ。プリンシップについてはGamble et al. (2021=2022) を参照。

参考文献

- 杉谷和哉 (2024) 『日本の政策はなぜ機能しないのか？EBPMの導入と課題』、光文社
- 津富宏・正木朋也 (2020) 「プログラムの介入後の評価－インパクト評価の方法」、山谷清志監修『プログラム評価ハンドブック：社会課題解決に向けた評価方法の基礎・応用』、晃洋書房、106-13
- 西村君平・呉書雅 (2024) 「実在論的評価の理論と日本のEBPMへの示唆」、『日本評価研究』、24 (1) : 29-44
- 益田直子 (2019) 「評価活動は、何を、どのように、私たちにもたらしうるのか？」、『日本評価研究』、19 (2) : 19-34
- 吉澤剛 (2008) 「評価の利用における6つのモード」、『日本評価研究』、8 (1) : 125-138
- Alkin, M. C. (1990). *Debates on evaluation*. Newbury Park. CA: Sage.
- Alkin, M. C. (2013). Comparing Evaluation Points of View. In M. C. Alkin (Ed.), *Evaluation roots: A wider perspective of theorists' views and influences* (1st ed.). Thousand Oaks. CA: Sage.
- Alkin, M. C., and King, J. A. (2016). The Historical Development of Evaluation Use. *American Journal of Evaluation*, 37(4), 568-579.
- Alkin, M. C., and King, J. A. (2017). Definitions of Evaluation Use and Misuse, Evaluation Influence, and Factors Affecting Use. *American Journal of Evaluation*, 38(3), 434-450.
- Argyris, C., & Schön, D. (1978). *Organizational learning: A theory of action perspective*. Reading, MA: Addison-Wesley.
- Astbury, B. (2024). Program theory. In Newcomer, K. E. and Mumford, S W.(eds.). *Research Handbook on Program Evaluation*. Edward Elgar Pub.
- Astbury, B., & Leeuw, F. L. (2010). Unpacking Black Boxes: Mechanisms and Theory Building. *American Journal of Evaluation*, 31(3), 363-381.
- Campbell, D. T. and Stanley, J. C. (1963). *Experimental and quasi-experimental designs for research*. Houghton: Mifflin and Company.
- Chen, H. T. (2005). Theory-driven evaluation. In S. Mathison (Ed.), *Encyclopedia of evaluation*. Thousand Oaks, CA: Sage, 415-419.
- Coryn, C. L. S., Noakes, L. A., Westine, C. D., & Schröter, D. C. (2010). A Systematic Review of Theory-Driven Evaluation Practice From 1990 to 2009. *American Journal of Evaluation*, 32(2), 199-226.
- Cronbach, L. J. (1963). Evaluation for course improvement. *Teachers College Record*, 64, 672-683.
- De Vaus, D. A. (2001). *Research Design in Social Research*. London: Sage.
- Deforge, B. R. (2022). Research Design Principles. In Frey B. B. ed., *The SAGE Encyclopedia of Research Design*. CA: Sage.
- Gamble, J., McKegg, K. and Cabaj, M. (2021). *A Developmental Evaluation Companion*. The McConnell Foundation (=今田克司監修 (2022) 『DE Companion:発展的評価の旅のおともに』、ブルー・マーブル・ジャパン [https://www.blue-marble.co.jp/docs/a11/b57/])
- Janowitz, M. (1969). *Sociological Models and Social Policy*.

- Archives for Philosophy of Law and Social Philosophy*, 55(3), 305-321.
- Gouldner, Alvin W. (1989). Explorations in Applied Social Science. *Sociological Practice*, 7(1), 26-42.
- King, J. A., and Alkin, M. C. (2018). The Centrality of Use: Theories of Evaluation Use and Influence and Thoughts on the First 50 Years of Use Research. *American Journal of Evaluation*, 40(3), 431-458.
- King, J. A., and Stevahn, L. (2013). *Interactive evaluation practice: Mastering the interpersonal dynamics of program evaluation*. Thousand Islands, CA: Sage.
- Knorr, K. (1977). Policymakers' Use of Social Science Knowledge: Symbolic or Instrumental? In: C.H. Weiss (ed.), *Using Social Research in Public Policy making*. Lexington: Lexington Books.
- Patton, M. Q. (1988a). The evaluator's responsibility for utilization. *Evaluation Practice*, 9(2), 5-24.
- Patton, M. Q. (1988b). How primary is your identity as an evaluator? *Evaluation Practice*, 9(2), 87-92.
- Patton, M. Q. (1994). Developmental evaluation. *Evaluation Practice*, 15, 311-319.
- Patton, M. Q. (1997). *Utilization-focused evaluation (3rd edition)*. Beverly Hills : Sage Publications (= 大森弥監修・山本泰・長尾眞文監訳 (2001)『実用重視の事業評価入門』、清水弘文堂書房)
- Pawson, R. and Tilley, N. (2005). Realistic Evaluation. In Mathison, S.(Ed.), *Encyclopedia of Evaluation*. California: Sage, 362-367.
- Pawson, R., Greenhalgh, T., Harvey, G., and Walshe, K. (2005). Realist review – a new method of systematic review designed for complex policy interventions. *Journal of Health Services Research and Policy*, 10, 21-34.
- Rich, R. F. (1975). Selective Utilization of Social Science Related Information by Federal Policy-makers. *Inquiry*, 12(3), 239-245.
- Rossi, P. H. (1987). The Iron Law of Evaluation and Other Metallic Rules. *Research in Social Problems and Public Policy*, 4, 3-20.
- Rossi, P. H. and Wright, J. D. (1984). Evaluation Research: An Assessment. *Annual Review of Sociology*, 10, 331-52.
- Schön, D. A. (1983). *The Reflective Practitioner: How Professionals Think In Action*, London: Basic Books. (= 柳沢昌一・三輪健二訳 (2007)『省察的実践とは何か プロフェッショナルの行為と思考』、鳳書房)
- Scriven, M. (1967). The methodology of evaluation. R. W. Tyler, R. M. Gagne', and M. Scriven (Eds.). *Perspectives of curriculum evaluation*. Chicago, IL: Rand McNally, 1, 39-83.
- Shadish, W. R., Cook, T.D. and Leviton, L. C. (1993). *Foundations of Program Evaluation: Theories of Practice*, Sage Publication.
- Shulha, L., and Cousins, J. B. (1997). Evaluation use: Theory, research, and practice since 1986. *Evaluation Practice*, 18, 195-208.
- Smith, N. L., and Chircop, S. (1989). The Weiss-Patton debate: Illumination of the fundamental concerns. *Evaluation Practice*, 10(1), 5-13.
- Stame, N. (2004). Theory-Based Evaluation and Types of Complexity. *Evaluation*, 10(1), 58-76.
- Stufflebeam, D. L., and Coryn, C. L. S. (2014). *Evaluation theory, models, and applications (2nd ed.)*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.
- Torgerson, D. J., and Torgerson, C. J. (2008). *Designing randomised trials in health, education and the social sciences: An introduction*. Palgrave MacMillan. (= 原田隆之・大島巖・津富宏・上別府圭子監訳 (2010)『ランダム化比較試験 (RCT) の設計: ヒューマンサービス、社会科学領域における活用のために』、日本評論社)
- Weiss, C. H. (1988a). Evaluation for decisions: Is anybody there? Does anybody care?. *Evaluation Practice*, 9(1), 5-19.
- Weiss, C. H. (1988b). If program decisions hinged only on information: A response to Patton. *Evaluation Practice*, 9(3), 15-28.
- Weiss, C. H. (1995). *Evaluation*. Prentice Hall. (= 佐々木亮監修・前川美湖・池田満監訳 (2014)『入門評価学: 政策・プログラム研究の方法』、日本評論社)
- Yin, R. K. (1989). *Case Study research: Design and Methods*. Beverly Hills and London: Sage.

(2025.6.27 受理)

Toward Models of the Epistemology of Practice in Evaluation —A Reappraisal of the Weiss–Patton Debate—

Kunpei Nishimura

Tohoku University

kunpei.nishimura.a6@tohoku.ac.jp

Shuya Wu

Iwate Prefectural University

wu_s@iwate-pu.ac.jp

Kentarou Harada

Toho University

kentaro.harada@med.toho-u.ac.jp

Yoshiei Watanabe

Iwate Prefectural University

w_yoshi@iwate-pu.ac.jp

Abstract

This paper aims to clarify the implicit epistemology of practice in the Weiss–Patton debate by modeling it into three distinct forms. The epistemology of practice in evaluation refers to the theoretical perspective that addresses what kind of knowledge evaluation should produce and how that knowledge should be utilized. Although the Weiss–Patton debate is widely recognized as a foundational dispute concerning evaluation use, previous research has often misunderstood or failed to articulate its epistemological implications and practical significance. This paper reconsiders the debate from the standpoint of the epistemology of practice and proposes three models of the epistemology of practice in evaluation: the engineering model, the enlightenment model, and the clinical model. These three basic models provide a conceptual framework for organizing theories of evaluation use and serve as guiding concepts for evaluators in selecting and refining methodologies that emphasize use.

Keywords

Evaluation use, Epistemology of practice in evaluation, Weiss–Patton debate

日本評価学会 第26回全国大会のご案内

企画委員長 兼

第26回全国大会実行委員長 白川 展之（新潟大学）

日本評価学会第26回全国大会について、2025年11月15日（土）、16日（日）の日程で一橋大学（学術総合センター）一橋講堂会議室において開催します。

本全国大会は、本学会が共催している第5回アジア・太平洋評価学会（5th APEA Conference）国際大会（11月12日～11月14日）と連続して、その併催イベントの位置づけで開催されます。

全国大会のプログラム等の詳細、参加要領等につきましては学会マーリングリストおよび学会ホームページにおいてご案内します。

記

- | | | | | | |
|----------|---|----|------------|-----|------------|
| 1. 日程 | 2025年11月15日（土）、11月16日（日） | | | | |
| 2. 場所 | 一橋大学一橋講堂会議室
(〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋2-1-2
学術総合センター内) | | | | |
| 3. 大会テーマ | 「評価の国際化」 | | | | |
| 4. 大会参加費 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">会員</td> <td style="width: 40%;">2,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>非会員</td> <td>3,000円（税込）</td> </tr> </table> | 会員 | 2,000円（税込） | 非会員 | 3,000円（税込） |
| 会員 | 2,000円（税込） | | | | |
| 非会員 | 3,000円（税込） | | | | |
| 5. その他 | 観光庁「将来の国際会議主催者育成のための地域・大学連携等促進事業」の委託・支援（受託者：新潟大学研究統括機構）を受けて、以下の取り組みを行うこととしております。 | | | | |
- ①全国大会内の国際セッション（国際会議）の開催
 - ②首都圏と連携した地域エクスカーション・ワークショップなどの併催イベント（招待制）の開催
 - ③将来の国際会議主催者育成を目的とし、若手研究者・大学院生が会議運営を担うことによりそのノウハウの修得を目指す有償インターン（旅費・滞在費支給）の募集等

今後、詳細については、学会HPおよびMLを通じて順次ご案内します。詳しくは学会HPをご参照ください。

以上

～投稿案内～

日本評価学会では、「日本評価研究」掲載のための投稿原稿を募集しております。

投稿の締め切りは9月末日（翌年3月刊行）及び3月末日（9月刊行）です。

ご興味をお持ちの方は投稿規定・執筆要領・査読要領、並びに原稿見本をご参照のうえ、奮ってご投稿ください。<https://evaluationjp.org/activities/journal>

投稿先：特定非営利活動法人日本評価学会 編集委員会事務局

E-mail : journal@evaluationjp.org

『日本評価研究』 第25巻第2号

2025年9月30日

編集・発行

特定非営利活動法人日本評価学会 編集委員会

〒113-0034 東京都文京区湯島3-31-1

中川ビル5階

一般財団法人行政管理研究センター内

印

刷

株式会社 研恒社

© 日本評価学会

本誌に掲載されたすべての内容は、日本評価学会の許可なく転載・複写はできません。

Japanese Journal of Evaluation Studies

Vol. 25, No. 2, September 2025

CONTENTS

Preface

Value Judgements and Evaluative Reasoning in Evaluation Practice Yuriko Minamoto

Special Issue: The Potential of Evaluation Driven by Practice: Sharing Cases and Experiences

Editor's Note: The Value of Accumulating Evaluation Practices Kenta Shindo

A Practical Report on the Evaluation of Japan's Official Development Assistance (ODA) to Forcibly Displaced Persons and Host Countries Mana Jingushi, Mana Takasugi, Yoko Komatsubara

Ujitarawa Town Young Review Yoshio Kubota, Hazuki Ikeda, So Moroto, Kodai Fukuda, Yuki Takamaru

The current state of evaluation in the Mie Prefecture Social Welfare Council: An analysis of local welfare activity plans and cases Ryoya Ogura, Kazuhiro Kuzuma

Lessons learned from new initiatives on social impact evaluation - From the practice of the grant system utilizing dormant deposits - Tomoko Neo, Yoko Takagi, Mikiko Goto, Junichi Ando

Evaluation of an Intermediate Support Project for Children's Cafeterias: The Case of the Naha City Social Welfare Council under the Dormant Deposit Utilization Program (2020-2022) Naoki Urasaki

Reconsidering the Role of Evaluation Supporters - Case Studies from Japan's Dormant Deposit Utilization Program - Kenta Shindo

Article

Toward Models of the Epistemology of Practice in Evaluation - A Reappraisal of the Weiss-Patton Debate - Kunpei Nishimura, Kentarou Harada, Shuya Wu, Yoshiei Watanabe

Announcement for the 26th Annual Conference